



発 行 新 潟 県

第 26 号

平成31年4月2日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

#### 主 要 目 次

## 告 示

- 354 指定代理納付者の指定(地域政策課)
- 355 指定代理納付者の指定(地域政策課)
- 356 指定代理納付者の指定(地域政策課)
- 357 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届(福祉保健課)
- 358 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の休止届(福祉保健課)
- 359 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定(福祉保健課)
- 360 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の変更届(福祉保健課)
- 361 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 362 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関 の廃止届(障害福祉課)
- 363 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出(水産課)
- 364 保安林の指定解除(治山課)
- 365 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 366 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 367 土地改良事業変更計画の適当決定(農地計画課)
- 368 公共測量の終了通知(監理課)
- 369 公共測量の終了通知(監理課)
- 370 公共測量の終了通知(監理課)
- 371 公共測量の終了通知(監理課)
- 372 公共測量の終了通知(監理課)
- 373 公共測量の終了通知(監理課)
- 374 公共測量の終了通知(監理課)
- 375 公共測量の終了通知(監理課)
- 376 公共測量の終了通知(監理課)
- 377 公共測量の終了通知(監理課)
- 378 公共測量の終了通知(監理課)
- 379 道路の区域変更(道路管理課)
- 380 道路の区域変更(道路管理課)
- 381 道路の供用開始(道路管理課)
- 382 道路の区域変更(道路管理課) 383 道路の供用開始(道路管理課)
- 384 道路の区域変更(道路管理課)
- 385 道路の供用開始(道路管理課)

#### 公 告

予算の公表 (財政課)

危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催(消防課)

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催(消防課)

調理師試験の実施(健康対策課)

特定調達契約(物品の購入等)に係る競争入札参加者の資格(出納局会計検査課) 特定調達契約(庁舎等管理業務の委託)に係る競争入札参加者の資格(出納局会計検査課) 一般競争入札の実施(警察本部会計課)

# 病院局告示

- 3 公金の収納事務の委託 (病院局業務課)
- 4 新潟県病院局財務規程による指定代理納付者の指定(病院局経営企画課)

#### 正 誤

平成31年1月29日付け県報第8号主要目次及び新潟県病院局管理規程第4号中(病院局業務課)

告 示

## ◎新潟県告示第354号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定した。 平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定代理納付者の住所及び名称 東京都千代田区紀尾井町1番3号 ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」にかかる寄附金歳入

3 指定期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

#### ◎新潟県告示第355号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定した。 平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

1 指定代理納付者の住所及び名称

新潟県新潟市中央区上大川前通8番町1245番地

第四ディーシーカード株式会社

2 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」にかかる寄附金歳入

3 指定期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

#### ◎新潟県告示第356号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定した。 平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定代理納付者の住所及び名称 新潟県新潟市中央区上大川前通8番町1245番地 第四ジェーシービーカード株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」にかかる寄附金歳入

3 指定期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

# ◎新潟県告示第357号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり 廃止した旨の届出があった。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

名称	所 在 地	廃止年月日
そよかぜ薬局	上越市東雲町1丁目6番13号	平成31年3月31日
クオール薬局 南高田町店	上越市南高田町4-21	平成31年3月31日
ファーマライズ薬局 三条店	三条市大野畑6-18-5	平成31年2月28日
ファーマライズ薬局 十日町店	十日町市春日町二丁目108番地	平成31年2月28日
南魚沼センター薬局	南魚沼市六日町2634-4	平成31年2月28日
トリム薬局 春日新田店	上越市春日新田1丁目20番30号	平成31年2月28日

#### ◎新潟県告示第358号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり 休止した旨の届出があった。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

名称	所 在 地	休止年月日
医療法人愛広会 聖籠クリニック	北蒲原郡聖籠町大字蓮潟2251-8	平成31年2月28日

#### ◎新潟県告示第359号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

	氏	名	名 称	所	在	地	指定年月日
金子 復)	益美	(柔道整	金子接骨院	三条市興野	3-10	<b>—</b> 5	平成31年2月1日
茂野 整復	恵智良	『(柔道	茂野接骨院	柏崎市上田	尻1001	<del>-</del> 3	平成31年2月18日

# ◎新潟県告示第360号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり 変更した旨の届出があった。 平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

氏名	所 在 地	変更事項	旧	新	変更年月日
八島 拓也(柔道整復)	燕市佐渡5141 大手薬品燕チャ レンジャー店店 内	施術所	こしん接骨院	やしま接骨院	平成31年3月5日

# ◎新潟県告示第361号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
新潟県厚生農業協同組合連合会 メンタルケア中条	十日町市中条己2941	精神通院医療	平成31年4月1日
共栄堂薬局 おもて町店	長岡市表町4-2-1	精神通院医療	平成31年4月1日
共栄堂薬局 南高田町店	上越市高田町4-21	精神通院医療	平成31年4月1日
メッツ有田薬局	上越市下源入585-3	精神通院医療	平成31年4月1日
メッツ太陽薬局	長岡市旭岡 1 -28	精神通院医療	平成31年4月1日
メッツ長岡薬局	長岡市城内町1-611-1 長岡駅北部2F	精神通院医療	平成31年4月1日
メッツ川崎薬局	長岡市川崎 2 -2478- 1	精神通院医療	平成31年4月1日
メッツ西新発田薬局	新発田市住吉町4-8-25	精神通院医療	平成31年4月1日
メッツ胎内薬局	胎内市あかね町26-27	精神通院医療	平成31年4月1日
メッツ嵐南薬局	三条市東本成寺20-18	精神通院医療	平成31年4月1日
メッツ県央薬局	三条市須頃 2 - 101 - 2	精神通院医療	平成31年4月1日

## ◎新潟県告示第362号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63

条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり廃止した旨の届出があった。 平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	廃止年月日
新潟県厚生農業協同組合連合会 中条第二病院	十日町市中条己2941	精神通院医療	平成31年3月31日
クオール薬局 おもて町店	長岡市表町4-2-1	精神通院医療	平成31年3月31日
クオール薬局 南高田町店	上越市高田町4-21	精神通院医療	平成31年3月31日
メッツ太陽薬局	長岡市旭岡 1 - 28	精神通院医療	平成31年3月31日
メッツ長岡薬局	長岡市城内町1-611-1 長岡駅北部2F	精神通院医療	平成31年3月31日
メッツ川崎薬局	長岡市川崎 2 - 2478-1	精神通院医療	平成31年3月31日
メッツ西新発田薬局	新発田市住吉町4-8-25	精神通院医療	平成31年3月31日
メッツ胎内薬局	胎内市あかね町26-27	精神通院医療	平成31年3月31日
メッツ嵐南薬局	三条市東本成寺20-18	精神通院医療	平成31年3月31日
メッツ県央薬局	三条市須頃 2 -101-2	精神通院医療	平成31年3月31日
そよかぜ薬局	上越市東雲町1-6-13	精神通院医療	平成31年3月31日

# ◎新潟県告示第363号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成31年4月2日

- 1 区域
  - 姫津漁業協同組合の地区及び佐渡漁業協同組合の地区のうち佐渡市北狄、戸地、戸中の区域
- 2 区分
  - 10トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業
- 3 届出年月日
  - 平成31年2月22日

# ◎新潟県告示第364号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。 平成31年4月2日

新潟県新潟地域振興局長

1 解除に係る保安林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町小出字桃ノ木平5031の4、5031の30、5031の31、5031の36、5031の37、5031の49、5031 Ø51, 5031Ø52, 5031Ø53, 5031Ø55

- 2 保安林として指定された目的
  - なだれの危険の防止
- 3 解除の理由

指定理由の消滅

# ◎新潟県告示第365号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、佐渡市の金井土地改良区から次のとおり役員 が就任及び退任した旨の届出があった。

平成31年4月2日

新潟県佐渡地域振興局長

# 1 就任

4/6/114				
理事	佐渡г	<b></b> 有千種乙446番地 1	本間	清一
			(理:	事長)
IJ	"	泉乙808番地1	野螻	弘一
IJ	"	金井新保乙604	石船	孝夫
IJ	"	中興乙1565	清天	進
IJ	"	千種甲478	金田	秋則
IJ	"	平清水222	本間	誠一
IJ	"	中興乙1381	飯田	新一
IJ	"	金丸280番地1	臼杵	康雄
IJ	"	金井新保乙297番地1	児玉	廣志
IJ	"	貝塚502	田中	文夫
監事	"	千種丙3番地2	畠山	一彦
IJ	"	泉乙5	北見	公次
IJ	"	中興乙1355	高野	信雄
就任年	F月日	平成31年3月13日		

# 2 退任

理事	佐渡г	方千種乙446番地 1	本間	清一
			(理事	事長)
"	"	金井新保乙132	仲川	芳信
"	IJ	千種甲524	清水	明
"	IJ	金井新保乙996	渡邉	義浩
"	"	平清水520番地1	金田	英次
"	"	中興乙1334番地2	渡辺	直行
]]	"	中興乙1464	植田	日出夫
IJ	"	金丸175	舟﨑	康晴
]]	"	貝塚845	石井	美明
監事	"	金井新保乙149	本間	和明
]]	"	泉乙5	北見	公次
]]	"	中興乙104	金原	進
退任生	E月日	平成31年3月12日		

## ◎新潟県告示第366号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区の定款の変更を平成31年3月20日認可した。

平成31年4月2日

新潟県新潟地域振興局長

# ◎新潟県告示第367号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので平成31年4月3日から平成31年5月8日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月2日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	南魚沼	維持管理事業	変更	土地改良事業 変更計画書の 写し	南魚沼市役所	第48条

#### 1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

- 2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて
  - (1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
  - (2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、 その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができ る。
  - (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第368号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成30年11月1日から平成31年3月8日まで
- 3 作業地域 長岡市今朝白二丁目、今朝白三丁目、福住一丁目及び福住二丁目の全域並びに今朝白一丁目及び 台町二丁目の一部

## ◎新潟県告示第369号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

- 1 作業種類 公共測量(県営農地環境整備事業 坂口新田地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成30年9月7日から平成31年3月8日まで
- 3 作業地域 妙高市坂口新田地内

#### ◎新潟県告示第370号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(県営中山間地域総合整備事業(一般)西山内郷地区 上山田換地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成30年8月20日から平成31年3月8日まで
- 3 作業地域 柏崎市西山町上山田地内

## ◎新潟県告示第371号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業(面的集積型)下田尻地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成30年8月20日から平成31年3月8日まで
- 3 作業地域 柏崎市大字下田尻地内

# ◎新潟県告示第372号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(都市計画図修正測量)
- 2 作業期間 平成30年7月25日から平成31年2月22日まで
- 3 作業地域 新潟市内 江南区・秋葉区の一部

# ◎新潟県告示第373号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 精密水準測量(地盤変動調査)
- 2 作業期間 平成30年8月23日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域 上越市全域

## ◎新潟県告示第374号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(都市計画基本図修正)
- 2 作業期間 平成30年5月9日から平成31年3月15日まで
- 3 作業地域 合併前上越市の一部、頸城区の一部、大潟区の一部、柿崎区の一部

# ◎新潟県告示第375号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県南魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 薮神北部地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成30年8月1日から平成31年3月11日まで
- 3 作業地域 南魚沼市芹田ほか地内

# ◎新潟県告示第376号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(地形測量)
- 2 作業期間 平成30年8月27日から平成31年1月11日まで
- 3 作業地域 新潟市

## ◎新潟県告示第377号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(2級基準点測量)
- 2 作業期間 平成30年12月25日から平成31年3月1日まで
- 3 作業地域 新発田市島潟地区

# ◎新潟県告示第378号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 巻東町地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成30年7月24日から平成31年3月20日まで
- 3 作業地域 新潟市西蒲区巻東町ほか地内

#### ◎新潟県告示第379号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成31年4月2日

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431	番1		
から		(A) 7. 0~22. 0メートル	6,633.6メートル
加茂市寿町1530番1まで	新		
南蒲原郡田上町大字田上字与五右工門	通丙		
1942番1から		(B) 12. 0∼63. 0メートル	7,675.4メートル
加茂市寿町1530番1まで			

同市大宇下条字横道乙703番1まで   加茂市大宇下条字中谷地甲1672番1まで   加茂市大宇下条字中谷地甲1672番1まで   加茂市大宇下条字中谷地甲1672番1まで   三条市下保内字上谷地11番1から   三条市下保内字上谷地11番1から   同市北野新田字川東296番1まで   三条市北野新田字川東195番1まで   三条市北野新田字田上95番1まで   三条市北東字梅田乙344番まで   三条市北東字梅田乙344番まで   三条市北東字梅田乙344番まで   三条市北東字本田上町大字田上字・建設内3075番1から   南藤原郡田上町大字田上字・建設内3075番1まで   南藤原郡田上町大字田上字・建設内3075番1まで   南藤原郡田上町大字田上字・建設内3075番1まで   南藤原郡田上町大字田上字・建設内3075番1まで   100	加茂市大字加茂字五反田2732番1から		(C) 28. 1∼129. 0メートル	734. 8メートル
同市大字下条字中谷地甲1672番1まで   加度市大字下条字中谷地甲1671番1から   三条市下保内字大区田74番1まで   三条市下保内字上谷地16番1から   三条市下保内字上谷地16番1から   三条市北野新田字川東195番1まで   三条市北野新田字川東195番1から   同市北野新田字川東195番1から   同市北野新田字川東195番1から   同市北野新田宇川東195番1から   同市北野新田字五田1285番まで   三条市北野新田字五田1285番まで   三条市北野新田字五田1285番まで   南蒲原都田上町大字田上字蛇喰丙3075番1から   南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1なで   新潟市秋業区鎌倉字連田737番1から   南蒲原郡田上町大字田上字は喰丙3075番1まで   新潟市秋業区鎌倉字連田737番1から   加茂市寿町1530番1まで   南蒲原郡田上町大字田上字中田西丙1431番1   から   加茂市寿町1530番1まで   南蒲原郡田上町大字田上字中田内1431番1   加茂市寿町1530番1まで   南蒲原郡田上町大字田上字中田内1431番1   1から   加茂市寿町1530番1まで   1528   1550				
加茂市大字下条字中谷地甲1671番1 から 三条市下保内字大反町74番1 まで 三条市下保内字上谷地116番1 から 同市北野新田宇川東206番1 まで 三条市北野新田宇川東195番1 まで 三条市北野新田宇川東195番1 まで 三条市北野新田宇川東195番1 から 同市北野新田宇川東195番1 から 同市北野新田宇川東185番まで 三条市北野新田宇川東185番まで 三条市北野新田宇川東185番まで 三条市北野新田宇川東185番まで 三条市北野新田宇川大宇田上守地喰内3075番1 から 同市須戸新田上町大宇田上宇地喰内3075番1 から 店浦原郡田上町大宇田上宇地喰内3075番1 まで 南浦原郡田上町大宇田上宇地喰内3075番1 まで 南浦原郡田上町大宇田上宇地喰内3075番1 まで 南浦原郡田上町大宇田上宇地喰内3075番1 まで 南浦原郡田上町大宇田上宇地喰内3075番1 まで 南浦原郡田上町大宇田上宇北中田内1431番1 から 加茂市寿町1530番1 まで 加茂市末町1530番1 まで 加茂市大宇和茂宇五の田2732番1 から 加茂市大宇和茂宇五の田2732番1 から 加茂市大宇和茂宇五の田2732番1 から 同市大宇下条宇機道乙703番1 から 同市大宇下条宇機道乙703番1 から 同市大宇下条宇機道乙703番1 から 同市大宇下条宇機道乙703番1 から 同市大宇下条宇機道乙703番1 まで  加度市大宇和佐宇五の田2732番1 から 同市大宇下条宇機道乙703番1 から 同市大宇下条宇機道乙703番1 から 同市大宇下条宇機道乙703番1 から 同市大宇下条宇機道石703番1 まで  加度市大宇不宇条宇中谷地甲1672番1 まで  10015 6~163.8メートル 10016メートル 10015 6~163.8メートル 10016メートル	加茂市大字ト条字横道乙703番1から		(D) 15. 6~163. 8メートル	1,001.6メートル
三条市下保内字六反田74番1まで     三条市下保内字上谷地116番1から 同市北野新田字川東206番1まで     三条市井栗字藤ノ木甲722番2から 同市北野新田字川東196番1まで     三条市北野新田字川東196番1まで 三条市北野新田字川東196番1まで 三条市北野新田字川東196番1まで 三条市北野新田字川東196番1まで 三条市北野新田字川東196番1まで 三条市北野新田字川東196番1まで 三条市北野新田字川東196番1まで 三条市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字藤田乙344番まで 三条市井栗字道田内949番から 同市須戸新田字石田1285番まで 南満原郡田上町大字田上字蛇喰内3075番1から 病満原郡田上町大字田上字蛇喰内3075番1まで 南満原郡田上町大字田上字塩喰内3075番1まで 南満原郡田上町大字田上字塩喰内3075番1まで 南満原郡田上町大字田上字塩喰内3075番1まで 南満原郡田上町大字田上字塩喰内3075番1まで 南満原郡田上町大字田上字塩での3075番1まで 南満原郡田上町大字田上字塩での3075番1まで 加茂市寿町1530番1まで 加茂市寿町1530番1まで 加茂市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字検道乙703番1から 同市大字下条字中谷地甲1672番1まで  10 (C) 28.1~129.0メートル     734.8メートル				
三条市下保内字上谷地116番1から   同市北野新田字川東206番1まで   三条市井栗字藤ノ木甲722番2から   同市北野新田字川東195番1まで   三条市北野新田字川東195番1まで   三条市北野新田字川東195番1まで   三条市北野新田字川東185番まで   三条市北野新田字五郎田71番から   同市北野新田字五郎田71番から   同市井栗字施田内344番まで   三条市井栗字道田内949番から   同市海戸新田上町大字田上字蛇喰内3075番1から   南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰内3075番1から   南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰内3075番1まで   南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰内3075番1まで   南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰内3075番1まで   南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰内3075番1まで   南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰内3075番1まで   (1.) 13. 4~62. 0メートル   877. 0メートル   877. 0メートル   (8.) 12. 0~63. 0メートル   7, 675. 4メートル   10市大字下条字横道乙701番1まで   (1.) 17. 0~47. 4メートル   10.0 18. 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	加茂市大字ト条字中谷地申1671番1から		(E) 14. 0∼37. 8メートル	547. 2メートル
同市北野新田宇川東206番1まで   三条市井栗宇藤ノ木甲722番2から   同市北野新田宇川東195番1まで   三条市北野新田宇川東195番1まで   三条市北野新田宇川東195番1から   同市北野新田宇川東195番2で   三条市北野新田宇川東195番2で   三条市北野新田宇田東1285番まで   三条市北野新田宇田東25番まで   三条市井栗宇道田丙949番から   同市共栗宇道田丙949番から   同市規工学田上宇転喰丙3075番1から   南浦原郡田上町大宇田上宇転喰丙3075番1から   南浦原郡田上町大宇田上宇東五右工門通丙1942番1まで   新潟市秋葉区鎌倉宇蓮田737番1から   南浦原郡田上町大宇田上宇山田丙1431番1から   市浦原郡田上町大宇田上宇山田丙1431番1から   内港市大宇田上宇山田丙1431番1から   加茂市寿町1530番1まで   (A)7.0~22.0メートル   (B)12.0~63.0メートル   (C)28.1~129.0メートル   (C)28.1~129.0メートル   (C)28.1~129.0メートル   (D)15.6~163.8メートル   (D)15.6~				
三条市井栗字藤			(F) 15. 2~47. 0メートル	686.6メートル
同市北野新田字川東195番1まで   三条市北野新田字川東195番1から				
<ul> <li>三条市北野新田字川東195番 1 から 同市北野新田字川東185番まで 三条市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字藤田乙344番まで 三条市井栗字道田丙949番から 同市須戸新田字石田1285番まで 南満原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番 1 から 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番 1 から 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番 1 まで 一藤満原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番 1 まで 一藤満原郡田上町大字田上字・地喰丙3075番 1 まで 一藤満原郡田上町大字田上字・地喰丙3075番 1 まで 一藤満原郡田上町大字田上字・地喰丙3075番 1 まで 一藤満原郡田上町大字田上字・五右エ門通丙1942番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで 加茂市大字加茂字五反田2732番 1 から 同市大字下条字横道乙701番 1 まで 加茂市大字下条字横道乙703番 1 から 同市大字下条字横道乙703番 1 から 「り) 15. 6~163. 8メートル 1,001. 6メートル 1,001. 6メートル 1,001. 6メートル 1,001. 6メートル 1,001. 6メートル 1,001. 6メートル</li> </ul>			(G) 17. 0~48. 8メートル	43.8メートル
(H) 15.0~31.2メートル   131.2メートル   131.2 Xートル   13				
<ul> <li>三条市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字梅田乙344番まで</li> <li>三条市井栗字道田丙949番から 同市須戸新田字石田1285番まで 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1から 南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942番1まで</li> <li>新潟市秋葉区鎌倉字蓮田737番1から 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1まで</li> <li>南蒲原郡田上町大字田上字・中五右工門通丙 1942番1まで</li> <li>南蒲原郡田上町大字田上字・中五右工門通丙 1942番1から 加茂市寿町1530番1まで 南蒲原郡田上町大字田上字・与五右工門通丙 1942番1から 加茂市寿町1530番1まで 南蒲原郡田上町大字田上字与五右工門通丙 1942番1から 加茂市寿町1530番1まで 加茂市大字下条字横道乙701番1まで</li> <li>旧(C) 28. 1~129. 0メートル 734. 8メートル 同市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字横道乙703番1から</li> <li>(D) 15. 6~163. 8メートル 1,001. 6メートル</li> </ul>			(H) 15. 0∼31. 2メートル	131.2メートル
同市井栗字梅田乙344番まで   (1) 17. 8~43. 2メートル   522. 8メートル   三条市井栗字道田丙949番から   (1) 17. 0~47. 4メートル   503. 8メートル   503. 8メートル   503. 8メートル   503. 8メートル   6 前痛原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番 1 から   (K) 14. 9~48. 0メートル   755. 8メートル   755. 8メートル   755. 8メートル   755. 8メートル   (E) 13. 4~62. 0メートル   877. 0メートル   877. 0メートル   877. 0メートル   877. 0メートル   6, 633. 6メートル   6, 633. 6メートル   6, 633. 6メートル   1, 07. 0~22. 0メートル   7, 675. 4メートル   1, 07. 0~25. 0メートル   1, 07. 0~25. 0×ートル   1, 07. 0×ール				
□ 三条市井栗宇道田丙949番から □ 市須戸新田字石田1285番まで 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番 1 から 南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942番 1 まで 新潟市秋葉区鎌倉字蓮田737番 1 から 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番 1 まで 南蒲原郡田上町大字田上字・蛇喰丙3075番 1 まで 南蒲原郡田上町大字田上字・山田丙1431番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで 南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで 加茂市大字加茂字五反田2732番 1 から 同市大字下条字横道乙701番 1 まで 加茂市大字下条字横道乙703番 1 から 同市大字下条字横道乙703番 1 から 同市大字下条字横道乙703番 1 から 同市大字下条字検道乙703番 1 から			(I) 17. 8~43. 2メートル	522.8メートル
同市須戸新田字石田1285番まで   南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番 1 から   南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙   1942番 1 まで   新潟市秋葉区鎌倉字蓮田737番 1 から   南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番 1 まで   南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番 1 まで   南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番 1 から   加茂市寿町1530番 1 まで   南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙   1942番 1 から   加茂市大字田上字与五右エ門通丙   1942番 1 から   加茂市大字加茂字五反田2732番 1 から   同市大字下条字横道乙701番 1 まで   加茂市大字下条字横道乙703番 1 から   同市大字下条字横道乙703番 1 から   同市大字下条字中谷地甲1672番 1 まで   (D) 15. 6~163. 8メートル   1,001. 6メートル   1,001. 6 メートル   1,001. 6 メートル   1,001. 6				
<ul> <li>南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番 1 から 南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942番 1 まで 新潟市秋葉区鎌倉字蓮田737番 1 から 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番 1 まで 南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで 南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942番 1 から 加茂市大字加茂字五反田2732番 1 から 同市大字下条字横道乙701番 1 まで 加茂市大字下条字横道乙703番 1 から 同市大字下条字横道乙703番 1 から 同市大字下条字横道乙703番 1 から 同市大字下条字中谷地甲1672番 1 まで</li> <li>(K) 14. 9~48. 0メートル (L) 13. 4~62. 0メートル (A) 7. 0~22. 0メートル (B) 12. 0~63. 0メートル (C) 28. 1~129. 0メートル 734. 8メートル</li> <li>(D) 15. 6~163. 8メートル 1, 001. 6メートル</li> </ul>			(J) 17. 0~47. 4メートル	503.8メートル
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙				
1942番1まで 新潟市秋葉区鎌倉字蓮田737番1から 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1まで 南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番1から 加茂市寿町1530番1まで 南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙1942番1から 加茂市大字加茂字五反田2732番1から 同市大字下条字横道乙701番1まで 加茂市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字中谷地甲1672番1まで			(K) 14. 9~48. 0メートル	755.8メートル
南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1まで   (L)13.4~62.0メートル   877.0メートル				
南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1まで 南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番1 から 加茂市寿町1530番1まで 南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942番1から 加茂市寿町1530番1まで 加茂市大字加茂字五反田2732番1から 同市大字下条字横道乙701番1まで 加茂市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字中谷地甲1672番1まで	新潟市秋葉区鎌倉字蓮田737番1から			
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで 南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで			(L) 13. 4~62. 0メートル	877.0メートル
加茂市寿町1530番1まで 南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942番1から 加茂市寿町1530番1まで 加茂市大字加茂字五反田2732番1から 同市大字下条字横道乙701番1まで 加茂市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字中谷地甲1672番1まで				
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙 1942番 1 から 加茂市寿町1530番 1 まで(B) 12. 0~63. 0メートル7, 675. 4メートル加茂市大字加茂字五反田2732番 1 から 同市大字下条字横道乙701番 1 まで(C) 28. 1~129. 0メートル734. 8メートル加茂市大字下条字横道乙703番 1 から 同市大字下条字中谷地甲1672番 1 まで(D) 15. 6~163. 8メートル1,001. 6メートル			(A) 7. 0~22. 0メートル	6,633.6メートル
加茂市寿町1530番 1 まで 加茂市大字加茂字五反田2732番 1 から 同市大字下条字横道乙701番 1 まで 加茂市大字下条字横道乙703番 1 から 同市大字下条字横道乙703番 1 から 同市大字下条字中谷地甲1672番 1 まで	南蒲原郡田上町大字田上字与五右工門通丙			
旧			(B) 12. 0∼63. 0メートル	7,675.4メートル
同市大字下条字横道乙701番1まで   加茂市大字下条字横道乙703番1から   同市大字下条字中谷地甲1672番1まで	加茂市大字加茂字五反田2732番1から			
同市大字下条字中谷地甲1672番1まで (D) 15.6~163.8メートル 1,001.6メートル	同市大字下条字横道乙701番1まで	旧	(C) 28. 1~129. 0メートル	734.8メートル
同市大字下条字中谷地甲1672番1まで	加茂市大字下条字横道乙703番1から			
加茂市大字下冬字中公地田1671悉1から	同市大字下条字中谷地甲1672番1まで		(D) 15.6~163.8メートル	1,001.6メートル
	加茂市大字下条字中谷地甲1671番1から			
三条市下保内字六反田74番1まで (E) 14.0~37.8メートル 547.2メートル 三条市下保内字六反田74番1まで	三条市下保内字六反田74番1まで		(E) 14. 0~37. 8メートル	547. 2メートル

三条市下保内字上谷地116番1から		
同市北野新田字川東206番1まで	(F) 15. 2∼47. 0メートル	686.6メートル
三条市井栗字藤ノ木甲722番2から		
同市北野新田字川東195番1まで	(G) 17. 0~48. 8メートル	43.8メートル
三条市北野新田字川東195番1から		
同市北野新田字川東185番まで	(H) 15. 0~31. 2メートル	131.2メートル
三条市北野新田字五郎田71番から		
同市井栗字梅田乙344番まで	(I) 17. 8~43. 2メートル	522.8メートル
三条市井栗字道田丙949番から		
同市須戸新田字石田1285番まで	(J) 17. 0~47. 4メートル	503.8メートル
南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1か		
ら   南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙	(K) 14.9~48.0メートル	755.8メートル
1942番1まで		

- 備考1 上記(A)、(B)、(C)、(D)、(E)、(F)、(G)、(H)、(I)、(J)、(K)及び(L)は、関係図面に表示する敷地の部分をいう。
  - 2 路線の重用
    - 一部区間県道長岡栃尾巻線及び県道村松田上線と重用

# ◎新潟県告示第380号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名与板関原線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	$\mathcal{O}$	幅	員	延	長
長岡市藤川字出戸824番3から		新	8.8~	-11.(	)メー	-トル	/	128. 0メー	- トル
同市藤川字出戸1683番8番ま	で	旧	8.8~	-11. (	)メー	- トル	/	127.8メー	ートル

# ◎新潟県告示第381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成31年4月2日

- 1 路線名 県道 与板関原線
- 2 供用開始の区間

長岡市藤川字出戸824番3から同市藤川字出戸1683番8まで

3 供用開始の期日 平成31年4月2日

## ◎新潟県告示第382号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名新座八箇線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延長
十日町市新座字三ツ山乙971番5から	新	24.0~36.8メートル	51.0メートル
同市新座字三ツ山乙971番1まで	旧	24.0~33.0メートル	51.0メートル

# ◎新潟県告示第383号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 新座八筒線
- 2 供用開始の区間

十日町市新座字三ツ山乙971番5から同市新座字三ツ山乙971番1まで

3 供用開始の期日 平成31年4月2日

# ◎新潟県告示第384号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名落合六日町線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南魚沼市野中字庄カへ山ヨリヒへ畑沢迄776 番1から	新	30.6~56.2メートル	68.2メートル
同市舞台字浦ノ山745番1まで	旧	30.6~52.8メートル	68. 2メートル

# ◎新潟県告示第385号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 落合六日町線
- 2 供用開始の区間

南魚沼市野中字庄カへ山ヨリヒへ畑沢迄776番1から同市舞台字浦ノ山745番1まで

3 供用開始の期日 平成31年4月2日

# 公 告

# 予算の公表について (公告)

平成31年3月19日新潟県議会において議決された平成31年度新潟県一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算及び平成30年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成31年4月2日

平成31年度新潟県一般会計予算

平成31年度新潟県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歲入歲出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,259,710,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

債務負 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表

担行為」による。

(地 方 債)

地方 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3装

債」による。

(一時借入金)

**第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。** 

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

,	貘	千円 255,080,000	67,776,000	59,221,000	58,508,000	4,601,000	2,312,000	516,000	1,893,000	24,105,000	32,735,000	47,000	12,000	3,210,000	144,000	85,315,000	85,315,000
	一、他												·				
			第1項 県 民 税	第2項 事 業 稅	第3項 地 方 消 費 税	第4項 不 動 産 取 得 稅	第5項 県 た ば い 税	第6項 ゴルフ場利用税	第7項 自 動 車 取 得 税	第8項 軽 油 引 取 税	第 9 項 自 動 車 税	第10項 鉱 区 税	第11項 第 額	第12項核燃料稅	第13項 産業 廃棄物 税		第1項 地方消費稅清算金
第1表 歲入歲出予算 1 歲 入	聳	第1款 県				•									•	第2款地方消費稅清算金	

43,072,000	38,500,000	4,088,000	207,000	204,000	71,000	2,000	2,596,110	1,351,000	1,245,110	237,700,000	237,700,000	461,000	461,000	5,783,816	1,698,502	4,085,314	15,238,452	11,368,206	3,870,246
	1項 地方法人特別讓与	第 2 項 地方揮発油 黨与稅	第3項 石 油 ガ ス 譲 与 税	第4項 自動車重量譲与税	第5項 森林 環境 職 与税	第6項 航空機 燃料 讓与稅		第1項 地方特例交付金	第 2 項. 子ども・子育て支援臨時交付金		第1項地方交付税		第 1 項 交通安全対策特別交付金		第1項 分 担 金	第2項 負 担 金		第1項 使 用 料	第2項手 数 料
第3款 地方 譲 与 税						TOTAL CONTRACT CONTRA	第4款 地方特例交付金			第5款地方交付税		第6款交通安全对策		第7款 分担金及び負担金			第8款 使用料及び手数料		

								·	<del></del>										
150,019,713	28,931,912	117,665,786	3,422,015	4,427,994	929,928	3,498,066	79,720	79,720	37,796,785	4,752,829	33,043,956	140,449,410	203,707	9,336	14,108,751	106,205,970	10,474,250	2,809,880	7
										,								•	
	第1項 国 庫 負 担 金	第2項 国 庫 補 助 金	第3項 委 託 金		第1項 財 産 運 用 収 入	第2項 財 産 売 払 収 入		第1項 客 附 金		第1項 特 別 会 計 繰 入 金	第2項基金線入金		第1項 延滞金加算金及び過料等	第2項利 子 収 入	第 3 項 公 管 企 業 貸 付 金 収 入	第4項 貸 付 金 収 入	第5項 受 託 事 業 収 入	第6項 収益 事業 収入	第7項 利子割精算金収入
〜							俐		邻			Y							
田田	;																		
				작								. 7							
₩ W				斑			路		$\prec$			以							•
世				,,,,,,															
囲				革			柳		糳			뫮							
第 9 款				第 10 款			第 11 款		第 12 款	`		第 13 款							

6,637,509	281,530,000	160,000	1,259,710,000	
K	~	邻		
		報	Hitz.	
第8項 雑	第 1 項 県	第 1 項 繰	đα	
	汇.	数	K	
	第 14 款 県	第 15 款 繰	競	

	額	手円 1,458,182 1,458,182	29,379,134	3,953,961	13,807,436	739,190	7,317,863	1,110,039	2,052,107	145,883	252,655	10,282,256	4,760,970	3,886,676	561,532	335,425	737,653
	一	歡		<b>一</b>	<b>声</b>	<b>●</b>	一	<b>●</b>	<b>無</b>	●	<b>●</b>		<b>一种</b>	<b>斯</b>	歡	<b>一</b>	<b>一</b>
	·	₫k		米	飾	調	浆	村振興	桊	委 買 於	茶		活飾種	፠	金画	<b>於</b>	物対策
	阿	繼		凶	総務	統計	籢	中国	選	★	曜		県 民 生	弦	環境	環境	廃棄
		第 1 項		第1項	第 2 項	第 3 項	第 4 項	第 5 項	第6項	第7項	第 8 項		第1項	第 2 項	第 3 項	第4項	第5項
	·	歡	鞭	-								環 遊 費			-		
田田	禁	<b>ব্</b> দ	務					•			,	民任帝					
2 競		第1款 議	第 2 款 総									第3款 県					,

170,675,287	24,891,042	44,550,717	6,703,843	1,843,450	41,445,414	5,426,293	3,453,856	20,855,874	2,465,141	19,039,657	3,069,781	131,224	. 550,550	2,388,007	120,523,637	2,054,964	102,649,524	2,401,536	286,526	10,904,454
	第1項 福 祉 保 健 費	第2項 国保·福祉指導費	第3項 医 務 薬 事 費	第 4 項 医師·看護職員確保対策費	第5項 高 齢 福 社 保 健 費	第6項 健 康 対 策 費	第7項 生 活 衛 生 費	第8項 障 害 福 祉 費	第9項 児 童 家 庭 費	第10項 少 子 化 対 策 費		第1項 労 働 委 員 会 費	第2項 労 政 雇 用 費	第3項 職 業 能 力 開 発 費		第1項 産 業 政 策 費	第2項 創業·経営支援費	第3項 産 業 振 興 費	第4項 商業・地場産業振興費	第5項 産 業 立 地 費
無											概				长					
觀															•					
改											●			***************************************	継					
治								,												
開											※				爼					
第4款											第 5 款			i.	第 6 款	•				

2,226,633	93,870,206	4,267,627	9,044,903	1,742,878	3,661,966	358,817	920,374	4,857,314	15,394,210	5,616,845	46,261,880	1,743,392	159,699,444	11,698,210	65,361,600	30,739,179	16,903,487	6,829,110	14,798,833	2,415,077
概		觀		颧	無	敏	無	曹	鄜	<b>斯</b>	敏	#区		番	曹	重		<b>斯</b>	無	郵(
		務	推進	#14	双	<b>消</b>	業	継		開	整備	恒		開	ر ع	业		画		紙
光		楽総	農· 政	産属	响	•	斑	廃	継	地 简	基盤	地		木. 範	橋り	川	防	中	紫	通政
観		毗	知 舜	觀.	繗	食品品	祖	长	*	紙	票	軝		. <del>H</del>	順路	凕	令	黎	艘	×
第6項		第1項	第2項	第3項	第4項	第 2 項	第 6 項	第7項	第8項	第 9 項	第 10 項	第 11 項		第 1 項	第 2 項	第 3 項	第 4 項	第 5 項	第 6 項	第7項
	觀	-		,									費							
	水 産 業	`	•										*							
	本																			
	紫藤											•			•					
	第 7 消			•									第 8							

466,789	9,433,944	1,053,215	52,829,340	48,578,164	4,251,176	180,786,069	8,995,002	88,311,269	47,945,366	19,730,162	454,032	538,029	2,726,378	526,979	10,027,994	1,530,858	8,878,421	2,381,311	6,497,110	303,296,132
無無	颧	無		理	政		務費	校	校費	学 校 費	導	推進費	政費	南	振興費	齱		害復旧費	復旧費	
消	烻	එ		黎二	察		神	小	李	別支援	徒指	涯 学 習 卦	化布	健体	学教育	計		林水産施設災	施設災害	
拠	拠	£H		麵	摦		楘	÷	恒	华 2	∰	₩ %	×	昳	妆	K		農林	<del>K</del> H	
第8項	第 9 項	第 10 項		第 1 項	第2項		第 1 項	第2項	第3項	第4項	第5項	第 6 項	第7項	第 8 項	第 0 項	第 10 項		第 1 項	第2項	
			艇			颧				-					•		極			費
			, .														皿			
			徽			極											鮫			()
																	細			
			類			教											×			当
			第 9 款			第 10 款											第 11 款			第 12 款

303,296,132	124,662,111	2,273,000	55,213,651	465,700	905,850	697,950	109,828	43,173,466	361,200	1,351,371	493,454	5,507,889		300,000	300,000	1,259,710,000	
<b>掛</b> 띠	4	3 田	〜	⑷	<b>邻</b>	4	邻	邻	邻	邻	邻	邻	俐		· 便		
:	少 \$P\$ *** *** ***	-1 	7 消費稅清算	子、割 交 付	当割交付	等讓渡所得割交付	課稅所得割交付	7 消費稅交付	フ場利用税交付	中東取得稅交付	8 性能割交付	11 取稅交付	子割精質		備	nlace	
当	, 4	な雑	地方	₹	딡	株式	少羅	地方	ļl Ž	自動	環境	軽油	承		肣	411	
第 1 項	###	· 2	第 3 項	第4項	第 5 項	第6項	第 7 項	第 8 項	第9項	第 10 項	第 11 項	第 12 項	第 13 項		第1項	<b>4</b> m	
	<b>∜</b> H											,		暫		丑	
	丑													備			
	łX	÷															
:	第 13 款 諸												•	第 14 款 予		総	

第2表 債務負担行為			
事	開開	限 度 額	説:明
新潟県LANシステム・住民基本台帳ネットワークシ ステム・共通基盤システム運用管理委託契約	平成32年度から 平成36年度まで	412,335千円	
国税連携システムASPサービス提供業務委託契約	平成32年度から 平成35年度まで	16,838千円	
平成31年度における地方債の共同発行によつて生ずる 連帯債務	平成31年度から 平成41年度まで	元金1,177,000,000千円及 び当該額に対する利子相 当額	
財務会計システム運用保守業務委託契約	平成32年度から 平成36年度まで	140,940千円	
地震被害想定調査業務委託契約	平成31年度から 平成32年度まで	114,818千円	
国立大学法人新潟大学大学院医歯学総合研究科新潟地 域医療学講座設置協定	平成32年度から 平成33年度まで	134,000千円	
雕職者等再就職訓練委託契約	平成32年度	112,398千円	
<b>苫年者職業能力開発訓練委託契約</b>	平成32年度	月子160,61	
海外展開加速化支援事業補助金交付決定	平成32年度	139,500千円	
イノベーション推進事業補助金交付決定	平成32年度	日子000'06	
次世代産業技術創出支援事業補助金交付決定	平成32年度	20,000千円	

公益財団法人にいがた産業創造機構損失補償契約	平成32年度から 平成42年度まで	公益財団法人にいがた産業創造機構が平成31年度に行う 償還金が回収されなかつたときは、総額150,000千円を1 を補償する。	]选機構が平成31年度に行う設備貸与事業に係る ときは、総額150,000千円を限度としてその損失
新潟県信用保証協会損失補償契約	平成32年度から 平成42年度まで	812,160千円	新潟県信用保証協会が平成31年度に行う新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)融資のための信用保証による代位弁済をした場合において、当該弁済に対する返済金がそれぞれ翌年度末までに回収されなかったときは、その損失を補償する。
生產性革新等挑戰投資促進事業補助金交付決定	平成32年度	350,000千円	
企業立地に関する補助金交付決定	平成32年度	34,350千円	
新潟県農林公社事業資金損失補償契約 (相手方 新潟県信用農業協同組合連合会)	平成31年度から 平成32年度まで	新潟県信用農業協同組合連4 農林公社に貸し付ける農地 されない場合に生ずる損失3	新潟県信用農業協同組合連合会が平成31年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける農地集積・集約化対策事業資金100,150千円が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
農業近代化資金利子補給契約	平成32年度から 平成51年度まで	農業近代化資金融通法(昭4 近代化資金を総額1,960,000 する場合、利子補給率年2.2	農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,960,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
農業経営負担軽減支援資金利子補給契約	平成32年度から 平成49年度まで	農業経営負担軽減支援資金美支援資金を 支援資金を総額40,000千円の 合、利子補給率年2.25パーセ	農業経営負担軽減支援資金実施要綱に基づき、融資機関が農業経営負担軽減支援資金を総額40,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業近代化資金利子補給契約	平成32年度から 平成51年度まで	漁業近代化資金融通法(昭和代化資金を総額2/4,000千円場合、利子補給率年2.25パー	漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額244,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業経営維持安定資金利子補給契約	平成32年度から 平成41年度まで	漁業経営の改善及び再建整備基づき、融資機関が漁業経営 基づき、融資機関が漁業経営 承認を得て中小漁業者に融通 して算定した額	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)に基づき、融資機関が漁業経営維持安定資金を総額30,000千円の範囲内で県の承認を得て中小漁業者に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
<b>畜産経営体質強化支援資金利子補給契約</b>	平成31年度から 平成56年度まで	新潟県音産経営体質強化支計 関が音産経営体質強化支援: て音産経営者に融通する場。 定した額	新潟県音産経営体質強化支援資金利子補給事業実施要綱に基づき、融資機関が畜産経営体質強化支援資金を総額66,000千円の範囲内で県の承認を得て音産経営者に融通する場合、利子補給率年0.75パーセント以内として算定した額

新潟県農林公社事業資金損失補償契約 (相手方 株式会社日本政策金融公庫)	平成31年度から 平成86年度まで	株式会社日本政策金融公庫が平成 社に貸し付ける造林資金 (森林書 額に対する利子 (遅延利息を含む (契約に定める補償履行日までに	株式会社日本政策金融公庫が平成31年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける造林資金(森林整備活性化資金を含む)4.134千円及び当該額に対する利子(遅延利息を含む)相当額が回収されない場合に生じる損失(契約に定める補償履行日までに生じる利子を含む)を補償する。
国営柏崎周辺2期農業水利事業負担金	平成32年度から 平成43年度まで	506,227千円	
国営新川流域農業水利事業負担金	平成32年度から 平成47年度まで	1,397,499千円	
県営かんがい排水事業信濃川右岸1期地区工事請負契 約	平成32年度	300,000千円	
県営かんがい排水事業西浦原排水4期地区工事請負契 約	平成32年度	29,700千円	
県営かんがい排水事業佐渡地区工事請負契約	平成32年度	40,000千円	
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業山北揚水 機場地区工事請負契約	平成32年度	- 46,000千円	
県営農地防災排水事業西蒲原排水4期地区工事請負契 約	平成32年度	120,300千円	
県営湛水防除事業落掘川地区工事請負契約	平成32年度	四十000'002	
県営湛水防除事業八丁潟地区工事請負契約	平成32年度	300,000年円	
県営ため池等整備事業忠平地区工事請負契約	平成32年度	50,000千円	
県営地盤沈下対策事業西蒲原2期地区工事請負契約	平成32年度	50,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業三和中部第1地区工事請 負契約	平成32年度	8,000千円	

県営経営体育成基 <u>盤整備事業国府川左岸2期地区工事</u> 請負契約	平成32年度	20,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業松浦地区工事請負契約	平成32年度	34,000千円	,
県営経営体育成基盤整備事業女川地区工事請負契約	平成32年度	37,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業打越地区工事請負契約	平成32年度	145,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業羽茂沖地区工事請負契約	平成32年度	17,000千円	
県営経営体育成基盤艦事業荒川地区工事請負契約	平成32年度	48,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業福島地区工事請負契約	平成32年度	59,000千円	
県営経営体育 <u>成基盤整備事業上原地区工事請負契</u> 約	平成32年度	- 14,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業中ノ通地区工事請負契約	平成32年度	15,000千円	
県営経営体育 <u>成基盤整備事業別所地区工事</u> 請負契約	平成32年度	日子000'09 .	
県営経営体育成基盤整備專業桑山地区工事請負契約	平成32年度	57,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業吉里地区工事請負契約	平成32年度	14,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業米納津佐渡山地区工事請 負契約	平成32年度	160,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業開田六区地区工事請負契 約	平成32年度	29,000千円	

県営経営体育成基盤整備事業高田中部地区工事請負契 約	平成32年度	10,000千円	,
県营経営体育成基盤整備事業高田南部地区工事請負契 約	平成32年度	17,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業長嶺地区工事請負契約	平成32年度	29,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業高野地区工事請負契約	平成32年度	111,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業畦屋地区工事請負契約	平成32年度	41,000千円	
県营経営体育成基盤整備事業本条地区工事請負契約	平成32年度	44,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業今池地区工事請負契約	平成32年度	58,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業岡野町地区工事請負契約	平成32年度	44,000千円	
県 <b>営経営体育</b> 成基盤整備事業広島地区工事請負契約	平成32年度	55,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業大和沢地区工事請負契約	平成32年度	21,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業山島地区工事請負契約	平成32年度	110,000千円	
県営経営体育成 <u>基盤整</u> 備事業和田·横瀬地区工事請負 契約	平成32年度	29,000千円	
県営中山間地域対策事業六箇地区工事請負契約	平成32年度	10,000千円	
県営中山間地域対策事業川茂地区工事請負契約	平成32年度	11,000千円	

県営中山間地域対策事業八手地区工事請負契約	平成32年度	36,000千円	
県営中山間地域対策事業泉盛寺開田地区工事請負契約	平成32年度	10,000千円	
県営中山間地域対策事業上達地区正事請負契約	平成32年度	9,000千円	
県営中山間地域対策事業上片貝地区工事請負契約	平成32年度	9,000千円	
県営中山間地域対策事業若栃地区工事請負契約	平成32年度	32,000千円	
県営中山間地域対策事業山本地区工事請負契約	平成32年度	29,000千円	
県営中山間地域対策事業浦田福島地区工事請負契約	平成32年度	10,000千円	
県営中山間地域対策事業道之下地区工事請負契約	平成32年度	34,000千円	
県営中山間地域対策事業杉野沢地区工事請負契約	平成32年度	25,000千円	
県営中山間地域対策事業 <b>姿地区工事請負契約</b> 	平成32年度	20,000千円	
県営中山間地域対策事業赤沢地区工事請負契約	平成32年度	24,000千円	
一般国道353号環境調查委託契約	平成32年度	10,000千円	<i>y</i>
一般国道459号道路改築工事請負契約	平成.32年度	290,000千円	
県道佐渡縦貫線緊急地方道路整備工事請負契約	平成32年度	30,000千円	

	,		
県道柏崎高浜堀之内線電源立地工事請負契約	平成32年度	80,000千円	
一般国道292号猿橋橋上部工事請負契約	平成32年度	400,000千円	
一般国道403号下条川橋上部工事請負契約	平成32年度	150,000千円	
一般国道403号仮設橋賃借契約	平成32年度から 平成35年度まで	40,000千円	
県道新発田津川線仮設橋賃借契約 	平成32年度から 平成36年度まで	450,000千円	
県道新潟五泉間瀬線仮設橋賃借契約	平成32年度	3,000千円	
県道出戸村松線仮設橋賃借契約	平成32年度から 平成35年度まで	40,000千円	
県道山ノ相川下条停車場線仮設橋賃借契約	平成32年度から 平成35年度まで	40,000千円	
県道川谷十町歩線仮設橋賃借契約	平成32年度から 平成35年度まで	40,000千円	
一級河川福島潟広域河川改修工事請負契約	平成32年度から 平成33年度まで	1,000,000千円	
一級河川太田川広域河川改修詳細設計費用負担協定 (相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	平成32年度	240,000千円	
二級河川大野川広域河川改修工事請負契約	平成32年度から 平成33年度まで	300,000千円	
一級河川西又川災害関連仮設橋賃借契約	平成32年度	16,000千円	
一級河川西又川河川災害復旧関連緊急仮設橋賃借契約	平成32年度	20,000千円	

,			
大谷沢仮設橋賃借契約	平成32年度から 平成33年度まで	12,000千円	
見附下新町綠橋梁上部工事請負契約	平成32年度から 平成33年度まで	500,000千円	
黒井藤野新田緞橋梁上部工事請負契約	平成32年度から 平成33年度まで	500,000千円	
黒井藤野新田線橋梁下部工事請負契約	平成32年度から 平成33年度まで	250,000千円	
新潟県住宅供給公社損失補償契約	平成31年度	金融機関が新潟県住宅供給公定利息を加えた額が回収され	金融機関が新潟県住宅供給公社に貸し付ける事業資金総額816,000千円に約 定利息を加えた額が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 新潟市)	平成32年度から 平成33年度まで	10,156千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 長岡市)	平成32年度から 平成33年度まで	24,380千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 上越市)	平成32年度から 平成33年度まで	25,962千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 三条市)	平成32年度から 平成33年度まで	16,894千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 枯崎市)	平成32年度から 平成33年度まで	13,320千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 新発田市)	平成32年度から 平成33年度まで	7,398千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 小千谷市)	平成32年度から 平成33年度まで	5,608千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 加茂市)	平成32年度から 平成33年度まで	7,616千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 十日町市)	平成32年度から 平成33年度まで	1,654千円	

県営住宅敷地賃借契約 (相手方 見附市)	平成32年度から 平成33年度まで	12,592千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 村上市)	平成32年度から 平成33年度まで	8,022年用	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 燕市)	平成32年度から 平成33年度まで	11,136千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 糸魚川市)	平成32年度から 平成33年度まで	3,346千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 妙高市)	平成32年度から 平成33年度まで	6,636千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 五泉市)	平成32年度から 平成33年度まで	3,004千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 阿賀野市)	平成32年度から 平成33年度まで	4,226千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 佐渡市)	平成32年度から 平成33年度まで	3,104千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 魚沼市)	平成32年度から 平成33年度まで	4,586千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 南魚沼市)	平成32年度から 平成33年度まで	2,620千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 胎内市)	平成32年度から 平成33年度まで	2,852千円	
公営住宅長岡地区(寿町住宅)住戸改善工事請負契約	平成32年度	204.795千円	
吉田病院改築工事基本設計委託	平成32年度	50,000千円	
新潟コンペンションセンター監視設備更新工事請負契 約	平成32年度	77,547千円	

新潟西警察署空調設備改修工事請負契約	平成32年度	116,203千円	
両津交番 (仮称) 建築工事請負契約	平成32年度	22,633千円	
妙高警察署庁舎建築工事請負契約	平成32年度から 平成33年度まで	1,564,597千円	
車両捜査支援システム賃借契約	平成32年度から 平成39年度まで	1,234,017千円	
道路標識管理システム改修業務委託契約	平成32年度	9,900千円	
新為盲学校·新潟聾学校統合校(仮称)校舎·体育館 建築工事請負·工事監理委託契約	平成32年度	2,967,414千円	
新潟県奨学金貸付金回収業務委託契約	平成32年度から 平成33年度まで	4,376千円.	

	平 償 遠 の 方 法							借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利	/ 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方	法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又			上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借	り換えることができる。						
	聚								``.		年9パーサンド2日									,
	7 法						債券発行	も団体との	5. AB,	5金額を下	されぞれの	質を埋める	を額を限度	6額を限度						
	起債の	7.					普通貸借又は債券発行	(他の地方公共団体との	共同発行を含む。なお、	発行価格が額面金額を下	回るときは、それぞれの	発行価格差減額を埋める	ために必要な金額を限度	額に加算した金額を限度	額とする。)				•	
	競	千円 1,454,000	14,461,000	670,000	7,452,000	000,969	627,000	286,000	,016,000   典	394,000	172,000 恒	591,000 条	580,000	,252,000 衛	596,000 編	,724,000	.000,610	824,000	635,000	292,000
	限度	11,45	14,46	<i>L</i> 9	7,45	69	62	28	5,01	39	. 17	59	28	4,25	11,59	2,72	2,01	82	. 63	23
	名	鞭	—	—		一	暫	業費	麒	颧	麒	麒	敷	<b>敏</b>	颧	極		業費	業費	化分)
龥	<u> </u>	継	継	継	**	***	継	歌車	継	継	継	継	継	絥	継	華	整備事	整備事	整備事	般財源1
力	6	<del>⊯</del> ,	#	₩	ተ	<del>     </del> •	빠	完 健	<del>11  -</del>	#	빠	ሑ	ተ	ተ	<del>    </del> -	旦	殼 等	設等	施設	(一)
3表 地	債	恕	=	业	斑	盎	区	首 任 条	瓶	拠	斑	拠	ূ	∄	卑	害復	:教育施	学習施	福祉	施設整備事業費(一般財源化分)
幾	型	ূ	庭	焳	含	絁	Ŕ	ধ	樂	恕	<b>水</b>	無	林	犯	ᄣ	災	华核	生 涯	社	施設

		,																		
1,265,000	3,314,000	18,607,000	2,530,000	143,000	210,000	1,958,000	884,000	625,000	61,000	173,000	637,000	114,000	78,000	35,000	123,000	20,000	38,000	142,000	128,000	652,000
性化事業費	対策事業費	路等整備事業費	特例事業費	原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	等整備事業費	<b>等学校改築等專業費</b>	設整備事業費	全施設整備事業費	舍改修事業費	会館改修事業費	機関改修事業費	対策事業費	ロジェクト事業費	大学等高等教育機関設置補助事業費	大学整備事業費	国定公園施設整備專業	水環境整備專業費	クアパーク改修事業費	体制整備事業費	査 船 建 造 事 業 費

									1								
															•		
																	,
																	(
												•					
		-							\ {								
						· · · · ·		-									
<u>-</u> .					- <u>-</u> -												
000'89	39,000	000,	000,	000	000,	932,000	120,000	000,									
89	39	1,013,000	8,376,000	131,804,000	35,700,000	932	7,120	281,530,000					,				
				H				73	•	·							
製	<b>颧</b>	暫		负	●	黄	讏	ilia									
補助事為	为事業	军	灃		紙	汌	~2				•						
式会社	社補具	华黎	퐾		茶		٢			:							
き鉄道梯	k 式 会	脳	左	敹	財政	#	舞										
えちごトキめき鉄道株式会社補助事業費	北越急行株式会社補助事業費	共	及.		時期	強	以										
<del>5</del> 5	に越	本		借	盟	逫	鬞	<b>₫</b> □									

1 2 4	, D D	1		
<ul><li>平 成 31 年 度 新 場 県 債 管 語 下成31年度新潟県県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。</li></ul>	度 新 谒 県 県 價 晉 、次に定めるところによる。	雄		
(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ	ぞれ231 652 826千円と守める。	, c		
歳出予算の款項の区分及び当該区分ご	との金額は、「第1表 歳入	A. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.		
第1表 歲入歲出予算				
1 歲 入				ř
		項	御	女
第1款 県 債 費 収 入				子丹 231,652,826
	第 1 項 繰	入金		231,652,826
歳	фŒ	, , da		231,652,826
	•			

<del></del>		tr	T	
		开田		·
	虁		, 2è	
		231,652,826 231,652,826	231,652,826	
		231,6	331,6	
		., .,		·
				·
			,	
	俐			
				· ·
		歡		
İ		類	tines.	
	原			
		些		
,		風	₫Œ	
		毿		
}		,	-	
į		<b>慰</b>		
			Ħ	
		〔		
	- *			
丑	藃			
. <del>, ,</del> <u> </u>		些	艦	
搬			105	•
75		蔱		
77		第 1		
		741		

•	,		, ·	額	2,101,297	463,595	2,101,297		
			,	翎			•		
平成31年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計予算	会計の予算は、次に定めるところによる。	ぞれ2,101,297千円と定める。 との金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。		齊		第 1 項	中	-	
平成31年度新黎	平成31年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)	第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,101,297千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳	第1表 歲入歲出予算 1 歲 入	槳	第1款地域づくり資金		歳		

· · · · · ·	_	l	1	
		手用 32 35 30	26	
	•	2,101,297 637,702 463,595 1,000,000	2,101,297	
	邻			
	<u> </u>			
		業費費金		
		*		
		舞 把 田	市	
,	通	女 衡		
		传 黄 紫		
		1 2 2 3 通 通 3 3 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3	40	
		张 张 张		·
		<b>公</b> 田		
		で   **	丑	
丑	攃			
搬		対	松	
7		第 1		
		ं		

的、限度額、起債の方法、利率及び償還	金	千円 1,057,596	49,234	1,237	200	227,368
平成31年度新潟県災害散助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それでわ1,057,596千円と定める。 2 歳入歳出予算の熱項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地 方 億) 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、の方法は、「第2表 地方債」による。 1 歳 人 歳 出予算			第1項 国 庫 支 出 金	第2項 財 産 収 入	第3項 寄 附 金	第4項 繰 入 金
平成31年度新潟県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,057,596千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出(地 方 債) 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こす。 の方法は、「第2表 地方債」による。 第1表 歳入歳出予算	淤	第1款 災害救助事業収入				

								•	
٠,,	m	20							
89,2	687,733	8,83	7,59					•	
	89	οō	1,057,596						
~	更	⁄113							
,	4				•				
		型型		• ,					
		剣	#=						
以以		JA U	-						
		(名					•		
	,	型							
粗	业	<b>₹</b>							
IBIT			• <b>4</b> п						
画	9	7 項	₫I						
第 5	第(	幾							
			,						
	•		•						
			<b>×</b>						
									,
			极						

<del></del>		I					<u></u>			t		<u>-</u>		
,		千円								Ē				
•	競	98	32	37	21	876	8	8	96					
		1,053,096	84,6	1,237	66,38	∞	4,500	4,500	1,057,596		1			
		1,0	တ		,				1,0					
	翎													
														,
			實	⑷	實	谻		實		•			,	
			. E	4.1										
			赿	Ħ										
			敚	種	働	丑		無	nt in					
					`									
	断		柵口	邻										
			災	棋	迪	虣		<b>)</b>						
			函	闽	斑	厗		厗	₫Œ					
			Into	(7) (10)	SO)	4		r I						
			無	紙	紙	無		継						
		暫					籔							
		継							Ħ					
		#												
		助					籠							
	禁	救												
丑	#12元	狮口					_ ^							
		災					肣	*	擬					
緞														. ,
23		1					2 款							
		無					無			,				

<del></del>				
	償還の方法	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第14条第2項の規定による。	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等者しくは元金均等者しくは元金万等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	
	利率	無利子	年9パーセント以内	•
	起債の方法	* 通 貸 借	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	
	限度額	手円 9,733	678,000	
第2表 地 方 債	起貸の目的	災害援護資金貸付事業費	被災者生活再建支援事業費	

71,121,125 50,582,139 4,388 12,757,941 71,758,889 189,234,482		2 項 国 庫 文 4 項 驗 上 5 項 諧 表	松
189,234,482			款 国民健康保険事業収入
チャー	邻	道	赖
		新潟県国民健康保険事業特別会計予算の子算は、次に定めるところによる。 で子算は、次に定めるところによる。 それ189,234,482千円と定める。 との金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。	平成31年度新潟県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところに (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ189,234,482千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出 第1表 歳入歳出予算

	額	千円						,				
	***	189,234,482	3,935	187,643,368	4,388	1,582,791	189,234,482					
		189,2		187,6		1,5	189,2					
								·				
			•									
	邻											
	Ve1					-			•			
			颧	實	俐	邻						
					珙					-	-	
			٧٨	Sul t		丑	#III					
	ליוחי		務	継	獖	₩						•
	通				翎	,						
			総	<del>    </del>	嵙	耀						
			1項	2 項	3 項	4 項	40					
			無	紙	無	继						
		艇			•						•	
		事業					丑					
		盔										
	ب.	康保										
丑	桊	田										:
競		囲					軽					
2		1 款										
		紙										,

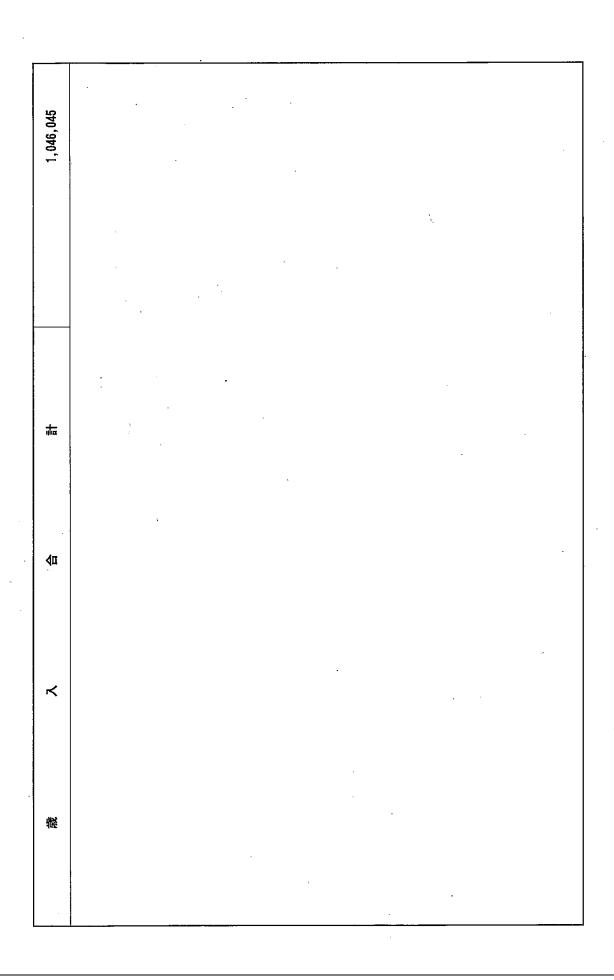
第1表 歳入歳出予算の総額は、歳人歳出それぞれ379,261千円と定める。 2 歳入歳出予算の総類は、歳人歳出それぞれ379,261千円と定める。 2 歳入歳出予算の総項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。	平成31年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。(誇7歳H3年)	<ul><li>湯県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。</li></ul>	業特別会計予算 5による。		
歳 入       歳 入       事     項     金     379.261       次 母子父子寡婦福祉資金     第 1項 繰 入 金     41,203       第 2 項 譜 収 入     第 3 項 繰     223,112       第 3 項 繰     越 金     114,946       就 入 合 所     計     379,261	パルスが出り 弄/第1条 歳入歳出それの総額は、歳入歳出それそ2.歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごさ	ぞれ379,261千円と定める。 との金額は、「第1表 歳入歳出予算」に	° 29 44		
財     母子父子寡婦福祉資金     第1項 総     人 金     名     379,261       第1項 総     八 金     41,203       第2項 諸     収 入     223,112       第3項 総     金     114,946       講     八 古     計					
1款 母子父子寡婦福祉資金     第1項 線     人     金       第2項 諾 収 入     第2項 諾 収 入       第3項 線     越     金       114,946       就     人     114,946	款	通		翎	額
第 1 項 線 入 金 第 2 項 諸 収 入 第 3 項 線 越 金 入 <b>中</b> 計	1款 母子父子第婦福祉資 (				
第 3 項 線 数 金 次 入 中 中 計		1 風 黎	邻上		41,203
A 合, 計		2 填 器 類 類	人 邻		223,112 114,946
		,			379,261

	類	千円 379,261 379,261	379, 261	
	邻			
		***	- <del>1</del>	
	斯	貸 休 事		
		費 第 第 1 項	<b>₫</b> □	
77	禁	母子父子寡婦福祉資貸 付 事 業	丑	
2 競 出		第1款 母子	鑑	

五 板 入 第 1項 財 權 第 2 項 等 第 3 項 繰
策 策 策

		leo.	1	
	. 缆	8,010 11 7,999	8,010	
	〜			
		立 纸 纸		
		た 出	###	
	茰	邻		
		第 1 項 勝 第 2 項 機	<b>₫</b> □	
		等 元 端 終 未 業 養 本	<b>H</b>	
2 歳 出	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 赞 心 鬼 辭 緒 報	耀	
	-	無,		

平成31年度新	平成31年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算	计事業特別会計予算			
平成31年度新潟県中小企業支援資金貸付事業幣	特別会計の予算は、次に定めるところによる。	ところによる。			
(歲入歲出予算)					
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それそ	ぞれ1,046,045千円と定める。				
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごと	との金額は、「第1表 歳入歳	歳入歳出予算」による。			
(地方億)					
第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、	0条第1項の規定により起こす	ことができる地方債の		限度額、起債の方法、利率及び償還	利率及び償還
の方法は、「第2表 地方債」による。	•				
第1表 歲入歲出予算					
1 歲 人					
※	通	lun/	<b>₩</b>		鎖
第 1 款 中小企業支援資金貸付事業 収					1,046,045
	第1項 繰	<b>∀</b> 1	翎		5,874
	第2項 諸	収	۲ 		424,415
	第3項 県		<b>意</b>		250,000
	第 4 項 繰	越	邻		365,756



							-
	額	千円 1,046,045	570,248	280,545	195,252	1,046,045	
	درد		;				
	翎						
			<b>声</b>	顜	徘		
			継				
			<del>#</del>	靊	詽	iliaz.	
	搟		#				
;			貧	账	嫰		
			第 1 項	第2項	第 3 項	₫□ .	
		支援資金貸付業				##	
	款	中小企業事				松	
7		第1款		· ·	·		•

	価適の方法	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第 28条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	
	刺率	年0.5パーセント以内	
	祇	<b></b>	·
	) 方	紅	
	債 の	潤	
	崩	柳	
	废額	4円 250,000	
	履		
	货	後數	
債	m	編學 ※ ※	
五	6	客等 設 事	
第2表 地	争	小規模企業者(資本)	
第	祖	<b>小</b> 徵 既	

|--|

<del></del>			,
75,625 43,000 14.871	2,100	257,971	
		·	
入働金		ilia	
		•	
第 1 項 器 第 2 項 照 第 3 項 票 無 無 無 無	· I 耐	фu	
	業 促 進 資 金 事 業 収 入	۲	
	林業就資內	報	
	無 3		

					:		
	類	千円 122,325 122,325	118,625 86,000 32,625	2,100	14,921 50 14,871	257,971	
	翎			,			
	. 項	第1項貸付事業費	第 1 項 貸 付 事 業 費 第 2 項 県· 債 費	第1項貸付事業	第 1 項 林 業 改 善 資 金 予 備 費 第 2 項 木材産業等高度化推進資金予備費	₫□	
2 號 田	漿	款 林 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	。款 木材産業等高度化推進資金 黄 付 事 業 費	数 林 業 就 業 促 准 資 金 該 黄 付 專 業 費	· 一种	報	
		継	亲	一 祭	発		

	償還の方法	借入れの年から5年以内に償還する。 ただし、繰上償還し、又は償還年限を短縮す ることができる。	
	利率	年1パーセント以内	
	の方法	<b></b>	
	起債の	卿	·
	限 度 額	43,000	
颠	印目	化推進資無業	
第2表 地 方	起債の	木材産業等高度化推進貸 付 事 業	

		類	81,181	329	80,791	81,181	
		邻		=	.*		
<b>斯</b>				金人	俐		
資金貸付事業特別会計 に定めるところによる。 5。 歳入歳出予算」による。		項	- - - - -	<b>大 </b>	解	<del>गोव</del>	
、 海県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 辞別会計の予算は、次に定めるところによる。 デれ81,181千円と定める。 この金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。			:	第1項線第2項階	第 3 項 繰	<b>4</b> □	
、 平成31年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算) 1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,181千円と定める。 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。	<b>沙</b>	款	岸 漁 業 改 善 資 金付 事 業 収 入			<b>K</b>	
平成31年度新潟県沿 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算 2 歳入歳出予算の意	第1表 歲入歲出予算 1 歲 入		第1款 沿岸		77.5	橙	

	鑁	81,131	50	81,181	
	<b>一</b>				
		· · · · · · · ·	響.		
	断	第1項 貸 付	第1項 予	<b>√</b> 11	
		*************************************	無	<u>-</u>	
2 歳 出	Ŕ		第 2 票 火	繼	

				•				十田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田					
				起債の方法、利率及び償還			額	手 148,426	37,139	14,022	90,749	4,700	1,816
				9目的、限度額、			徘				•		
· <b>海</b>				債の起債の				1	邻	K	邻	奄	徘
会 <u>丰</u> 予			15 th 20	できる地方		·			丑	极			
業特別	· o		歳入歳出予算」による。	地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、			斯		庫支	選	人		解
有林	ころによる	Jと定める。		定により起					囲	蓝	鑗	逃	蘂
海 湯	次に定めるところによる。	ぞれ148,426千円と定める。	との金額は、「第1表	:第1項の規					第 1 項	第2項	第 3 項	第4項	第 5 項
31 年 度	)予算は、次	もおぞれ		号) 第230条	0			Х ,					-
平 成 31	平成31年度新潟県有林事業特別会計の予算は、 歳入歳出予算)	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それ	歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご ! 方 債)	年法律第67	の方法は、「第2表 地方債」による。			事業収					
	<b>県有林事</b> 業	予算の総名	:の款項の区	法 (昭和22	2表 地方	出予算人	禁	有林					
	平成31年度新潟 (歲入歲出予算)	歲入歲出	裁入歳出予算 方 債)	地方自治	<b>失は、「第</b>	歲入歲.		款県					
	平成3(歲入前		2 歲7 (地 7	第2条	の方法	第1表		第 1 票					

ی	
148,426	
14	
市区	
	·
İ	
<b>₫</b> п	
<	•
1	·
槂	
"	
	·
Ь	I

	ı	ידו							
		十円							
	競	426	302	124	000	8	1,000	426	
		147,426	57,3	. 99	24,000	1,(	1,(	148,426	
	ļ								
		į							
	倒							,	
			強	數	邻		暫		
			T-7	Z(*)	VI-3		<b>™(-1</b>		
			翭	岩具	丑		備	ntinz.	
			नगर	<del>-</del>			4		
	通								
			带	泄	뺧		*		
								<b>₫</b> □	
		-	1 通	2 項	3 漫		1 項	,	
			無	継	無		紙		
,	-								
	i	)			i	颧			
		翭						丑	
		冊				11000			
		*				備			
丑	榖	棰							
		业				斧		搬	
緞					,				
2		1 模				2 款			
		紙				紙			

	坁	入れの年から据置期間を含み50年以内に元利等年賦償還する。 等年賦償還する。 ただし、据置期間中であつても繰上償還し、 還年限を短縮することができる。	
	力	5み50年] つても繰 "きる。	
	6	期間を停 時であ、 ことがて	
	颲	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	範	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。 ただし、据置期間中であつても繰上償還し、 償還年限を短縮することができる。	
	利率	465.0パートでは、10パートでは、10パートでは、10パーンが、10分子が、10分子が、10両甲の、10両甲の、10両の、10両の、10両の、10回車が、10分子をある。10回車の、10分子を20の車が、10分子が、10分	;
		借	
	方 法		
	6	红	
	ə	畑	,
	型	<b>岩</b> 四	·
•	鎖	4,700	
	赵		
	遊		
-	的	截	,
働	ĪIJ	** .	
4		<del>m</del>	
軍	6	*	
	負	佈	
第2表	追	画光	

H-	平成31年度新	新潟県用地	用地先行取得	ተ	業特別会計予	予算	·		
平成31年度新潟県用地先行取得事業特別会計		の予算は、次に定めるところによる。	壱めるとこ.	ろによる。	•				
(歲入歲出予算)									
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それ	裁入歳出それぞ?	ぞれ739,000千円と定める。	と定める。						
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご	び当該区分ごと	との金額は、「第1表		歳入歳出予算」による。	15230				
(地方億)									
第2条 地方自治法第230条第1項の規定によ	2	こすことがで	*きる地方債	€の起債の[	目的、限度和	類、起債のご	起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表		地方
債」による。			•						
								٠	
									,
第1表 歲入歲出予算		*					•		
1 歲 入									
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				一種			邻		類
第1款 用地先行取得事	業収入				•			739,000	十
		第 1 項	斑	爼	松	K		150,000	
	į	第 2 項	断			働		589,000	
報	۲	₫□	<b>,</b>		ilina ilina			739,000	

		十				
	鎖	739,000	289,000	150,000	739,000	
					÷	
	翎					
			觐	數		
	通		絥	氟	dia .	
			第1項 事	第2項 県	фп	
		得 事 業 費			Ħ	
扭	操	用地先行取得			報	
2		第 1 款				

_				·
	償還の方法	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。		
	图	年 9 パ ト ア 以 7 ト 以 み	1.00	
	起債の方法	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額に加算し		
	限 度 額	589,000	589,000	
題	日的	<del>順</del> 歌	nua	
地方	9	(c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c)		
第2表 地	起債	用者	<b>4</b> 0	

	- MATE - AND	_
	額 526,617 524,702 1,915 <b>526,617</b>	
	<b>◆</b> H	
op-	大 邻	
資金事業 特別会計子ところによる。る。 あ。 歳入歳出予算」による。	<b>愛</b> ス	
1 ~ ~ ~	第 1 項 財	
平成31年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算は、次に定めるとこ (出予算) 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ526,617千円と定める。 歳入歳出予算の熱類は、歳入歳出それぞれ526,617千円と定める。 歳人歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入 歳入歳出予算	等	
平成31年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算は、次に定める (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ526,617千円と定 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 第1表 歳入歳出予算	模	
(京) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明) (明	紙	

· )

	···			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	手用 526,617 1,915 524,702	526,617	
	彿			
		數 邻		
	厨	<del>継</del> 丑	福	
		第 1 項 事 第 2 項	<b>₫</b> Ш	
		究 資 金 華 楽 墳	- <del>II</del>	
. 2 歲. 出	談	第 1 款 都 市 開	縱	
緩		<b>H</b>		

平成 31 年度新潟県流域下水道事業特別会計予算

平成31年度新潟県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歲入歲出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,138,208千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

債務負 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表

担行為」による。

(地 方 債)

地方 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方償の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表

債」による。

												,		
	額	- 14,138,208 千円	5,306,834	431	3,475,000	891	2,038,586	248,124	2,741,000	. 327,342	14,138,208			
	绀													
	極		担金及び負担金	用料及び手数料	庫文出金	産 収 入	入。金	収入	负	越	福		-	
			第1項 分	第2項 使	第3項 国	第 4 項 財	第5項 繰	第6項 諸	、第7項 県	第8項 繰	₫Œ		•	
表 歲入歲出予算 1 歲 入	~ ~	款 流域下水道事業収入									張			
第1表		第 1		• •										

						<del></del>		1	
	額	13,810,866	3,783,298	6,360,965	3,666,603	327,342	327,342	14,138,208	
	邻								
			颧	趣	歡		郵		
	項		型	説	便	ı	箑	抗菌	
			徊	選	逝		ሎ	<b>₫</b> □	
			第1項	第2項	第 3 項		第1項	,-	·
		事業費				<b>一</b>		Ħ	
·H	款	域下水道				中			-
報		旄			į	<b>*</b>		羰	
2		第 1 款			,	. 第 2 款			

第2表 債務負担行為								
東	韻	自	随	度額	<b>沒</b>		角	
信濃川下流流域下水道新潟処理区建設工事請負契約	平成 32	2年度	,	780,000千円	,			
信濃川下流流域下水道新津処理区建設工事請負契約	平成 32	2 年度		457,000千円				· · · ·
信濃川下流流域下水道長岡処理区建設工事請負契約	平成 32	2 年度		180,000千円			,	
魚野川流域下水道六日町処理区建設工事請負契約	平成 32	2 年度		294,000千円			-	
魚野川流域下水道堀之内処理区建設工事請負契約	平成 32	2 年度		211,500千円				
阿賀野川流域下水道新井郷川処理区建設工事請負契 約	平成32	2 年度		162,000千円				
			, '			i		
								•
								· · · · · ·
		,					,	
			,					1

	質 竭 の 方 法	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利 均等又は元金均等者しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。		
e l	利率	4 1 1 1 2 1 2 2 3 4 3 4 4 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	·	
	起債の方法	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額に加算し		
	限度額	1,793,000	2,741,000	
	名	業費價	ijaz	
無	Щ	<del>iii,</del>		
7	6	水 救 道		·
岩	債	<u>k-</u>	i	•
第3表	距	流 售 级	<b>₫</b> □	

簿 肣 ılıın ∢k 副 华 継 ተ 無 緻 瓶 県海 爽 摐 壓 成 31 年 計

平成31年度新潟県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歲入歲出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,544,653千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還

の方法は、「第2表 地方債」による。

1					
聚人蕨出宁草 號 入					
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		一		· 邻	額
港湾整備事業収入					千円 3,544,653
	第 1 項	使用料及び手	数。		1,121,645
	第 2 項	国庫 支出			15,000
	第3項	財 産 収	К		200,310
	第4項	<b>黎</b>	俐		349,520
	第5項	諸	Υ		. 13,177
	第 6 項	尚	黄		1,845,000
	第7項	蒸	俐		1
恐	₫Œ	цhш			3,544,653
				•	
					ı
				-	
				-j	:

•	<del>1</del>	<u> </u>			1			<del></del>
	類	3,544,500	1,934,185	1,610,315	. 153	153	3,544,653	
	劺				7.000		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		,	惠	軠		僌		
	項		継	虁		無	ilia	
	Tr.	į	第1項 事	第2項 県		第1項 予	фI	
		事業			觀	-	丑	
田	極	港 湾 整 備			予		歳	
2 歳		第 1 款		;	第 2 款			

				÷
	償職の方法	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。		
	利容	49%インカー とびいび		
	起债の方法	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額に加算し		
	) 類	千円 1,345,000 500,000	1,845,000	
	殿			
<b>₩</b> ■₹	. 旧	業 慎	盂	
	· III	+ 神・		
#	6	<b>編                                    </b>		
割	魬	斢		
第2表	副	趣		
	11-5	新 <del> </del>	<b>4</b> 0	

簿 肣 咖 <\ 継 冊 鬞 鮰 些 遞 辮 廀 # 31 松 計

(線) 温)

第1条 平成31年度新潟県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	MWh 567,461	<b></b>
讯		
肣		
		山
		沿
々		想
ļ		型型
		6
		版
		事 寶
Ţ		型 記 記 発
	電力	改談
	供給電力	期 選
	磙	廃
	mas.	壓
	黙	卓
	継	改
×		罚
	逈	殸
	Ţ	2

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	十			
	8,639,324	8,501,996	8,094	129,234
Κ,			·	
	梢	뵊	湘	湘
	以	以	以	以
<b></b>				类
	気 事	継	舽	継
	電	逈	盐	#
	第1款	第1項	第2項	第3項

· · · · · ·	田					,299,024千円は		出					
	6,419,350	5,431,768	339,607	627,975	20,000	対し不足する額		552,870	2	410,000	142,858	10	The state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the state of the s
<del>沮</del>						とおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,299,024千円は、次のとおり	\ \						
		用	田田	田田	一	さし、資本的収入		Y	領	翎	邻	<u>.</u>	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T
₩	業	曹风	夢	外費	第	と定める。た7	松	的収	産売却代	金返済	淵	贷	
	魚	喧楽	財務	事無	*	次のとおり		*	固定資	負付	赵	雑	
	第1款 電	第1項	第2項	第3項	第4項	収入及び支出) 資本的収入及び支出の予定額は、次の するものとする。		第1款 資	第1項	第2項	第3項	第4項 3	
						(資本的収入及び支出) 第4条 資本的収入及び支 補てんするものとする。							

						變	消 費 稅 資本的収支 調 整 額	千円 77,715	<b>\</b> '				77,715	
千円	023	999	. 000	228	000	強	域版			3,000,000			3,000,000	
5,851,8	855,4	1,852,8	3,000,0	142,8	1,0	7 2	出 類 解 致 物 数 於 於 於						54,069	
						舞	過 相 解 等 等 等 等 等 等 等		-			066	2,167,240	
<del></del>		· ·			<del></del>		<b>善引不足額</b>	千円 855,468	1,442,566	3,000,000		066	5,299,024	
₩	域	償還	黎田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	#		j.		4日	410,000		142,858	10	552,870	
本 名	京	業債	谷丰	淵		1		千円 55,470	52,566	000,000	42,858	1,000	51,894	
51款 資	第1項 建	第2項 企	第3項 他	第4項 受	第5項 雑			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	邻	倒	趣	丑	5,8	
					i			項建設改良	乨	金	英語工工	項 雑 支	ika	
	本的支出 5,851,894	資本的支出     5,851,894       質建設改良費     855,470	資本的支出5,851,894賃建設改度費855,470賃企業債償還金1,852,566	資本本的支出5,851,894質量建設设置費855,470質金業債資金1,852,566質他会計線出金3,000,000	資本     本的     支出     日     5,851,894       資産     建     費     855,470       資金     業額     金     1,852,566       資金     計業出金     3,000,000       質受託     工事費     142,858	資本     本的     支出     日     5,851,894       質量     建設     设量     855,470       質化     資料     1,852,566       質化     公計     銀出     3,000,000       質量     工事費     142,858       質素     工量     1,000	資本 お ち 支 出     5,851,894     千円       質 建 設 改 良 費     855,470       質 企 計 線 出 金     1,852,566       質 受 託 工 事 費     142,858       質 雑 支 出     1,000       東 出      1,000	資 本 的 支 出       中田       中田	第1款 資本 本 的 支 出     中田     中田	第1款     第     本     的     支     出       第2項     企     股     股     股     股     股     股       第3項     企業     (個     (個     (國     (國	第1款         第         本         的         支         出         5,851,894         千円         千円         十円         年円         年円         年円         年日         年日         年日         年日         年日         年日         日本         年日         日本         日本 <th< td=""><td>第1項</td><td>第1款 資 本 的 支 出         本 的 支 出         品 会 出         市 等</td><td>第1款 資 本 的 支 出         本 的 支 出         品</td></th<>	第1項	第1款 資 本 的 支 出         本 的 支 出         品 会 出         市 等	第1款 資 本 的 支 出         本 的 支 出         品

千円 176,395 籤 128,325 1,607,555 2,503,340 1,770,725 1,798,830 郦 枡 千円 36,912 廀 77,000 32 33 34 35 31 36 枡 額 十田 額 7,985,170 麼 鱌 頣 翭 빠 廀 麼 袙 噩 良 枡 枡 第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。 改 32 32 墩 松 战 戡 超 計 計 班大 継 鮰 炉 ተ 粱 安 Н 严 赘 1 鑩 継 紙 崧 빠 潍 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。 尺 更 鮰 稆 貅 変 ব 實 贫 長 压 K 改 严 ŵ 疅 點 抽 鰃 銳 **₩** 빠 徻 嵡 茁 風 丑 支 的 (債務負担行為) 榖 ₩ 資 驁 Н 第5条

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又は これら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

	上	
額	1,041,619	948
邻		,
サービー 単	敾	觀
	中	
	架	聚
	11115	ļ
経	搬	K
	1	2

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

户 111111 **∜**N 쌞 빠 攌 水 Щ 翭 Н 账 窳 嶊 廀 枡 31 松 1

(温 線

第1条 平成31年度新潟県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	94か所	ートル	ا ح ۲	1	 伝 1
倒		056立方メートル	145,421立方メートル		
٢		53,224,	145,		
	数	· <b>j</b>		華業	良
分		长	长	以祭司	强改
	光	徘	怨	水道	型
	!		赵	田田	6
	长	홿	計	H	t 備
		噩	Ш.	% 監海	款 款
	架	枡	1	番後	敃
	7	2	က		8
		磙	•	মূ	£
		黙		H 41	
				i i	-
×		翭		1. 1.	
	-	䌹		典	<b></b>
	•	-		,	7

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	千円	115	96	000			51	38	13	. 000	<b>5 額212,718千円は、</b>
	1,847,311	1,514,815	. 265,496	67,000			3,889,751	3,798,238	81,513	10,000	出額に対し不足す、
<b> </b>						丑	·				次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額212,718千円は、次のとおり補
	校	湘	湘	湘			単田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	田	田	瀬	が、 ダ ・
拟	道事業	芸	外収	承		₩	通 專 潔	無	外 費	備	完める。 大
	用水	継	継	別		•	用水	**	継		のとおりと
	出		河	华			H	河	/ш. ≨ил	<b>P</b>	
	第1款	第1項	第2項	第3項			第1款	第1項	第2項	第3項	(資本的収入及び支出) 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、 てんするものとする。
	l				ı L		ı			-	「資本的収入及び支出) き4条 資本的収入及び てんするものとする。

			·			•		3 源	消 費 税 資本的収支 調 整 額			12,371	
	129,679	30	1,449		342,397	170,000	172,397	てん財	過 相 知 安 時 数 数 例 例 例 例 数 数		172,397	184,360	
人		,		田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		1		舞	建設改良	千円 15,987		15,987	,
				72			,		差引不足額	千円 40,321	172,397	212,718	
	以入事	売 却 代	۲ ک		女田	(良費	( ) 湖 安	ž	元 当 8	. 129,679		129,679	
拟	(A) (A) (B) (A) (B) (A) (B) (A) (B) (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	帘窗	雑収	₩	資本的	建 設 改	金業賃	į	支出予定額	手用 170,000	172,397	342,397	
	第1款	第2項	第3項		第1款	第1項	. 第2項		€	1項建設改良費	2項企業債償還金	ijinz.	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

鏡	千円 76,622	8,016
戦	-	
函		•
	赵	殸
三	併	枡
	32	32
	ゼ	ゼ
嚴	計	計
通	水道天日乾燥汚泥 搬 業 務 委 託	. A 等 更 新 業 務 委 託
· <del>神</del> ·	新為臨海工業用 搬 出 · 運	財務会計システ

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中	償還年限を短縮し、又は :ができる。
力	含み30: 均等の; , ただ	園年限 らまる。
6	期間を くは不 還する。	し、償ことが
,殿	2の発電 3等若し 3期に償	県上償還 )換える
颤	借入れの年から据置期間を含み30年以等又は元金均等若しくは不均等の方法度1期又は2期に償還する。ただし、	であつても繰上償還し、償還年限な 低利債に借り換えることができる。
樹	年 9 パ トソント 込	
	8 % % % % % % % % % % % % % % % % % % %	
₩	併わ	
郱	発行	
方	黄米	
6	借又は債券発行	
ə	通貨	
型	神	
競	千円10,500	700
庭	. 10,	117,700
殿		
段	水水水温	<b>小型</b>
	田業 田	· E E E E
6		響
		~ I
	66 6 羅琳 8	3 習 <del>年</del>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又は これら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

	十円	
酸	434,186	34
ha		
· 4		
骶	鞭	惠
	中	
	架	鲣
	T T	
雄	巖	交
		2

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、 36,115千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

対 肣 訨 ₩ 翭 빠 松 垇 型 픥 쌞 Н 些 窳 滐 虔 枡 成 31 計

画物

第1条 平成31年度新潟県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	Dj <b>er</b> j	バイーメ.
	钒	平方, 125,000
	斧	
		嵙
	分	完
,		6
		舉
		+}
		祭
		緊
	凶	継
	i <sub>T</sub> ZI	逌
		7

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	2,327,177	1,528,465	798,712
Υ			
	科	湘	湖
	華継	以	以
以	造成	ANV.	文
	用	辮	継
i	米	र्ग्रा	袔
	第1款	第1項	第2項

			のとおり補てんす								
	手刊 1,416,582 1,407,296 8,286	1,000	ビする額749,893干円は、次 		749,893	22,500	317,383	410,000	10		
田			が資本的文出額に対し个、	<del>11</del>						TO THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF THE PARTY OF TH	
¥.	<ul><li>第1款 工業用地造成事業費用</li><li>第1項 営 業 費 用</li><li>第2項 営 業 外 費 用</li></ul>	第3項 子 備 費	第4条 資本的文出の才定額は、次のとおりと定める。たたし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額749,893十円は、次のとおり補てんするものとする。 ものとする。 	₩	第1款 資 本 的 支 出	第1項 工業用地造成費	第2項 企業 債 馒 還 金	第3項 他会計借入金返済金	第4項 雑 支 出		
		(資本的支出)	4 ※ 資本的文出の寸 ものとする。 「				`				

補てん財源当年股損益	千円 22,500		410,000	10	749,893
差引不足額	千円 - 22,500	317,383	410,000	10	749,893
充 当 財 源 収 入 予 定 額	日十		,		
文 出 予 定 額	千田 22,500	317,383	410,000	10	749,893
×	第1項 工業用地造成費	項	3項 他会計借入金返済金	4項 雑 支 出	1000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

顡	手用 3,072
赵	
遊	
	赵
三	枡.
	32
鎖	斑
苹	計
通	テム等更新業務委託
毒	財務会計シス

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

									•		
額	千円 64,199	18		-円である。		の態様	「 「 「 「 「 「 「 」	料			
	64			86,545 <del>T</del>		原分	机	完			
				促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、786,545千円である。		ojej	平方メートル 84,000	41,000			
俐				助を受い		数	計				
				一乗く温な	, ,	枡	七	#	•		
掛	極	數		†からこの全	·	严	賴	質野			
	叶			一般分言			.4	阿			
	架	验		<b>進するため</b> ·	\$ \$0°	棒	B	来 五			
				化を促	りとすい	始		-			
森	巖	K		工業用地造成事業の経営の健全化を、     	g 圧ンだム/ 重要な資産の処分は、次のとおりと	一一一一	14	मि -			
	7	7	(祖	故事業の	の処分は	種		Н			
		•	(他会計からの補助金)	等8条 工業用地造り(新型かる)	びだが、						

		,											
				類	平方メートル 10,182			110,138	107,706	2,432			
5.成事業会計予算		うところによる。		囲	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		K				· ·		
医新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計予算		.造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。		₩	光	定める。	7	事業収益	坂	外. 闵 游		•	
平成31年度新潟県		[港臨海用地造成事業会]	おりとする。	×	出る	定額は、次のとおりとい	小	用地造成	項 営 業	常業			
рг    -   	) (道	第1条 + 平成31年度新潟県新潟東港臨海用地 (業務の予定量)	業務の予定量は、次のとおりとする	·		(収益的収入及び支出) 53条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。		第1款	第1項	第2項			
	(線)	第1条 (業務 <i>0</i>	第2条			(収益的 第3条							

	1	•					
				•			
			· ·			·	
	<b>王</b>						
	71,749 71,529 220			•			J
	71.7	·		•			
丑	•						
	·						
		Ł					
	照用用						
	#W #M						
167	華 冬	٥				,	
<b>₩</b>	成業	定める					,
	祖 業	7. 计					
	田田 河 河	146,000	•				
	第1款 第1項 第2項	(一時借入金) 第4条 一時借入金の限度額は、1,146,000千円と定める。					
	無	限度額					
	1	人金の					
		(金) -時借ご					
		(一時借入金) 第4条 一時¶					
		一)					

平成 31 年度新潟県病院事業会計予

奪

(総 温)

第1条 平成31年度新潟県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

業務の予定量	2,644床	768,000人	1,208,000人	1,976,000人	2,098人	) 5,033人	7,131人		1 1	1	<b></b>
		驱	*		驱	₩		瘀	継	継	事業
45								区区	楽	紫	設計事
								銤	投	死 误	調料
				<del>jin</del>			11111	松	汤	裖	院改築調
					<u>.</u>			妮	拔	田田	田病院
								祣	加	+	#111
		К	矣	_	K	类		Н			
	. 鰲		数			数				**.	
			भ			哥				良事	
			₩į			种				殼及	
M			朣			出				な建	
	楽		枡	i		-				.₩	
		_									

		千円 73,351,858 59,528,425 13,823,233 200	H	74,847,361 73,124,071 1,723,090 200
病院 増改 築 関 係中央 が 院 整備事業 精神医療センター整備事業 坂 町 病院 整備事業 坂 町 病院 整備事業 板 町 病院整備事業 医療情報総合システム整備事業 医療器 破価 品整備事業	·		丑 ·	
2 病 院 増 改中 央 病 院 精神医療セン 坂 町 病 院 坂 町 病 院 と	)とおりと定める。 収	<ul><li>時本業切 </li><li>機 </li><li>機 </li><li></li></ul>	₩	(2) 电     (4) 电       (4) 电     (4) 电       (5) 电     (4) 电       (6) 电     (4) 电       (7) 电     (4) 电       (8) 电
	(収益的収入及び支出) 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次の 	第1款 坊 院 第1項 医 第2項 医 第3項 特		第1款 游 院 第1項 医 第2項 医 第3項 毒
· ·	(収益的収入及び支出) 第3条 収益的収入及0			

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,994,142千円は、過年度分損

益勘定留保資金225,013千円及び当年度分損益勘定留保資金1,769,129千円で補てんするものとする。

	十円				
	13,357,994	1,588	9,903,000	3,415,061	38,345
Y					
	$\prec$	邻	ə	翎	$\prec$
	以	以		\$	的板
坝	名	回	業	₩	₩
ſ				例	河
	₩	河		型	の 街
	極	榖	刽	· 食	N
·	第1款	第1項	第2項	第3項	第4項

	中田				
	15,352,136	10,585,601	352	1,588	4,764,595
丑					
,					
	丑	費	颧	涇	領
	₩	崑	資産		
₩	名	於			臧
	₩	拟	形面		
	資	殸		茶	餪
	第1款 [	第1項	第2項	第3項	第4項

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

•							1		借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均	等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年	し、据置期間中	償還年限を短縮し、又は		
鑁	千円 24,960	58,020	44,920	50,000			<ul><li>の 方</li></ul>		間を含み30	は不均等の	度1期又は2期に償還する。ただし、		16	
赵							颲		5から 据置其	対等若しく	42期に償還	であつても繰上償還し、	低利債に借り換えることができ	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
函							泛		借入れの4	等又は元4	度1期又位	であつても	低利債に借	
<b>=</b>	2年度から 5年度まで	2年度から 1年度まで	平成32年度から 平成33年度まで	32 年 度		3 <b>0</b> 8 °					パ ド マ 日			
角	平成32年 平成35年	平成32年度7 平成34年度3	平成32平成33	平成	• -	2 4 9 2 5 5	展		,		49パー ソト 以		•	
承	師公舎借上契約	新潟大学大学院医歯学総合研究科 對 伝 性 腫 瘍 学 講 座 設 置 協 定	新潟大学大学院医歯学総合研究科 長襲予防医学開発講座設置協定	設計業務委託契約		利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。	起債の方法	普通貸借又は債券発行	(発行価格が額面金額	を下回るときは、それ	ぞれの発行価格差減額	を埋めるために必要な	金額を限度額に加算し	た金額を限度額とする。)
<b>*</b>	日町病院医師	学法人 性·過	国立大学法人新潟大学力消化器疾患低侵襲予防	田病院改築基本		起債の方法、	限度額	出			9,903,000			
	+	国立大 彩 族	国河州	扣口		目的、限度額、	の目的				備事業費			
					(企業億)	第6条 起債の目的、	起儀				病院整		,	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又 はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

	十	
鏡	38,780,386	1,000
	-	
<b>₹</b> 11		
~~~~	觀	麒
	专	
	怨	鍫
,	Щ	
柽	搬	赵

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,243,414千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、19,507,912千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	<b>松</b> 1	<b>试</b>
数		
格		
各	リニアック	医療情報総合システム
類	#	<u>₹</u>
	Hi	<b>49</b>
-	ij	Ř
種	Ţī.	KI

肣 1 邻 翭 빠 驱 涨 枓 苯 迤 窳 摋 ・度 枡 31 赵 片

讏

(総 温)

第1条 平成31年度新潟県基幹病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

業務の予定量	289床	179,000人 290,000人	469,000人	490人	1,197人	1,687人		1	<b></b>
		妮 朱		跜	*		硃	継	業
安							区	「幣事	備事
							辮	死難	品類
		·	ilin			111111	新	幹病	被编
							死	中	療器
				•			紙	些	展
		入 外		$\prec$	女		1		7
	数	数			数			継	
		≁			晒			良事	
	米	冊			赵			殼 改	
M		朣		÷	出			ປ	
	澎	舟			Н			主な	

		4,887,872 45,425	4,724,073		4,769,498 4,596,965	172,533		
	\ \			田田				
支出の予定額は、次のとおりと定める。	Δi.	第1款 病	第2項 医 業 外 収 益 第3項 特 別 利 祐	- - - - - - -	第1款 病 院 事 業 費 用       第1項 医 業 費 用	第2項 医 業 外 費 用	************************************	
(収益的収入及び支出) 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次の			. :		<u> </u>	(資本的収入及び支出)	第4条 資本的収入及び	

		,			 	
;	1,843,034 744,000 1,099,034		手円 1,843,034 842,202 1,000,832			
Y	1,6	#1	. 1,8	·		
			,	とおりと定める。		
	校 校 後		女母田寮金	曼の方法は、次の		
収	本 田 報	<b>₩</b>	本 的 "	、利率及び償還	+ ,	
	第1款 資 第1項 企 第2項 負		第1款 資 第1項 建 第2項 償	(企 業 債) 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。		-
				業(債) ・		
				(企 無 5 条	·	

ゼ		借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均	等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年	度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中	であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は			
七		み30年』	等の方法	ただし、	年限をタ	₩ %		
6		期間を合	くは不均	<b>濁する。</b>	し、償還	ことがで		
臧		いら据置	9等若し	2期に償う	<b>梨上償還</b>	)換える。		
氮		借入れの年	等又は元金	度1期又は2	があつても着	低利債に借り換えることができる。		
掛				一以	•			
利.				年9パーセント 以内				
祇	答行	必續	7	或額	まな	 	50)	
书	普通貸借又は債券発行	(発行価格が額面金額	を下回るときは、それ	ぞれの発行価格差減額	を埋めるために必要な	金額を限度額に加算し	た金額を限度額とする。)	
6	又は、	格が	とき	介甸	ため	度額	艮度籍	
衝	貸借	介面	回る	の発	88	を限	額を凡	
型	- 東	然)	4%  ←	ぞれ	を描	金額	な金	
競	十氏							-
赵				744,(				1
殿								
的,				數				
ш				華米				
6				龗				
争				死機				
超				派				

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、744,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、701,303千円である。

平成30年度新潟県一般会計補正予

平成30年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58,470,891千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,239,702,811千円とする。

歳入歳出予算補正」による。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

2				
第1表 歲入歲出予算補正				
1 競 入				
裖	一 一	補正前の額	補正額	ilia
第1款 県 税		千円 254,839,000	2,927,000	手用 257,766,000
,	第1項 県 民 税	69,172,000		69,984,000
	第2項事業稅	59,269,000	382,000	59,651,000
	第3項地方消費稅	56,100,000	1,610,000	57,710,000
	第4項 不 動 産 取 得 税	4,836,000	○ 356,000	4,480,000
	第5項 県 た ば と 税	2,313,000	18,000	2,331,000
	第6項ゴルフ場利用税	541,000	△ 13,000	528,000
	第7項 自 動 車 取 得 稅	3,495,000	310,000	3,805,000
	第8項 軽 油 引 取 税	23,880,000	179,000	24,059,000
	第9項 自 動 車 税	31,830,000	000,92 ∨	31,804,000
	第11項 符 猟 税	11,000	1,000	12,000
1,000	第13項 産 業 廃 乗 物 税	134,000	10,000	144,000
第2款 地方消費稅清算金		83,923,000	1,722,000	85,645,000
	第1項 地方消費稅清算金	83,923,000	1,722,000	85,645,000
第3款地方 讓 与 稅		40,850,000	31,000	40,881,000
	第1項 地方法人特別讓与稅	36,459,000	30,189	36,489,189
	第2項 地方揮発油讓与稅	4,159,000	△ 5,493	4,153,507

	第3項 石	油ガス譲	英中税	230,000	5,487	235,487
	第4項 航	空機燃料	讓与稅	2,000	. 817	2,817
第4款 地方 特 例 交 付 金	第1項 地	方 特 例 交	各	813,000	7,048	820,048
第5款地方交付税	第1項 地	古炎	付税	243,245,245 243,245,245	437,633	243,682,878 243,682,878
第6款 交通安全対策特別交付金	第1項 交通	交通安全対策特別交付金	明交付金	482,000	△ 72,000 △ 72,000	410,000
第7款 分担金及び負担金	第1項 分 第2項 負	型 型	金 绝	7,629,729 2,437,728 5,192,001	27,758 2,513 25,245	7,657,487 2,440,241 5,217,246
第8款 使用料及び手数料	第1項 使 第2項 手	田 教	菜菜	15,222,630 11,539,008 3,683,622	△ 259,493 △ 156,676 △ 102,817	14,963,137 11,382,332 3,580,805
第9款 国庫支出金	第1項 第2項 困 第3項 函	庫 庫負 瀬 浦	担助金金金金	167,924,891 28,518,751 137,175,305 2,230,835	<ul> <li>△ 6,276,017</li> <li>△ 280,562</li> <li>△ 5,420,684</li> <li>△ 574,771</li> </ul>	161,648,874 28,238,189 . 131,754,621 1,656,064

	1			<del>-</del>
2,047,215 .627,683 1,419,532	507,660	31,402,590 2,154,953 29,247,637	98,302,776 213,953 10,554 14,337,178 70,063,431 4,975,345 3,208,406 5,493,908 290,032,000 290,032,000	3,936,146
△ 2,302,317 △ 309,652 △ 1,992,665	△ 14,794 △ 14,794	<ul><li>△ 3,313,720</li><li>△ 161,156</li><li>△ 3,152,564</li></ul>	<ul> <li>50,940,042</li> <li>28,936</li> <li>1,634</li> <li>349,285</li> <li>45,929,867</li> <li>2,139,010</li> <li>524,506</li> <li>524,506</li> <li>524,506</li> <li>53,131,000</li> <li>3,131,000</li> <li>3,131,000</li> </ul>	2,686,053
4,349,532 937,335 3,412,197	522,454 522,454	34,716,310 2,316,109 32,400,201	149,242,818 242,889 8,920 14,686,463 115,993,298 7,114,355 3,732,912 10 7,463,971 293,163,000 293,163,000	1,250,093
第1項財産運用収入第2項財産売払収入	第1項 客 附 金	第1項特別会計線入金第2項基金線入金	第1項 延滞金加算金及び過料等第2項 利 子 収 入 第3項 公置企業貸付金収入 第4項 貸 付 金 収 入 第5項 受 託 事 業 収 入 第7項 利子 割精 算 金 収 入 第1項 渠	
	翎	· (销	人	俐
.產 収	盤	·K ·		類
產	俰	蘂	體	紫
第10款	第11款	第12款	第13数第17数	第15款

3,936,146	1,239,702,811		
2,686,053	△ 58,470,891		
1,250,093	1,298,173,702		
一	, <sub>1</sub>		· .
第1項 雜	₫Œ		
:	K		·
	**	·	

				. }			;				THE CHARLES AND ADDRESS AND AD
<b>添</b>	#						補正門の織子田	(T)		正額一件	市
聚	M.	第 1 項	龤		<b>4</b> 1	垂	1,432,436	g %	۷ <	32,340	1,400,096
2款 総 務	颧	<b>-</b>	ž		۹	<b>x</b>	29,472,327	27	1	638,669	30,110,996
		第1項	赵		揪	曹	4,121,485	85	◁	71,959	4,049,526
٠		第2項	홿	緞	衛	過	14,445,071	71		1,107,453	15,552,524
		第3項	緓	tina	調	無	621,777	11.	◁	14,982	606,795
		第4項	籢		税	骶	7,195,423	23	◁	5,441	7,189,982
		第5項	七	甲本	粜	瀬 費	1,336,492	- 26	◁	341,479	995,013
		第6項	戦		操	顜	1,344,773	73	◁	30,954	1,313,819
		第7項	<b>≺</b>	事務	Щ	会費	152,340	40	◁	6,286	146,054
		第8項	擂	袛	茶	無	254,966	99		2,317	257,283
3款 県民生活・環境	第						9,657,005	05	◁	405,917	9,251,088
		第1項	県民	₩	珀	理	3,870,052	25		46,212	3,916,264
		第2項	斑	,	≋	歡	3,755,279	- 62	◁	285,138	3,470,141
		第3項	郷	卓	金圖	一種	584,212	12	. ⊲	31,687	552,525
		第4項	赔	崇	<b>松</b>	颧	348,361	- 19	◁	34,366	313,995
	•	第5項	弼	棄物	茶	策費	1,099,101	01	4	100,938	998,163

1 1						- 1	
第4款 倫 砒	采	剣	質		166,501,170	△ 4,252,050	162,249,120
				第1項福祉保健費	23,042,705	△ 192,889	22,849,816
				第2項 国保·福祉指導費	44,610,439	△ 1,023,747	43,586,692
				第3項 医 務 薬 事 費	7,170,864	△ 356,373	6,814,491
-				第4項 医師·看護職員確保対策費	1,687,745	△ 32,867	1,654,878
				第5項 高 虧 福 社 保 健 費	39,980,551	$\triangle$ 1,236,620	38,743,931
				第6項 健 康 対 策 費	5,500,384	37,134	5,537,518
				第7項 生 活 衛 生 費	3,129,008	△ 133,896	2,995,112
				第8項 摩 串 福 社 費	20,380,158	607,203	20,987,361
				第9項児童家庭費	2,620,839	△ 3,641	2,617,198
				第10項少子化対策費	18,378,477	△ 1,916,354	16,462,123
第5款 労	夣		實		3,035,278	627,474	2,407,804
				第1項 労 働 委 員 会 費	128,922	669 $ riangle$	128,223
				第2項 労 政 雇 用 費	584,687	△ 130,675	454,012
٠				第3項職業能力開発費	2,321,669	△ 496,100	1,825,569
第6款 産	継		ヤ	<b>1</b>	132,187,882	△ 46,050,810	86,137,072
				第1項 産 業 政 策 費	113,795,642	△ 45,157,914	. 68,637,728
				第2項 産 業 振 興 費	1,966,546	△ 128,834	1,837,712
				第3項 商業·地場産業振興費	320,280	△ 31,722	288,558
				第4項 産 業 立 地 費	13,981,464	△ 381,973	13,599,491
			1				

	ŀ				ľ		}				[
		第5項 観	光	.17	颧	2,123,950	950	◁	350,367	1,773,583	
第7款 農林 水 産 業 費	無					106,979,927	126	◁	6,311,580	100,668,347	
		第1項 農	業総	幾	籔	4,107,664	964		186,454	4,294,118	
		第2項 地域	農政	推進	歡	9,441,185	185	◁	964,451	8,476,734	
		第3項 農	産園	₩	實	1,879,238	238	◁	496,605	1,382,633	
		第4項 経	河	X	骶,	3,791,935	935	◁	183,077	3,608,858	
		第5項 食品	· 唱	消囲	歡	410,280	780	◁	29,515	380,765	
		第6項 畜	祵	絥	髌	971,695	695		10,687	982,382	
		第7項 水	椡	継	數	4,083,908	806	◁	53,366	4,030,542	
		第8項 林	業	.14.1.4	骶	15,530,475	475	◁	1,096,334	14,434,141	
,		第9項 農	地飾	畑	歉	5,602,294	294	۵	126,269	5,476,025	
		第10項 農地	基盤	2整備	衡	58,921,215	215	◁	3,330,973	55,590,242	
		第11項 農	地	阃	骶	2,240,038	938	◁	228,131	2,011,907	
第8款 士 木 費	華					178,502,519	519		1,089,818	179,592,337	
		第1項 土	十二年	型	無	11,872,977	977		10,449	11,883,426	
		第2項 道路	痛 り	ょう	籔	76,119,101	101		3,258,497	79,377,598	~~
		第3項 河	無無	业	實	36,529,047	047	◁	481,961	36,047,086	•••
		第4項 砂	放	1	籔	17,864,465	465		249,602	18,114,067	
		第5項 都	福	阃	敏	6,859,985	985	◁	356,612	6,503,373	· ·
		第6項 建	狱	1.314	搬	13,554,174	174	◁	1,446,844	12,107,330	_
		第7項 交	通政	紙	敏	2,763,803	803	◁	52,664	2,711,139	
-					1						٦

	,		第8項	拠	施	振興	東	465,299	◁	51,913	413,386
			第9項	拠		海	搟	11,412,848	•	8,888	11,421,736
	:		第10項	恕	-,	拠	颧	1,060,820	4	47,624	1,013,196
第9款警	察	#im/						52,227,370	4	82,351	52,145,019
			第1項3	細	〇	配	田	48,110,136	◁	46,935	48,063,201
,			第2項	麵	徽	(大) (五)	女費	4,117,234	4	35,416	4,081,818
第10款 教 同	育	#Amr.						181,644,286	4	2,018,281	179,626,005
			第1項 ;	教	in the	総務	<b>然</b>	9,244,472	◁	147,017	9,097,455
			第2項,	÷	#	华	が	88,865,479	◁	189,567	88,675,912
			第3項	恒	<b>拳</b>	译	き	50,658,065	◁	689,400	49,968,656
			第4項 :	特別	支	叛學	校費	17,859,365		3,199	17,862,564
			第5項	生 涯	掛	留業	進費	827,235	◁	46,181	781,054
			第6項	×,	75	行 政	女 費	1,966,482	◁	505,589	1,460,893
			第7項	來	)	体育	育費	461,626	◁	55,704	405,922
			第8項	私學	燅	漸	運	10,197,860	◁	377,526	9,820,334
		••••	第9項	$_{+}$	*1	崇	顜	1,563,702	٥	10,487	1,553,215
第11款 災 害 《	復 旧 費	∃ikm/						13,158,585		24,271	13,182,856
			第1項	農林力	(産施	農林水産施設災害復旧費	復旧費	3,842,911		22,978	3,865,889
			第2項	上	施設	土木施設災害復旧費	見旧費	6)309,360		1,293	9,310,653
第12款 県	(債) (債)							295,799,787	٥	2,516,706	293,283,081

-				第1項	世	債		295, 799, 787			2,516,706	293, 283, 081
第13款 諸	赵	丑	俐				77	127,275,130		2,07	2,073,860	129,348,990
				第1項	公竳企	業質付金		14,686,463	◁		349,285	14,337,178
				第2項	雑	大田田田		2,987,900	◁		374,000	2,613,900
				第3項	地方消費	費稅清算金	· ·	54,874,697		1,58	1,583,799	56,458,496
				第4項	利子割	一交付金	Že.t	377,196		10	103,224	480,420
				第5項	配当割	一次 付 金	Red	967,626	◁		61,776	905,850
				第6項	株式等譲渡	株式等讓渡所得割交付金	, su	790,614	4		92,664	697,950
	٠			第7項	分離課稅息	分離課稅所得割交付金	ka	768,96		ï	15,226	112,123
				第8項	県民税所得	県民稅所得割臨時交付金	Ž1.1	1,697,122		<b>ಸ</b>	25,948	1,723,070
				第9項	地方消費稅交付	员税交付金		42,469,311		87	877,459	43,346,770
				第10項	ゴルフ場を	ゴルフ場利用税交付金	ring.	378,700	٥		7,236	371,464
			- <del>-</del>	第11項	自動車取	動車取得税交付金		2,494,504		24!	245,578	2,740,082
				第12項	軽 油 引 取 稅 交 付	X 税 交 付 金	251	5,454,099		10,	107,587	5,561,686
糉		丑		<b>₫</b> п		ıjacı:	1,29	1,298,173,702			0,891	1,239,702,811
			,							,		
												,
				,								
										•		

業務	4 正							
]								
칚	Ę.	車業を	蝉	迅	温	舞	범	緻
Apr.	<b>X</b>	ĸ	総額	年度 年	割額	総額	年度	年 割 額
			田	36	王0	田 十	26	十0
·				22	0		27	0
				28	230,906		28	230,906
		県 道 佐 渡 一 周 線 緊急地方道路整備事業 (竹ヶ 鼻トンネル)	3,800,000	29 1	1,360,000	3,800,000	53	1,360,000
				30 1	1,740,000		£	000,066
				31	369,094		31	1,119,094
	繭のよう		,	32	100,000		32	100,000
				27	257,650		27	257,650
				87	891,550		28	891,550
		県道十日町当間塩沢織緊急地方道路整備事業(当 間 トンネル)	2,200,000	29	008, 800	1,888,272	29	699,300
第8款 上 木 費	abor .			30	320,700		30	39,772

								: 				<u> </u>	
0	0	450,000	425,000	350,000	200,000	430,000	200,000	867,000	1,221,800	712,700	898,600	1,160,000	983,770
31.	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
	,								٠.			36,030,000	
30,800	0	450,000	425,000	350,000	200,000	430,000	500,000	867,000	1,221,800	712,700	898,600	1,160,000	983,770
31	15	16	17	18	19	70	21	22	73	24	25	56	22
												23,530,000	
												鵜川 治水 ダム 事業 費 (鵜 川 ダ ム)	
									٠.				第3項 河川海岸費
				·									

1,071,700	1,459,000	2,560,000	2,667,284	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,409,999	3,301,999	2,561,148	0	520,137	820,000	1,059,863
28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	29	30	31	32
											9 400	7,400,000	
1,071,700	1,459,000	2,560,000	2,667,284	· 2,791,543	2,655,803	1,270,058	555,742			0	780,000	820,000	800,000
. 28	29	30	31	32	33	34	35			53	30	31	32
											2 400 000	7,400,000	
		_									一 簽 区 川 备 扇 添下非ど 三光秀 甲苯甲	A & & & & & & & & & & & & & & & & & &	

·		·~		~	0				_				0,
22,076	513,091	2,156,266	6,464,686	12,927,363	)	533,497	3,719,041	544,797	317,279	1,019,749	5,038,099	1,005,410	1,015,822
30	31	32	33	34	25	26	27	78	29	. OS	31	32	33
		22,083,482				,			13,193,694				
22,076	513,091	2,118,025	6,349,922	12,697,773	0 ,	533,497	3,719,041	544,797	317,279	1,678,295	4,812,115	217,322	158,319
30	31	32	33	34	22	97	22	28	59	30	31	32	33
		21,700,887							11,980,665				
		<b>県央基幹病院新築事業</b>							十日町病院改築事業				
										第6項 建 築 費			

					<del></del>		
284,741	700,353	4,302,241	1,654,733	98,946	742	242,568	
27	28	53	ಜ	31	-32	33	
			7,284,324		,		·
284,741	700,353	4,302,241	1,734,561	34,635	732	238,160	•
12	28	67	8	31	32	83	
	,		7,295,423				
,			病院改築事業				
			—————————————————————————————————————				
,	•					ų,	

第3表 債務負担行為補正								
1	. :			·				
<del>ju</del>	蝉	띰	温		田	級	71	Ē
	期間	随	度 額	期間	随	度額		<u></u>
税総合オンラインシステム帳票印刷 関連業務委託契約	平成31年度から 平成35年度まで		185,136千円	平成31年度から 平成35年度まで		188,205千円		
車体課税の見直し等に係る税総合オンラインシステム改修業務委託契約	平成30年度から 平成31年度まで	•	94,386千円	平成30年度から 平成31年度まで		175,140千円		
新潟県民会館管理協定	平成30年度から 平成34年度まで		965,366千円	平成30年度から 平成34年度まで		976,161千円		
新潟県立自然科学館管理協定	平成27年度から 平成31年度まで		1,453,207千円	平成27年度から 平成31年度まで	T	1,455,896千円		
新潟県健康づくり・スポーツ医科学 センター管理協定	平成28年度から 平成32年度まで		782,000千円	平成28年度から 平成32年度まで		783,962千円		
消防防災ヘリコプター運航管理業務 委託契約	平成28年度から 平成32年度まで		536,685千円	平成28年度から 平成32年度まで		537,712千円		
保健環境科学研究所・放射線監視センター新潟分室空調その他設備改修工事請負契約	平成30年度から 平成31年度まで		171,601千円	平成30年度から 平成31年度まで		191,778千円		
一般国道402号野積橋架替工事費用 負担協定 (相手方 北陸地方整備局)	平成29年度から 平成34年度まで		4,000,000千円	平成29年度から 平成36年度まで	4,	4,000,000千円		
新潟県立鳥屋野潟公園(女池地区及 び鐘木地区)管理協定	平成28年度から 平成32年度まで		348,955千円	平成28年度から 平成32年度まで		350,895千円		
新潟県立植物園管理協定	平成28年度から 平成32年度まで		1,252,500千円	平成28年度から 平成32年度まで	1,	1,276,168千円		

				,					
701,762千円	591,287千円								
平成29年度から 平成35年度まで	平成30年度から 平成34年度まで								
693,504千円	583,720千円	e N							
平成29年度から 平成35年度まで	平成30年度から 平成34年度まで				•			·	
新潟県立紫雲寺記念公園管理協定	奥只見レクリェーション都市公園管 理協定	•				,			

		<u> </u>	4
	償還での方法	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金万等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	
	利率	# 9 % ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	
	起債の方法	普通貨借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	
	쭳	中 1,000	
	赵		
	随		
	的	<b>※</b>	
担	ш	<b>参</b>	
方 債 補 加	6	<b>投</b>	
	3	2000年11月11日   100年11日   10	
4	傼	ৰ্ধ	
第 4	即	<b>三</b>	

	•													
	後	償還の方法			·				<u></u>					
	-	掛							1			•		
		₩						‡ 	문 니	<u></u>	_			
	出	起債の方法						‡	<b>在</b>					
	零	限度額	手用 13,891,000	15,725,000	1,006,000	822,000	302,000	5,586,000	79,000	773,000	675,000	3,595,000	13,922,000	4,345,000
	温	償還の方法				借入れの年から据置期間 を含み30年以内に元利均	等若しくは元金均等若しくは元金万等をくは元金不均等の方法によっては、	より毎年及1別右しへは 2期に償還し、又は一括せたモニュー	ないの方法により商別に償還する。ただし、財政を選う。ただし、財政を対し、財政を対し、対策を関係	ン書でにより始目が同中 であつても練上領選し、 衛調年間を拍捺 □ Δは	資格十成のWall C、人は 低利債に借り換えること がかまる。			
	坦	断						年9%	ト以下、内区					
		起債の方法	,	普通貸借又	は債券発行 (他の地方	公共団体との共同発行	を合む。なお、発行価なる発生を表れて		たがれの発 作がれの発 作曲数書	に言る方数額を埋めるために必要される。	な金額を限度額に加算	した金額を限度額とす	2°)	
	<b>押</b>	限度額	千円 15,344,000	15,795,000	1,033,000	1,004,000	252,000	6,142,000	87,000	774,000	693,000	3,869,000	13,885,000	4,254,000
1007			颧	颧	歡	歡	數	暫	觀	費	顜	歡	觀	衡
黑	<b>₽</b>		継	継	継	継	名建設事業	継	継	業	継	継	継	継
拟	6		<b>#</b>	舳	<del>      </del> ,	<u>₩</u> ,	建設	<b>#</b>	₩	垂	垂	垂	#	<b>声</b> 田
72	垂	<u> </u>	恕	JII .	亚	壓	住宅	海	鹿	搬	捯	Щ.	異	後
	<u>1</u>	Ŋ	捯	反	焼	ধ	公函	採	水	漁	长	徥	丰成	※ 害
<u></u>						l								

学校教育施設等整備事業費	2,395,000				2,311,000		
生涯学習施設等整備事業費	405,000		,		430,000		
社会福祉施設整備事業費	773,000				405,000		
設整備事業費 - 般財源化分)	372,000				31,000	_	
域活性化事業費	1,346,000				1,301,000	•	
災対策事業費	1,581,000				1,942,000		
地方道路等整備事業費	21,717,000			·	21,589,000		
併特例事業費	2,175,000				3,803,000		 
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	222,000			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	237,000		 ·
川等整備事業費	1,716,000				1,611,000		
臨時高等学校改築等事業費	1,321,000				1,305,000		 
察施設整備事業費	1,095,000				1,040,000		
本庁舎改修事業費	151,000		,	·	147,000		
地域機関改修事業費	275,000	,			810,000		

報

												<u> </u>	
			, "	· ·				=					
79,000	116,000	18,000	35,000	327,000	136,000	36,000	000'6	446,000	9,113,000	2,843,000	2,968,000	290,031,000	
		<u></u>	I.	<u>                                     </u>			1		ļ		1		
·						. •							
78,000	129,000	20,000	36,000	337,000	193,000	34,000	27;000	462,000	9,229,000	2,820,000	4,600,000	293, 163, 000	
クト事業費	育機関設置 業 費	公園施設 業費	整備事業費	処 分 場事 業 費	備事業費	<b>售选事業</b> 費	朱式 会 社 業 費	等除却費	推進債	当(传	てん債	N.CC	
地域プロジェクト事業費	大学等高等教育機関設置 補 助 事 業 費	国立·国定公 整 備 事	地域用水環境整備事業費	広 域 最 終 備 補 助	医療体制整備事業費	漁業調査船建造事業費	北越急行株 補 助 事	公共施設會	行政改革	返職手	減収補	₫II	

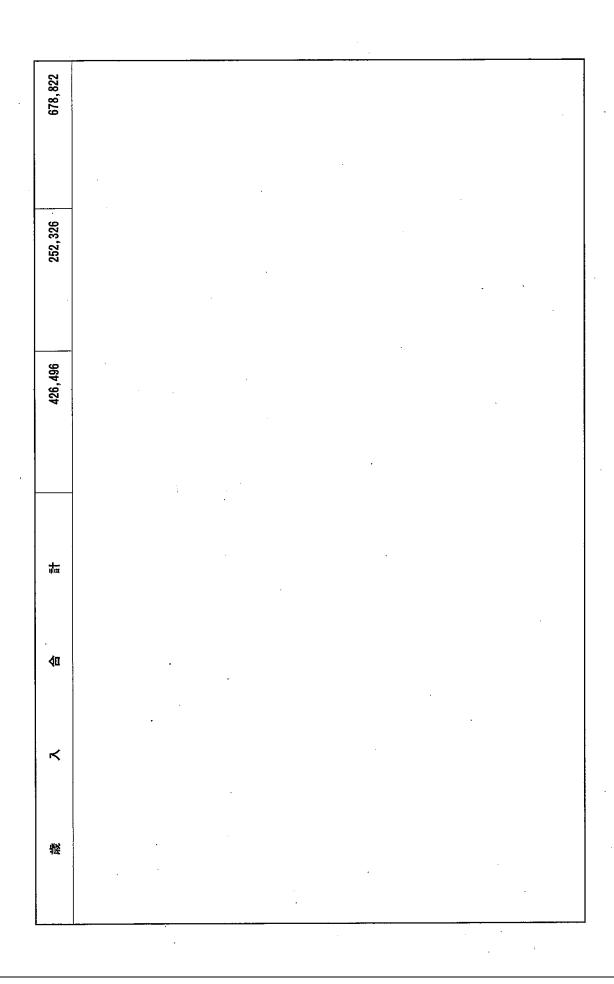
平成30年度新8県県債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 (後入業出予算の補正の 第1条 歳入歳出予算の補正の影項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の絵類を歳入歳出予算の経動を成入歳出予算が 第1表 歳入歳出予算が補正の影項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 1 歳 入 数
---

	<del>1</del>	手用 196,207,368 196,207,368	196,207,368	
	正	千円 1,195,879 1,195,879	1,195,879	
	舞	4 4		
	補正前の額	千円 197,403,247 197,403,247	197,403,247	
	- ' '	無风		
;	断	魬	alies	
		第1項 県	фп	
,		#III.	#1	
歳田	耧	県	経	<i>j</i>
7		第1款 県		,

1	成30年度新潟県	地域づくり資金値	平成30年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計補正予算	東天王脚			
平成30年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)	2貸付事業特別会員	計の補正予算は、次	に定めるところによ	°C			
第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,012,314千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に、	£入歳出それぞれ( ∑分及び当該区分。	30,200千円を減額し ごとの金額並びに補	、歳入歳出予算の総 正後の歳入歳出予算	額を歳入歳 の金額は、	Ž,<	v1,012,314千円とする。 歳入歳出予算補正」による。	48. 1880
			•			÷	
第1表 歲入歲出予算補正 1 歲 入		· /					
蒸		通	# 出 #	9 額	補正	(類)	ilina
第1款 地域づくり資金貸付 事 業 収 入			1.1	千円 1,072,514	◁	4年 60,200	千円 1,012,314
	第2項 繰	放	邻	489,532	٥	60,200	429,332
縣	<b>4</b> 0	<del>1</del>	3	1,072,514	△	60,200	1,012,314
			,			,	-
				;			

		ь		
	<u> </u>	千円 1,012,314 429,332	1,012,314	
	正、額	千円 60,200 60,200	60,200	
	舞	4 4	4	
	補正前の額	手用 1,072,514 489,532	1,072,514	
	齊	貸 付 事 業 費	- Hinx	
		り 資 余 業 費 第1項	和	,
2 務 田	<b>熊</b>	第1款 地域 グヘ 質 値 付 申	糴	

<del>五</del>	平成 30 年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算	き 特 別 会 計 補 正 予 算	
平成30年度新潟県災害救助事業特	平成30年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。	ろによる。	
(歳入歳出予算の補正)			
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252,326千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ678,822千円とする。	:入歳出予算の総額を歳入歳	出それぞれ678,822千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区	2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表	後の歳入歳出予算の金額は、	「第1表 歳入歳出予算補正」による。
第1表 歲入歲出予算補正			
1 歲 入			
校	道	補正前の額	4 正 額 計
第1款 災害救助事業収入		千円 426,496	千円 千円 78.822 252,326 678,822
	第1項国庫支出金	49,234	41,461
	第2項 財 産 収 入	1,177	△ 1,014
	第3項 寄 附 金	200	100 600
	第4項 繰 入 金	233,905	101,441 335,346
	第5項·諸 収 入	3,079	21,647
	第7項 分担金及び負担金	128,868	29,945 158,813
	第8項 繰 越 金		58,746 58,746



	<del>}</del>	1					
	ीव	千円 674,322	378,067	100,545	141,934	678,822	
	正 額	千円 252,326	12,030	99,368	140,928	252,326	
	輔						
	補正前の額	千円 421,996	366,037	1,177	1,006	426,496	
	7		7 費	邻	俐		
			救 助	積立	<del>11</del>	ulez .	
	更		第1項 災 害	第2項 基 金	第4項 繰	₫Œ	
扭	,	助事業費				丑	
2 競	業	第1款 災害 救	,			盤	

平成30年度新 平成30年度新潟県国民健康保険事業特別会計の (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区	談	第1款 国民健康保險專業収入	第1項分	第2項 国	第3項 財	第4項 繰	第5項 諸	表 人 本	
度新潟県国民健康保険事業特別会計補正予算 会計の補正予算は、次に定めるところによる。 れぞれ2,973,276千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表	西		分担金及び負担金	庫文出金	産収入	入	坂 入	1H2ZZ	
集 特 別 会 計 補 正 予 算 ころによる。 (入蔵出予算の総額を蔵入) の蔵入蔵出予算の金額は、	補正前の額	千円 188,877,252	51,823,497	51,518,592	4,149	11,174,749	74,356,265	188,877,252	
<ul><li>(新 海 県 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算計の補正予算は、次に定めるところによる。</li><li>(表れ2,973,276千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191,850,528千円とする。該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による</li></ul>	補 正 額	千円 2,973,276	△ 23,489	2,330,125	2,568	1,002,274	△ 332,066	2,973,276	
とする。 よる。 なよる。	र्ग <u>म</u> ्स	手用 191,850,528	51,800,008	53,848,717	581	12,177,023	74,024,199	191,850,528	

	- <del>1</del>	手用 191,850,528 191,324,677 520,670	191,850,528	
	4 正 額	千円 2,973,276 2,954,575 18,701	2,973,276	
	補正前の額	千円 188,877,252 188,370,102 501,969	188,877,252	
	一一一	事	गील	
搬	<b>灣</b>	民健康保險事業費 第2項 第3項	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
. 2		第 3		

770,821	530, 632	1,301,453	dia:	<b>†</b> a	<	<b>隆</b>
264,661	△ 256,351	521,012	越金	第4項 繰		
20,000	, 250,000 °	300,000	債	第3項 県		
449,077	△ 24,281	473,358	収入	第2項 諸		
千円 770,821	→ 530,632	千円 1,301,453			中小企業支援資金貸付 事 業 収 入	第1款 中小企業
11112	補正額	補正前の額	項	Ι΄.		款
					歳入歳出予算補正 歳 入	第1表 歲入歲出 1 歲
·						
			%	地方債補正」による。	地方債の変更は、「第2表	第2条 地方債の
						(地方債の補正)
3° 1753°	れぞれ530,632千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ770,821千円とする。 該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。	れぞれ530,632千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ <sup>・</sup> 該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表	,632千円を減額し、j :の金額並びに補正後	દ्(入歳出それぞれ530 ∑分及び当該区分ごと	条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出そ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当	第1条 歲入歲出 2 歲入歲出予算
					0補正)	(歳入歳出予算の補正)
		業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。	†の補正予算は、次に	<b>§金貸付事業特別会</b> 計	平成30年度新潟県中小企業支援資金貸付事	平成30年度新港
-		平成30年度新潟県中小企業支援資金貸付事業幣別会計補正予算	小企業支援資金貸付	成30年度新潟県中/	<b></b>	
in the second						

	ihii	千円 770,821	169,882	329,468	271,471	770,821	
	正額	平	△ 506,347	△ 14,343	0,942	530,632	
•	補正前の額補	1,301,453	676,229	343,811	281,413	1,301,453	
	通		付 事 業 費	債費	田	uka.	
		in the	第1項 貸	第2項 県	第3項 繰	<b>₫</b> □	
2 歳 出	<b>长</b>	第1款 中小企業支援資金貸付 第1款 事 業 費				超	

		,	T		
		綊	償還の方法	٢	
			利率	には	
		띰	起債の方法	推	
		業	限度額	60,000	
		汇	償還の方法	独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号)第28条に基づく独立行政法人中小企業基盤備機構業務方法書の規定による。	
		刊	利容	年 いった マング で び び	
			起債の方法	<b>普通貨</b> 借	·
		韓	限度額	300,000	•
第2表 地方俊補正	1	市 多 田 名	E ( )	小規模企業者等設備 導入資金貸付事業費	

		・正」による。		11912	千円 122,375 163	251,471	
		歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86千円を减額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251,471千円とする。 .歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。		補正額	子田 88	<b>98</b>	
<b>工业</b>	るところによる。	条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表		補正前の額	千円 122,461 249	251,557	
新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算	平成30年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正)	L86千円を減額し、歳入歳 トごとの金額並びに補正後		所	人	olan.	
平成30年度新潟	貸付事業特別会計	歳入歳出それぞれ 区分及び当該区分		-	第1項 繰	<b>₫</b> п ·	
	新潟県林業振興資金 算の補正)	歳出予算の総額から 予算の補正の款項の	歲入歲出予算補正 歲    入		場 職 業 後 及 人 人	Υ.	
	平成30年度新潟県林 (歳入歳出予算の補正)	第1条 歲入; 2 歲入歲出:	 第1表 歲入		第1款 林 紫 耸 诗	撥	

, ,		ı	<del></del>	
	110	千円 122,325 122,325	251,471	
	類	千円 86 88	98	•
	出	4 4	◁	
		E		
	補正前の額	丰円 122,411 122,411	251,557	
		#M		
		米	盂	
	斯	第1項貸付	₫Œ	<u>.</u>
		を 全 金	<b>H</b>	
2 歲 出	幾	第1款 茶 業 改 善第1款 貸 付 事	耀	

平成30年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表	平成30年度新潟県沿 野金貸付事業特別会 5歳入歳出それぞれ1 0区分及び当該区分2	沿岸漁業改善資金貸付 学計の補正予算は、次12千円を減額し、歳入ごとの金額並びに補正	潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算 特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 ぞれ112千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,114千円とする。 区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補1	∴	,114千円とする。 歳入歳出予算補正」による。	,
第1表 歲入歲出予算補正 1 歲 入						
款		項	補正前の額	補正	額計	
第1款 沿岸漁業改善資金第1款 貸付事業収入	第1項 繰	人	丰田 81,226 317	4 4	千円 112 112	手用 81,114 205
縣	₫Œ	ilici	81,226	i	112	81,114
•						
				,	•	

				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	1111111	· 千円 81,064 81,064	81,114	
		手用 112 112	112	
	額		-	·
	4 正	4 4	◁	
		IT.		
	補正前の額	千円 81,176 81,176	81,226	
	通		āla:	
		、	#	
2 競 出	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第1款 沿岸漁業改	鏦	

		۰	圧」による。					TINE	千円 185,346	60,761	9,585	669'06	6,219	
 · .		185,346千円とする	歳入歳出予算補正」による。		·			正額	千円 5,700	12,347	△ 13,085	△ 150	≥ 78	△ 7,731
•		出それぞれ	、「第1表					舞						
特別会計補正予算	, Z	.ロア昇の備エノ 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185,346千円とする。	歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 1方債の補正)					補正前の額	千円 179,646	48,414	22,670	90,749	6,297	7,731
<del>빠</del> 新・	いながら	い、歳入	バに補正金		,					田	K	翎	К	集
度新潟県有林	は、次に定めると	5,700千円を追加	分ごとの金額並1	補正」による。				通	\$	庫支出	産収	X	妆	
弁	補正予算	それぞれ	び当該区	地方債補正」						第1項 国	第2項 財	第3項 繰	第4項 諸	第5項 県
平 成 30	別会計の	歲入歲出	[の医分及					·	<u>۲</u>	——	***	——	———	——
	平成30年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 ※1乗ロシάでせて)		? 歳入歳出予算の補正の款項 (地方債の補正)	地方債の変更は、「第2表		歲入歲出予算補正	歲入	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	県 有 林 事 紫 収、					
	平成,	(別人)別 無 1 米	2 歳.(地方/	第2条		第1表	7		第1款 则					

~	·		
18,182	185,346		
~	2	,	
		-	
14,397	5,700		
14,	5,		
	٠		
			·
85	46		
3,785	179,646		
		·	• 1
,			
徘			
V/T			
賴	抽		•
齽			
	₫Œ		•
第6項			
		·	
	~		
			·
:			
	擬		
	<u>l</u>		<del></del>

		千円 184,346	80,776	65,974	37,596	185,346	
		184	8	65	. 37	185	
٠,	inc		•				
	額	5,700	7,746	150	13,596	5,700	·
	<b>4</b> 44±	5,	7		13,	ຳ	
	田		◁	◁			
	41112		7	7			
	無						
	lam'r	千円346	522	124	000	346	
	の額	千円 178,646	88,522	66,124	24,000	179,646	•
	瀖						
	坦						
	舞						
			實	實	翎		
			継	賃	丑	和四	
	闽		राजर	4			
;							
				迪	紫	₫¤	
			第1項	第2項	第3項	Áŋ	
,			741	741	741		
		艶					
		継				丑	
丑		華		•			
	藃	有林					
搬		宣				擬	
2							
		第1款					,

		後	償還の方法																
			利率	,									<del>- ; · ·</del>		•	•			
		범	起債の方法							-									
		補	限度額	₩. E.															
		前	償還の方法		借入れの年から	据置期間を含み	50年以内に元	利均等年賦償還	する。ただし、	据置期間中であ	つても繰上償還	し、償還年限を	短縮することが	できる。		:			
		正	利率	年5.0パーセン	ト以内(ただし、	利率見直し方式	で借り入れる株	式会社日本政策	金融公庫資金に	ついた、 地路の	見直しを行った	後においては、	当該見直し後の	利率)					
×			起債の方法						*	自温見信									
	,	. 補	限度額	于 日十						Te)',				į.					
	<b> </b> 								# #					_					
表 地方		· ·	}						+				•				-		
第2表		Ţ.	ภ						豆	 床									

平成30年度新潟県用地先行取得事業特別会計補正予算

平成30年度新潟県用地先行取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103,446千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ485,105千円とする。

歳入歳出予算補正」による。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

		Hr.			
	1/102	千円 485,105 485,000	105	485,105	
	正額	→ 103,446		△ 103,446	
	褔	手用 588,551 588 551	100,000	588,551	
	. 韓	毛	(4)		
	所	第1項 喧		和	
歲入歲出予算補正.		用地先行取得事業収入 第		Κ	·
第1表 歲入歲出 1 歲	羰	第1款 用地先行		軽	· ·

						•			
	1000	年刊 485,105	485, 105 485, 105						
	正	→ 103,446	△ 103,446 △ 103,446						
:	<b>華</b>								
	補正前の額	千円 588,551	588,551						
	. 道	<del>면</del>	# <b>40</b>			v			
		觀.	*						
田田	款	用地先行取得事業	丑						·
2 歳		第1款 用地	艠		 		 ì	-	·

	正前一補正	費の方法 和 率 償 還 の 方 法 限 度	普通貨借文 は債券発行 (な債券発行 (な行価格 を含み40年以内に元利均 を下回ると を含み40年以内に元利均 をすると それの発行 一キン では一年ないの方法により毎年 それの発行 一キン を埋めるた を埋めるた たは一ち以内 し、財政の都合により据 の第に加算し た金額を限度 を確めるた かに必要な を埋めるた た を埋めるた た を埋めるた た を埋めるた た を埋めるた た を埋めるた た を埋めるた た を埋めるた た を埋めるた た を埋めるた た を埋めるた た を埋めるた た をし、 た を埋めるた た をし、 た をし、 た をし、 た をし、 た をし、 た をし、 た が が し、 は し、 は し、 は し、 は し、 は し、 は し、 は	485,000	
	雄	声	日子 1889,000 (885) 着は、がみをきぐ値をめ金額と図る「世代のなるのでである。」は、「本書は、「本書は、「本書は、「本書は、「本書は、「本書は、「本書は、「本書	589,000	
第2表 地方債補正1 変 更	中 伊 田 华	通りの目	用地先行取得事業費	福	

7 する。 1正」による。	手 194,648 192,733 <b>194,648</b>
<ul><li>歳出それぞれ194,648千円とする。</li><li>第1表 歳入歳出予算補正」による。</li></ul>	補 正 額 <del>千田</del> △ 305,738 △ 305,738
度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算 計の補正予算は、次に定めるところによる。 れぞれ305,738千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,648千円とする。 該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に	補 正 前 の 領 千円 500,386 498,471 500,386
度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算計の補正予算は、次に定めるところによる。 計の補正予算は、次に定めるところによる。 れぞれ305,738千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入 該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は	瀬 神 八 八
平成30年度新設 会事業特別会計の本 5歳入歳出それぞわ 70区分及び当該区分	等 型 <b>4</b> 0
市開発資金 の総額か 正の款項。	
平成30年度新潟県都 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算 2 歳入歳出予算 2 歳入歳出予算 第1表 歳入歳出予算 1 歳 入	#

						•
	111111	千円 194,648	192,733	194,648		
	颜	手用 305,738	305,738	305,738		
	円	305	302	305		
,	補	△	4	◁	-	i
	補正前の額	千円 500,386	498,471	500,386		
	,	,	邻		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•
	通		丑	<del>de</del>		
			第2項 繰	<b>₫</b> □		
		資金事業費		Œ		
2 歳 出	禁	第1款 都市開発		蠟		

平成30年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成30年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,842,555千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,757,097千円とする。

歳入歳出予算補正」による。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正1 歲 入				
<b></b>	通	補正前の額	補正額	iha.
第1款 流域下水道事業収入		千円 13,599,652	丰円 △ 1,842,555	手用 11,757,097
	第1項 分担金及び負担金	5,121,668	△ 329,263	4,792,405
	第3項 国 庫 支 出 金	3,495,000	△ 1,095,022	2,399,978
	第4項 財 産 収 入	891	212	1,103
	第5項 繰 入 金	2,145,986	△ 101,815	2,044,171
,	第6項 諸 収 入	203,083	19,333	222,416
	第7項 県	2,392,000	○ 336,000	2,056,000
縣	44.	13,599,652	△ 1,842,555	11,757,097
				·
-				

	100	千円 11,516,504	3,581,718	4,596,691	3,338,095	11,757,097	
	補正額	→ 1,842,555	△ 16,304	△ 1,795,882	05,369	△ 1,842,555	
	・補正前の額	13,359,059	3,598,022	6,392,573	3,368,464	13,599,652	
	項		理	設費	債	1112	·
	H'		第1項 管	第2項 建	第3項 県	<b>₫</b> □	
2	<b></b>	第1款 流域下水道事業費				級丑	

	_	11,516,504	3,581,718	4,596,691	3,338,095	11,757,097	
	抽			-			
	類	千円 1,842,555	16,304	1,795,882	30,369	1,842,555	
	<b>基</b>	◁	٥	◁	4	△	
	補正前の額	13,359,059	3,598,022	6,392,573	3,368,464	13,599,652	
	•		颧	鞭	<b>觀</b>		
	通		南	款	詗	ilia	
			第1項 管	第2項 建	第3項 県	₫¤	
TH.		く道事業費				丑	
2 歳	談	第1款 流域下水				榝	

第2表 継続費補正1 変 更	· W						•	
. He	Ę,	ij	舞	빔	温	操	H	浚
长	严	事 ※ 名	総額	年度	年 割 額	総額	年度	年 割 額
			升田田	58	手用 3,216,800	田中	58	千円 3,216,800
				59	3,409,600		59	3,409,600
				09	2,433,000		09	2,433,000
		·		61	1,697,518		61	1,697,518
				29	1,552,457		62	1,552,457
,				63	1,622,000		63	1,622,000
				元	1,536,000		比	1,536,000
				2	1,560,000		2	1,560,000
				. 8	1,562,000		က	1,562,000
				4	3,850,000		4	3,850,000
第1款 流域下水道	第2項 建 設 費	信	55,332,066	5	3,024,200	55,792,474	5	3,024,200

1,203,900	3,024,850	1,473,310	1,414,242	1,444,600	1,009,800	2,152,000	2,456,500	1,661,300	835,400	442,600	124,000	279,600	559,650
1,.		1,	I,	٦,٠	_ <b>.</b>	3,	2,	1,1		,		- •	
9	7	∞	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
									١			,	
1,203,900	3,024,850	1,473,310	1,414,242	1,444,600	1,009,800	2,152,000	2,456,500	1,661,300	835,400	442,600	124,000	279,600	559,650
9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
											•		
										•			
·													
						•							
									,				
												<u>-</u>	
					٠	•							
••••			_										

													•
691,800	1,230,700	1,023,005	1,078,289	1,376,107	951,990	589,727	568,856	1,361,627	1,700,325	1,231,903	382,818	640,000	2,420,000
82	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	4	5
													66,574,331
691,800	1,230,700	1,023,005	1,078,289	1,376,107	951,990	589,727	568,856	1,361,627	1,700,325	1,154,313		640,000	2,420,000
. 20	17	22	23	24	22	26	27	28	67	30		4	വ
													66,327,127
		·		,				·•					阿 賀 野    流 域    下 水 道 事 業 費    (新井郷川処理区)
				ę		·							

2,459,500	5,566,500	5,845,534	3,442,100	6,456,200	3,960,000	4,037,000	5,487,000	3,473,000	2,750,000	3,070,500	2,603,000	2,176,000	1,732,600
9	7	8	6	10	11	12	13	14	. 15	16	17	18	19
	·		•			•					,		
2,459,500	5,566,500	5,845,534	3,442,100	6,456,200	3,960,000	4,037,000	5,487,000	3,473,000	2,750,000	3,070,500	2,603,000	2,176,000	1,732,600
9	7	∞	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
											·		
											÷		
				-			·			•			

1,388,700	803,447	272,219	504,278	1,221,441	1,776,918	1,022,911	444,766	371,638	398,590	87,489	1,636,800	886,800
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	7	∞
	-		,									60,346,292
1,388,700	803,447	272,219	504,278	1,221,441	1,776,918	1,022,911	444,766	371,638	238,875		1,636,800	886,800
21	22	23	24	22	97	22	28	59	30		L	8
												60,262,185
												西川流域域下水道事業費(用工厂工作品等
		× .	·			`						
			* .									
	1,388,700	1,388,700 21 1 803,447 22	21     1,388,700     21     1       22     803,447     22       23     272,219     23	21     1,388,700     21     1       22     803,447     22       23     272,219     23       24     504,278     24	21     1,388,700     21     1       22     803,447     22       23     272,219     23       24     504,278     24       25     1,221,441     25	21     1,388,700     21       22     803,447     22       23     272,219     23       24     504,278     24       25     1,221,441     25 1       26     1,776,918     26     1	22     803,447     22       23     272,219     23       24     504,278     24       25     1,776,918     26     1       27     1,022,911     27     1	21     1,388,700     21     1       23     272,219     23     23       24     504,278     24     24       25     1,221,441     25     1       26     1,776,918     26     1       27     1,022,911     27     1       28     444,766     28	21     1,388,700     21     1       22     803,447     22       23     272,219     23       24     504,278     24       25     1,221,441     25       26     1,776,918     26       27     1,022,911     27       28     444,766     28       29     371,638     29	22     803,447     22       23     272,219     23       24     504,278     24       25     1,221,441     25       26     1,776,918     26       27     1,022,911     27       28     444,766     28       29     371,638     29       30     238,875     30	22     803,447     22       23     272,219     23       24     504,278     24       25     1,721,441     25       26     1,776,918     26       27     1,022,911     27       28     444,766     28       29     30     238,875       30     238,875     30	22     803.447     22       23     272.219     23       24     504.278     24       25     1,221.441     25       26     1,776.918     26       27     1,022.911     27       28     444.766     28       29     371.638     29       30     238.875     30       7     1,636.800     7

1,629,350	3,513,908	3,948,000	4,716,000	4,946,000	4,557,500	5,734,500	4,416,900	3,755,500	4,240,600	2,873,000	3,594,900	2,678,200	2,773,219
6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	. 02	21	22
1,629,350	3,513,908	3,948,000	4,716,000	4,946,000	4,557,500	5,734,500	4,416,900	3,755,500	4,240,600	2,873,000	3,594,900	2,678,200	2,773,219
6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
						3.							
					<u>.</u>								
							<u>·</u>					(	
							1						

									,
2,510,916	966,500	130,911	82,082	253,200	117,649	239,750	97,047	47,060	`
23	24	25	92	22	28	23	30	31	
				,					
2,510,916	966,500	130,911	82,082	253,200	117,649	239,750	60,000		
23	24	25	78	27	28	. 29	30		
		· · · · · ·							

	溆	償還の方法	బ		
		利率	<u></u> に は 温		
	田田	起債の方法	権		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	限度額	1,592,000	2,056,000	
	海	償還の方法	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利衛 等又は元金均等若しへは 不力等の方法により 所 期 及は一部ないの方法により り 、 は 、 は 、 は		
	끰	科科	, 年 l ト の か l 以 パ ン 内	•	
	7 997.7	起債の方法	普は、がをきぞ価をめ金額た度る通債発額下はれ格埋に額に金額の 資券行面回、の差め必を加額額の 借発価金るそ発減る要限算をと 又行格額とれ行額たな度し限す		
	補	限度額	千円 1,928,000	2,392,000	
也 方 債 補 正 関	п		型 業 概	ılıa.	
第3表 地	中	Ĭ	海城下水	фu	

سم

平成30年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

平成30年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ443,503千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,313,060千円とする。

歳入歳出予算補正」による。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

		3,313,060	,055		170,334	281,474	000.	,060	
	11100	3,313	1,122,055		170	281	1,121,000	3,313,060	
									·
	鎖	千円 443,503	18,208	15,000	3,295	135,590	278,000	443,503	•
Ł	担				.,,				
	舞	△	. <	٩		◁	4	4	
		田一							
	の額	3,756,563	1,140,263	15,000	167,039	417,064	1,399,000	3,756,563	
	温	က်	, ri				Ť.	က်	
	乗	,							
			教	俐	×	ĸ	魬		
			用料及び手数料	丑	以			<u>†</u>	
	断		料 及	庫	爼	以		7	
	į		使用	M	母	牆	池	•	
			第1項	第2項	第3項	第5項	第6項	ΦI	· ,
<b>筆</b> 寸		整備事業収入						۲	
第1表 歲入歲出予算補正 1 歲  入	模	を							
線 茶 水	inte	港湾		٠			i	斄	
裘 -		第1款 港							

		<u> </u>		
	抽	手用 3,312,907 1,428,911	3,313,060	
	正額	中 → 443,503 △ 443,503	△ 443,503	
	舞	<u> </u>	7	
	前の額	3,756,410 1,872,414	3,756,563	
	推进、			
		押呵		
	断	***	, <del>da</del>	
		第1項 事	₫¤	
			##	
2 歳 出	长	第1款 港湾 整備	摋	

					<del></del>
	級	償還の方法	i)		
		巻	海 ・		
	띰	起債の方法	推 推		
	舞	限度額	626,000	1,121,000	
,	湿	償還の方法	借入れの年から据 を含み40年以内 等文は元金均等法に利利 不均等の方法により毎年 及1期又は2期に償還し、 又は一括払いの方法により の満期に償還する。たた し、財政の都合により据 億期目中であつても に、又は任利債 に、、後還年 たるったより で、又は任利債に を たったができる。	·	
	Ħ	利率	年 9 7 7 7 7 7 7 7 7	,	
		起債の方法	昔は。がをきぐ価をめ金額た度る通衡発額下はれ格理に額に金額。 資券行面回、の差め必を加額額は金額の借発価金るそ発減る要限算をとス行格額とれ行額たな度し限す	•	
	舞	限度額	14年	1,399,000	
6 補 正 運		 2 1	<b>新</b>	1112	
第2表 地方 1 変	fi fi	周後	海路	đα	

襫 肣 田 锤 ılin<u>ı</u> ÞЙ 翭 빠 鬞 H 业 遞 辫 廀 # 8 松 計

(総 副)

第1条 平成30年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

n  <b>#</b>   .	MWh 145
紙	538,
肿	
■	
製	
	MWh 544,836
知	544
M-	
出	·
	<b>II</b>   <b>II</b>
4	₽.
	鮰
	架
	執
	磙
	謡
	継
M	逌
	1

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

坝

К

	手用 8,954,354	7,844,578	10,052	146,222	953,502
業	手用 923,218	△ 55,229	3,448	21,497	953,502
補正前の予定額	手用 8,031,136	7,899,807	6,604	124,725	,
ш	投料	<b>拉</b>	安料	切料	生物
	気事業	継	務	業外	別
	電気	逌	¥	曲	华
·	第1款	第1項	第2項	第3項	第4項

		٠.		、次のとおり補						
	111111	千円 5,829,550 4,922,957	576,246	ミする額3,674,557千円		100	1,671,497	77,001		
	補正予定額	千円 255,330 105,321	150,009	おり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,674,557千円は、次のとおり補		補正予定額	千円 △ 75,777	△ 75,777		
支	補正前の予定額	千円 5,574,220 4,817,636	426,237	だし、資本的収入額が	収入	補正前の予定額	1,747,274	152,778		
	ш	( ) 事	業外費用		•	m	本 的 収 入	託金		
	南	第1款 電 気 第1項 営	第3項 事	収入及び支出) 資本的収入及び支出の予定額を次のと	<b>%</b> .	融	第1款 資	第4項 受		
				(資本的収入及び支出) 第4条 資本的収入及び	てんするものとする。					

		4 054	162	77,001	巡	地域振興 消費 税 ※十九二十二	黄 立 金 調 整 額	千円 千円 140,963			1,500,000	•		1,500,000 140,963	
	, <del>1110</del>	千円 5,346,054	1,914,162	77,	8 財	建設改良	積立金	千円 259,600						259,600	<b>-</b>
	予定額	千円 314,232	238,455	75,777	7 2	減債	積立金	田中	121,000					121,000	
丑	型 舞	E;5	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	٥.	輔	当 在 海	知 化 数 多 化 数 数 数	千円 22,404						22,404	
	補正前の予定額	手用 5,660,286	2,152,617	152,778		過年度調料	留和智利	千円 309,193	1,320,393	. 14		-	066	1,630,590	
×	<b>H</b>	丑	無	數		差引不足額		千円 732,160	1,441,393	14	1,500,000		066	3,674,557	
		本 的 支	設 改 良	託 工 事		尤当 罗源17.74克	なく、ん象	千円 1,182,002	412,484			77,001	10	1,671,497	
	葆	第1款 資 才	第1項 建	第5項 受		支出予定額		手用 1,914,162	1,853,877	14	1,500,000	77,001	1,000	5,346,054	
	_	無				4		建設改良費	企業債償還金	投资	他会計繰出金	受託工事費	羅 文 田	+=	V
						M		第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項		

千円 1,484 千円 984,476 额 篽 金 廀 更 殹 変 千円 1,003,029 平成31年度から 平成58年度まで 豃 噩 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。 第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。 俐 强 比 奥胎内線鉄塔敷・送電線下敷国有林野賃借契約 严 嶣 實 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 파 绺 빠 繗 嶽 (債務負担行為) 第5条

平成30年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総 副)

第1条 平成30年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

変 更 子 定 量	94か所 49,987,908. 立方メートル 137,329 立方メートル
	93次所· 4 - トル - トル
元 予 定	93か所・ 52,657,794 立方メートル 144,664 立方メートル
. <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,</u>	数 ■ 国
分	給 水 先 等年間総給水量
	3 2 1
	廃
	既
	揪
M	迿
	<del></del> (

										,			
c	和由	千円 1,852,938	1,489,098	235,219	128,621		100	千円 2,001,434	1,875,420	116,014			
	補正予定額	千円 11,383	11,396	13,366	△ 13,379		補正予定額	千円 52,272	△ 9,315	61,587	-	·	
収、 入	補正前の予定額 補	千円 1,841,555	1,477,702	221,853	142,000	大田田	補正前の予定額 補	千円 1,949,162	1,884,735	54,427			
(水油お光人火ウ 火出) 第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。	ш	用水道事業収益	業 坂 챆	業外収益	別利斯		ш	用水道事業費用	業費用	業外費用			
1/ とび支出の予定額を?	禄	第1款 工業用水	第1項 営	第2項 営	第3項 特		南	第1款 工業用水	第1項 営	第2項 営			
(大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)							ť						

135

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額266,740千円は、次のとおり補 (資本的収入及び支出) てんするものとする。

 $\prec$ 

以

手用 638,756 605,400 10,721 訕 千円 20,666 26,800 11,596 105 5,357 豃 宗 户  $\mathbb{H}$ ٠ ١ 舞 千円 618,090 578,600 11,596 30 5,364 補正前の予定額 入、債 金 定資産売却代金  $\prec$ 田 Ш 以 农 幅 ÞИ ₩ 割 中 滐 第2項 第3項 第4項 第1款 李

<del>1</del> 1/11:12	千円 905,496	731,635	49
補正予定額	千円 ←円 △ 45,760	△ 45,809	49
補正前の予定額	千円 951,256	777,444	
<u></u>	天 田.	良費	丑
	名	設 改	₩
南	第1款 資 本	第1項 建	第3項 雑

丑

支

	松太額	千円 23,031	1	23,031	·					
源	消費 資本的収支 調整額			23						
阻	過 類 類 類 類 類 類 数 数 数 数 数 数 数	千円 29,907	133,812	163,719		鎖	千円 175,200		類	丰円 416,374
ト	建設改良精 立金	39,990		39,990		変 更 金			変 更 金	
補	減 債	比十	40,000	40,000			千円 148,400	<b>6</b> 8°	競	400,123
-	差引不足額	千円 92,928	173,812	266,740		元		きない経費) とのできない経費の金額を次のとおり改める。	元	
÷	九 当 的 保収入予定額	千円 638,707	Q.	638,756		的	水道設備増強費	貴) ない経費の金額	觀	無风
ית	支出予定額 7	千円 731,635	173,812	905,496	<i>k</i> లనం	(債のの目	1	(議会の議決を経なければ流用することのできない経費) \$6条 議会の議決を経なければ流用することのできない		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	女	改良費	賃貸減金	∃   X	: 債) 起債の限度額を次のとおり改める。	起	新潟臨海工業用	議決を経なければ流用することので 議会の議決を経なければ流用するこ	雄	盤
	M	第1項 建 設	第2項 企業侵	業に	(企業債) 第5条 起債の限度額			(議会の議決を経なけ 第6条 議会の議決を	٠.	

第7条 新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を8,727千円に改める。 (他会計からの補助金)

平成30年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(線 副)

第1条 平成30年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

変 更 予 定 量	平方メートル 89,714
河圖	平方メートル 146,000
PF	計
比	
\$	売却
	е
	型
	+1
	杂
	胚
	継
M	呼
	-

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

Υ<sub></sub>

以

48,115	463	760,087	が	<u> </u>	AI	Ę
1,102,063	△ . 613,421	1,715,484	/排	<b></b>	絥	頃 営 業
千円 1,901,178	千円 △ 612,958	千円 2,514,136	業収益	: 成事	船	工業用地造
ilina	補正予定額	補正前の予定額	Ш			

		五五	 O	<del>ئ</del>	、次のとま			F円 7				
	<del>1</del> 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	千円 1,039,495	1,029,500	8,995	<u></u> <u> </u>		ग्रीस्ट -	千円 749,377	19,500		÷	
	5予定額	丰円 544,871	543,435	1,436	に対し不足する名		6子定額	3,000	3,000			
丑	無田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	△	4	4	9支出額	丑	横正	٥	◁		•	
₩ 11	補正前の予定額	千円 1,584,366	1,572,935	10,431	本的収入額が資本的	赵	補正前の予定額	千円 752,377	22,500			
	<u> </u>	工業用地造成事業費用	業費用	5 外費用	支出) 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額749,377千円は、次のとおり補てんするも る。	•	ш	8 大 田	用地造成費			
	南	第1款 工業用地	第1項 営	第2項 営 業	予定額を次のとおりネ		本	第1款 資 本	第1項 工業	,		

補てん財源	当 年 度 揖 益勘 完 留 保 資 金	千円 19,500		412,484	10	749,377
	差引不足額	千円 19,500	317,383	412,484	. 10	749,377
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	l 下 完	出				
,	女 出 子 紀 額	手用 19,500	317,383	412,484	10	749,377
	¢	H	5 企業債償還金		〔雑 支 出	<del>160</del>
	M	第1項	第2項	第3項	第4項	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

類	千円 61,730
徘	
)里(	
₩.	
鎖	千円 63,007
俐	-
出	
##	轍
	址
	粉
,	
郊	盤

(他会計からの補助金)

第6条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を786,545千円に改める。

平成30年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計補正予算

(銀)

第1条 平成30年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

養	- h JL
恒	平方メー
■	त <del>ि</del> 
拟	
付	メートル 10,532
	平方、
1K	·
4	和
,	影
	6
	解
M	1 #

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以

 $\prec$ 

1	千円 48,103	30,202	17,901
正子定額	千円 △ 83,681	△ 82,180	□ 1,501
舞			
補正前の予定額	千円 131,784	112,382	19,402
	湖	粸	料
ш	事業収	以	外板
	造成	継	業
	用地	ৠंग	įщ
秦	第1款 用	第1項	第2項

相地造成事業費用   40,301   40,301   40,301   40,301   40,301   40,301   40,080	事業費用     特正前の予定額     補正前の予定額     補正予定額       事業費用     94,475     △ 54,174       外費用     94,107     △ 54,027       外費用     368     △ 147							 				 	,	-
A   A   A   A   A   A   A   A   A   A	A   A   A   A   A   A   A   A   A   A		-	I <del></del>			٦					•	,	
日   横正前の予定額   補正前の予定額   補正当   乗 費 用   94,475   △   乗 歩 費 用   368   △   △   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○	田 福正前の予定額 補正子		<del>ļ</del> ina	40,301	40,080	221								
田 相	田 補正前の予定額		PF											
田	田	⊞												
用	田	₩	補正前の予定額	47,47	94,10	36								
型 海 海 海 米	型 泡 泡 泡 泡 光		<u>III</u>	事業費	贯	無			· ,					
**   **   **   **   **   **   **   *			を	第1款 用地造成		第2項 営			,		,			

斡 1 끰 た yin I 邻 継 빠 巡 派 业 遞 辮 톤 枡 8 松 計

(総 買)

第1条 平成30年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

		$\prec$	$\prec$	$\prec$	~	~	$\prec$
	纸	000	000	000	2,052	5,020	7,072
	*	749,000	1,225,000	1,974,000	2,	بً.	7,
i	黑		1,	<del>-</del> i			
	枫						
	ì	~	<	≺`	~	<	<
	低	778,000	1,253,000	2,031,000	2,132	5,136	7,268
	烞	77	1,25	2,03			•
	完						
		驱	*		派	*	
	分						
				1 1111			<del>ilia</del>
		K	类		$\prec$	女	
			鰲	_		数	
.			누			患者	
			₩į			均是	
	1501		置	•		計	
	×		#			] [	
•			77				

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

									•		·		- 円は、過年度分損益		
	福	千円 72,874,764	58,571,176	14,303,588	•		र्गाता	千円 74,895,401	72,886,221	1,609,851	399,329		(足する額3,933,989千		
	補正予定額	千円 462,216	△ 76,894	539,310	700		補正予定額	千円 691,188	787,532	01,531	5,187		バ資本的支出額に対し不	-8802480	
坝	補正前の予定額	千円 72,412,548	58,648,070	13,764,278	200	文出	補正前の予定額	千円 74,204,213	72,098,689	1,711,382	394,142		さだし、資本的収入額か	654,045千円で補てんす	•
	祖	第1款 病 院 卑 業 収 益	第1項 医 業 収 益	第2項 医 業 外 収 益	第3項 特 別 利 챜		- 秦	第1款病院事業費用	第1項 医 業 費 用	第2項 医 業 外 費 用	第3項 特 別 損 失		資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,933,989千円は、過年度分損益	勘定留保資金2,279,944千円及び当年度分損益勘定留保資金1,654,045千円で補てんするものとする。	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										(資本的収入及び支出)	第4条 資本的収入及び支	勘定留保資金2,279,944千	

																·	
	111111	千円 7,058,173	475,977	103,012	4,707,000	77,619	1,692,808	1,757		180	千円 10,992,162	5,120,777	1,740				
	補正予定額	千円 ←円 △ 1,306,197	. 4	101,528	△ 1,034,000	△ 11,675	→ 360,228	△ 1,826		補正予定額	千円 ←円 △ 1,140,178	△ 1,140,434	256				
収 . 入	補正前の予定額	年月8,364,370	475,973	1,484	5,741,000	89,294	2,053,036	3,583	大田田	補正前の予定額	千円 12,132,340	6,261,211	1,484				
	ш.	本的収入	定資産売却代	資 回 収 金	業	助金	担 金 交 付 金	の他資本的収入		ш	本的文出	設 改 良 費	巡		とおり改める。		
	献	第1款 資	第1項 固 河	第2項 投	第3項 企	第4項 補	第5項 負	第6項 その		献	第1款 資 7	第1項 建	第3項 投		継続費の総額及び年割額を次のとおり		
	÷	Ų												(継 続 費)	第5条 継続費の総		

額	年 割 額	千円 0	546,230	3,726,370	561,097	321,756	1,028,382	5,078,907	1,186,037	1,547,994	290,004	727,650	4,321,730	
邻	4度	25	2,6	27	88	62	30	31	32	33	27	88	53	- ;
※ 運	総額	<u></u>	1			13,996,773								
額	年割額	正 0	546,230	3,726,370	561,097	321,756	1,694,222	4,872,618	365,058	645,257	290,004	727,650	4,321,730	
④	年度	25	36	27	28	29	30	31	32	33	22	28	29	,
卍	総額	<del>十</del> 田				12,732,608								
甲米	K					十日町病院改築事業								
Ā	ĸ									1 建設改良費				
旅	邓人								-	1 資本的支出				

					31	249,370		31	366,501	
					32	152,980		32	120,694	
					33	432,981		33	363,433	
								34	226,165	
(債務負担行為) 第6条 債務負担行	(担行為) 債務負担行為を次のとおり改める。									
	-						!			
	重		期間	限度額	解	<b>刻</b> 三	限 度 額	kons		
d	器被備品整備事		平成31年度	手用 1,183,235		平成31年度から 平成32年度まで	32	千円 147		
(企業債)		£*								
第7条 起債の限度	起債の限度額を次のとおり改める。									
	起債の	m	台	元 会	額	※ 更	金額			
	流形器備	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	新	5,74]	手用 5,741,000		千円 4,707,000	l <del>o</del> "		
(議会の議決を経な 第8条 議会の議決	(議会の議決を経なければ流用することのできない経費) §8条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。	ない経費) つできない	ハ経費の金額を	次のとおり改める。	,			7		
		,								

更金額	手用 38,991,329	200	7 %	000		更金額	千円 19,556,047			
聚			田子2000	7 - 770		核				
類	千円 38,976,746	1,000	(他会計からの補助金) 第 0 条 - 海陀重器の怒音の嫌み化を促進する だめ一部会計 からての合計へ補助を 単に 2 会値を3 300 093年四に 3 かんと	9 <u>바</u> /뉴 은 C, CC,		類	千円 18,503,683			
領	) ×		がおり	3 X		翎	]}			
民			日報く書名			吊				
強	歡	僌	1			<u> </u>	度 額			
	中		- 整公計				入廢			
	纵	ङ	7.	が た み み み			鹿			
			大田学	でを高いなると			卸資			٠.
繗	1 競	2 ⋉	公安   公安 	<b>ポッポーが元ずポンに占いにエロさに近りるにの「吹江</b> (たな卸資産購入限度額) 第10条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。		献	たな			
	<u> </u>		 (他会計からの補助金) *0& 症贮事業の絞治	7 3 米 - パルサボシルモ当で (たな卸資産購入限度額) 第10条 - たな卸資産の購了	<u> </u>		I	J		

蘌 肿 띰 無 ina **∜**1 継 빠 驱 祣 掛 基 账 遞 摋 廀 成 30 年 計

(宝線)

第1条 平成30年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

変 更 予 定 量	. 541床	152,000 人 281,000 人	433,000 人	416 A	1,155 人	1,571 人
元子定量	557床	172,000 人301,000 人	473,000 人	473 A	1,233 人	1,706 人
分		人 %%	1111111	人院		1612
×	床数	間患者数			平均患者数	
	摇	<del>)11</del> -			1 E	

科       目       補正前の予定額       補正下定額       計         第1款 病 院 事 業 収 益       5,949,768       526,273       6,476,031         第2項 医 業 外 収 益       4,225,806       263,336       4,489,142         第3項 格 別 和 益       1,670,000       262,937       1,932,937         科	目補正		
病院事業収益 5,949,758 526,273	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	띰	- <del>1</del>
1 医 業 外 収 益       4,225,806       263,336         1 特 別       計 益       1,670,000       262,937         1 株 別       計 本 報 財       計 本 32,845       十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	病 院 事 業 収 益	手用 526,273	千円 6,476,031
1 特       別       利       益       1,670,000       262,937         1 大       工       工       工       工         1 大       工       工       工       工         1 大       工       工       工       工         1 大       工       工       工       工         1 大       工       工       工       工         1 大       工       工       工       工         1 大       工       工       工       工         2 大       工       工       工       工         3 大       工       工       工       262,937	医 業 外 収 益	263,336	4,489,142
支       出         商 院 事 業 費 用       471,973         質 医 業 外 費 用       4,322,845       217,342         資 株 別 損 失       1,670,000       262,937	特 別 利 益	262,937	1,932,937
病院事業費用       補正前の予定額       補正予定額         有院事業費用       6,121,469       471,973         質医業件別費用       1,28,624       217,342         資格別損失       1,670,000       262,937			
病院事業費用       中間       中間		17 /	101111
医 業 費 用       4,322,845       217,342         医 業 外 費 用       128,624       A 8,306         特 別 損 失       1,670,000       262,937	病院事業費用	千円 471,973	, 6,593,442
医業外費用     128,624     本8,306       特別損失     1,670,000     262,937	医 業 費 用	217,342	4,540,187
特 別 損 失 1,670,000 262,937	医 業 外 費 用		120,318
	特 別 損 失	262,937	1,932,937

	<del>jin</del>	手用 3,103,909	2,172,000	931,909	5 5 5 9	क्षेत्र	子用 3,103,909	2,386,147	717,468			
	予定額	21,831	20,000	41,831		予定額	千円 21,831	38,414	16,583			
	無田田	4		◁		維田田	٥	◁				
坂	補正前の予定額	千円 3,125,740	2,152,000	973,740	文出	補正前の予定額	手用 3,125,740	2,424,561	700,885			
		К	ə	翎			丑	顀	₩ <b>,</b>			
	ш ш	以		交付		m	长	良		り改める。		
		包	業	金交交			的	設改	殿	おり改		
	南	第1款 資本	第1項 企	第2項 負 担		献	第1款 資 本	第1項 建 員	第3項 償	継続費の総額及び年割額を次のとお		

能     報     中及     中 問     能     額     中及     中 問     報       千円     千円     千円     千円     千円     千円     千円     千円       30     22,076     30     22,076	31 513,091 31 513,091	21,700,887 32 2,118,025 22,083,482 32 2,156,266	33 6,349,922 33 6,464,686	34 12,697,773 34 12,927,363			溪風	字		この会計へ補助を受ける金額を792,898千円に改める。		
(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	513,091	32 2,118,025 22,083,482	6,349,922	12,697,773			額 変 更			98千円に改める。		
(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)		32 2,118,025			·		額 変 更			98千円に改める。		
(十) (十) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1		32					額	手用 2,152,000		98千円に改める。		
# H E	31		33	34				手用 2,152,000		98千円に改める		
		21,700,887						2,15		98千円』		
	•									₹792,8		
		茶 等 業					 			ける金額		
		県央基幹病院新築事業					絽	業費		補助を受		
		県央基					ш	垂		)숲탉스		
		養				200	6	備		ならたの		
		設改息				り改め、	働	糊		<b>般会計</b>		
		1 選				次のとお	崩	病院		のためー		
		1 資本的支出			I ##₩			l	1会計からの補助金)		,	
			資本的支出 1 建設改良費	資本的支出 1 建設改良費	資本的支出 1 建設改良費	資本的支出 1 建設改良費業 (債)	資本的支出 1 建設改良費業 (債) 起債の限度額を次のとおり改める。	資本的支出     1 建設改良費       整備の限度額を次のとおり改める。	資本的支出     1 建設改良費       整備       超債の限度額を次のとおり改める。       病院整備	資本的支出     1 建設改良費       整備     定備の限度額を次のとおり改める。       病院整備       所院整備       計からの補助金)	資本的支出 1 建設改良費 起債の限度額を次のとおり改める。	資本的支出 1 建設改良費 整 債) 起債の限度額を次のとおり改める。 病 院 整 値 病 院 整 値

						,	····			
				鏡	千円 20,148	195,347	20,260	181,917	5,289	9,130
			, ·	<b>₩</b>					*	·.
			•		<del></del>					
								無		苺
				竹	# ·	漢		禰		<b>\$</b>
						퐾	定	争		於
				4111	1	1/5	奉	Mul		
				雅		華	苹	斑		鰕
ı						括	辮	財		耐
				   <del>       </del>	<b>^</b>	域		有		<b>∳</b> □
								省		上
	%									
<b>%</b>	75				斯					
よい	千五二									
かり	計費			Irm/	紙	袻				
5 8	繰越明			門		摋				
然に第					赵	線				
7.6	「第1				第1項	\$2項		•		
正子编	更は、				和人	———- -			<u>.</u> .	
	び変]				萬					
股分計	追加及		띰							
鴻一· 正)	費の		·費 加		務	ε			•	
要新湯 費の補	越明酹		<b>越明</b> 爵	紫					,	į
30年] 明許					쵏					
平成(練越	第1条		章 1 表 1							
	<b>₩</b> .		4n.		樂					
	平成30年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。 (繰越明許費の補正)	般会計の補正予算は、次に定めるところによる。   	0年度新潟県般会計の補正予算は、次に定めるところによる。 引許費の補正) 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。	0年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。 1所費の補正) 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。 繰越明許費補正 追 加	0年度新潟県般会計の補正予算は、次に定めるところによる。         9許費の補正)         繰越明許費         線越明許費補正         追加         激       事業名	0年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。         1時費の補正)         繰越明許費補正         追 加         敷       項       事       業       名       金       4円         診 務 費       第1項 政 策 費       地域プロジェクト事業費       20,148	数明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。         表 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明計費補正」による。         ま 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明計費補正」による。         1 追 加         ※ 務 費 第1項 政 策 費 地域プロジェクト事業費         第 地域プロジェクト事業費         第 地域プロジェクト事業費         第 地域プロジェクト事業費         第 2項 総 務 管 理 費 地域 活 性 化 推 進 費         第 地域 活 性 化 推 進 費	放30年度新潟県一般会計の補正子算は、次に定めるところによる。       株       株       株       株       株       株       本       土土       土土       土土       土土       本       本       本       本       本       本       土土       土土       土土       本       本       本       本       本       土土       土土       土土       土土       本       本       本       本       本       土土       土土       土土       本       本       本       本       土土       土土       土土       本       本       本       本       本       土土       土土       土土       本       本       本       本       土土       土土       土土       本       本       本       本       本       土土       土土       土土       本       本       本       本<	2	2015年度新潟県―旅会計の補正子算は、次に定めるところによる。   2015年度の補正   2015年度新潟県一旅会計の地正子算は、第1支 繰越明許費補正」による。   3015年

113,901	19,008	10,019	216,000	650,058	86,971	434,404	326,965	58,779	13,281	12,984	25,669	399,759	47,915
1]項 県 民 生 活 管 理 費   自 然 科 学 館 施 設 韻 整 備 費	52項防災費航空消防防災体制整備費	53項 環 境 企 画 費 環境保全施設整備交付金事業費	33項医務薬事費 地域医療高度化推進事業費	55項 高 齢 福 祉 保 健 費 高 齢 者 福 祉 施 設 整 備 補 助 金	第7項 生 活 衛 生 費 生活基盤施設耐震化等補助金	第8項 障 害 福 祉 費 バリアフリーまちづくり事業費	障害者支援施設等整備補助金	第9項 児 童 家 庭 費 県立児童福祉施設整備事業費	第10項少子化対策費保育所等設置補助金	病児·病後児保育施設整備緊急促進補助金	第3項 職 業 能 力 開 発 費 テ ク ノ ス ク ー ル 管 理 費	第1項 農 業 総 務 費   畜産研究センター新・搾乳牛舎整備費	農業総合研究所研究施設整備費
第3款 県民生活・環境費 第	銀	無	第4款 福 祉 保 健 費 第		- Adv	- Velici					第5款 労 働 費	第7款農林水産業費	

53,417	19,735	259	79,056	146,730	45,360	5,000	092'19	226,673	18,500	13,510	8,057	36,895	244,684
農林水産業総合振興事業助成費	大規模園芸産地育成事業補助金	経 営 普 及 課 運 営 費	農業大学校維持補修費	漁場環境保全創造事業費	漁 業 調 査 船 建 造 費	県 営 漁 港 維 持 補 修 費	市町村営漁港施設機能強化事業補助金	市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	原 宮 漁 港 盤 備 事 業 費	林道關設事業助成費	県 単 林 道 整 備 事 業 補 助 金	地域活性化林道事業費	持続的林業確立対策事業補助金
第2項 地域農政推進費	第3項 農 産 園 芸 費 ブ	第4項 経 営 普 及 費 業	I def	第7項 水 産 紫 費 次	*			1-	l	第8項 林 紫 費 本			His

28,263	33,858	13,855	141,657	20,366	4,924	287,422	67,590	83,887	59,402	16,551	72,275	30,155	9,091
 防災林造成事業費	地域防災対策総合治山事業費	水源の里保全緊急整備事業費	漁場保全関連特定森林整備事業費	小規模治山事業費	小规模治山事業補助金	土地改良施設県管理費	国営附帯県営農地防災事業費	過陳地域等農道代行事業費	県営地域用水環境整備事業費	団体営基幹水利施設ストックマネジメント 事 楽 助 成 費	団体営長寿命化・防災減災事業助成費	団体営農村振興総合整備事業助成費	基盤整備促進事業助成費
						第9項 農 地 管 理 費	第10項 農 地 基 盤 整 備 費						
				•									

						1			因体営里地棚田保全整備事業助成費	65,274
								1	耕作条件改善事業助成費	44;643
								<u> </u>	県単地すべり防止事業費	32,590
								<u> </u>	県 単 農 業 · 農 村 整 備 事 業 補 助 金	45,289
									地盤沈下対策農地事業受託費	20,408
						:		l	震災対策農業水利施設点檢·調査計画 事 業 補 助 金	50,720
		#K	第11項	畖	剁	11111	圕	颧	農業用水水利権変更更新調査費	42,200
						Ţ			団体営調査設計事業補助金	299,520
第8款 土	木		第1項	+	₩	御	関	颧	河 川 台 帳 整 備 費	3,057
									土木施設等環境整備対策費	341,903
									うるおいの新潟創成事業費	49,454
									土木施設県産材使用促進事業費	8,734
								,	公 共 事 業 企 画 調 査 費	14,256
									社会資本長寿命化対策費	410,188

147,887	83,938	198,566	. 288,271	193,526	151,562	158,122	600,375	1,198,925	644,995	343,280	66,462	1,282,598	310,123
管理関係道路調査費	建散關係道路調査費	道路維特管理費	舗 装 道 維 持 修 繕 費	橋りょう維持修繕費	交 通 安 全 施 設 費	<ul><li>(</li></ul>	道路改築費(県単)	地域づくり基盤道路整備事業費	道路安全施設費	道路改善	道路防災対策費	橋りょう補修費 (県単)	险 道 補 修 費
第2項 道路橋りょう費													
		•	,										

四次、 時														
(2) (2) (2) (2) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	470,321	89,499	566,400	165,435	49,380	15,220	12,403	200	18,000	248,691	961,122	15,724	45,702	266,936
•	災・防雪施設補修	寒 施 諛 整 備	路融雪施設補修	河川海岸费河川管理施設機能確保事業	水機場等整備	魚野川流域水環境影響調査		岸調	- ドマップ作成・周知支援	川維持		環境整備	川整備促進事業	川災害関連

			河川災害復旧関連緊急事業費	1,010,980
		•	河 川 駱 傭 費	512,808
		•	海	13,058
			海 岸 施 設 補 修 費	000'06
		•	· 第 編 費	83,000
			· 女 維 特 管 理 費	15,427
			ダム 施 殼 緊 急 整 備 事 業 費	116,030
		•	河川総合開発事業費	182,986
	第4項 砂	防、費	河川砂防調査費	19,904
	•		地 す べ り 調 洛 環	2,695
,		<b>,</b>	急傾斜地崩壊対策調強費	792
	·		砂防設備修繕費	38,246
		,	砂防施設維持修繕費	14,934
			地すべり防止施設維持修繕費	4,832
		4		

·		事 工 弱 砂	費 26,400
		土砂災害・火山噴火緊急事	業 費 339,293
		降 害 防 止	費 11,526
		情報システム修正	3,300
		災害関連緊急地すべり対	策費 640,542
		地方べり防止工事	: 費
		急傾斜地崩壊防止工	事 費 36,332
		集落雪崩对策	費 4,300
	第5項都市計画費	都 市 計 画 基 磯 調 査	: 費
		持続可能なまちづくり推進事	<b>米</b>
		美しいまちづくり推進事	<b>業</b> 費 10,908
		6 路事業	費 487,236
		街 路 整 備	費 225,895
		景観・歴史まちづくり推進事	業費 18,886

(東	五 37,900	1,010	定費 6,707	費 27,040	費 47,540	: 費, 544,470	助金 8,700	理費 10,000	費 145,056	費 111,116	費	理 費 331,435	1
公園整備費(県	公 園 維 特 管 理	にざわい空間創出支援モデル事業費	流域別下水道整備総合計画策	在 環 境 整 備	原 街 任 布 簡 理	既設公営任宅改善	並行在来線鉄道施設整備補	派川加治川補償用水施設等管	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	海 湾 修 籍	海 湾	廃棄物埋立護岸管	地
				第6項 建 、			第7項交通政策費	第9項港湾		15			
				,								·	

	49,121	658,257	41,921	2,268	84,370	12,334	7,125	43,718	3,831	54,177	19,000	119,080	77,092	3,745
	₹	658	4	,,	78	12			1,313,831	55	15	116	1.1	(.)
							,							
	颧	敏	顜	颧	顤	E	觀	數	()	● .	颧	歡	()	( )
	参	建築	銤	銤	埇	6 年 理	磙	黙	当)	籬	華	设継	費 (県単)	(東省)
	別小	<b>参</b>	麒	殸	細	維持	備関	於	修費	緻	細	垣	改修	整備
	华	(仮称)	肿	所	帮	テム	整领	厘	耐震改	彰	境改	校全	・耐湿	71)-
	争	) 暑	鏃	柏	免	グス	校	∜⊪	•	整.	郷	查	大規模	*1J 7
	上	警察	颖	蘣		指令	孙		規模		学校	文機	学校7	··· 译校/
1	傑	強	恒	梅	- 革	梅	抖	校	校大	· 校	貅	읭	特別支援学校大規模・耐震改修費	特別支援学校バリアフリー整備費
		柏	拿	女	画画	110	些				恒		- #	
	實					<b>海</b>	顜	華				校費		
	畑					囟	務	校				孙		
	細					介	総	孙				支援		
	徽					偢	育	₩				涸		
	河					颅	項数	闽				角		
	第1項		•			第2項	第11	第3項				第4項		
	搟						曹					· ·		,
,						·								
	傑						乍							
	赖加		-				赘							
	第9款						第10款			-				
	<b>₩</b>	<u>-</u>				_	407							

254,810	1,728	17,485	6,582	6,520	8,311	124,608	25,504	63,583	33,504	383,691	766,745	3,920,128	583,357
特別支援学校冷房整備費	特別支援学校環境整備費	少年自然の家建設費	堆 蔵 文 化 財 セ ン タ - 費	世界遺産登録推進費	万代島美術館維持補修費	近代美術館改修費	認定こども園整備等補助金	県 営 漁 港 災 害 復 旧 費	林道施設災害復旧事業助成費	治山施設災害復旧費	耕地災害復旧費	建設関係災害復旧費	港湾関係災害復旧費
		第5項 生 涯 学 習 推 進 費	第6項文化 行 政 費				第8項 私 学 教 育 振 興 費	第1項農林水産施設 第1項災 害 復 旧 費	·			第2項 土 木 施 設 第 後 害 仮 旧 費	
		•						第11款 災 害 復 旧 費		-			

	12,511	5,930	29,004,211	
			29,(	
	<b>长</b>	新 ·		
	ш	Щ		
		後		
	剱			
	<b>#</b>  0	細		
	**	. X		
٢	漸	校		
	<u></u>	孙		
ŀ		設實		
		施但旧		
		1 章	ting	
		<b>黎</b> 災		·
		第3項		
	٠			
			40	
L				

	補正後の額	· 卡用 327,330	140,210	249,367	567,186	216,196	694,759	34,160	610,481	317,228	357,085	119,147	298,630
	補正前の額	千円 311,500	78,000	. 135,000	100,000	158,100	330,200	23,800	86,675	120,225	320,775	33,600	105,000
	М	き助 成 費	備事業費	保全事業費	化事業費	事 業 費	業	助 成 費	補助金	業種	事業費	業	事業費
	袱	対策事業	底 基 盤 整	宣水産物供給基盤機能保全事業	施設機能強	海岸保全	開設事	良事業	造林獎励	重 巾 県	防治山	重 巾 県	り防止
	<b>#</b>	経営構造	県営水産生	具営水産物(	県 営 漁 港 加	県 営 漁 港	林	林道改	民有林兴	復旧	際等	子 防 氵	地・オーベ
	11114	農政推進費	華業			<u></u>	業	1	<u>                                     </u>	f	L		ļ
	道	第2項 地域	第7項 水				第8項 林						-
風	款	林水産業費									`		
。 ※ ※		第7款 農 本									_ <del>_</del> .		

	第10項	農地基盤整備費	県営かんがい排水事業費	384,576	2,648,464
	,		県 営 基 幹 水 利 施 設ストックマネジメント事業費	420,000	2,302,497
		•	県 営 農 地 防 災 排 水 事 業 費	616,293	1,729,813
			県 営 港 水 防 除 事 業 費	. 949,000	2,166,327
			県営地すべり対策農地事業費	593,500	1,210,262
			県営ため池等整備事業費	1,607,717	2,555,820
			県営地盤沈下対策農地事業費	000'08	530,270
,			県営中山間地域総合農地防災事業費	70,000	290,129
			県営特定農業用管水路等特別対策事業費	125,000	205,828
			県営経営体育成基盤整備事業費	9,134,549	11,983,806
			県 営 農 道 整 備 事 業 費	40,000	. 129,005
			県営中山間地域対策事業費	375,000	2,383,278
ì			団体営農業集落排水事業助成費	46,272	49,122
			震災対策農業水利施設点檢·調査計画費	134,325	300,824

						_							
5,613,139	1,984,898	1,729,790	1,501,552	14,378,052	2,379,811	657,166	8,422,412	952,262	652,400	406,700	665,238	2,281,660	413,509
1,492,146	1,019,309	1,015,790	1,000,000	4,908,118	455,700	455,700	4,440,450	456,750	392,400	316,700	492,442	793,832	88,400
搬	施設費	補修費	補修費	路整備費	備費 (街路)	報基盤等整備費	改修費	災対策整備費	対策費	対策強	以	防費	防
路	害 防 緊	b x 3	张	急地方道	急地方道路整	合流域防災対策情	域河川	川総合流域防	岸侵负	題	提。改	急 第	砂川
. 選	<u> </u>			Ӂ	~~~~	<b>漸</b>	和	反	典	典	角	養	<u> </u>
道路橋りょう				`		世 東 川 東						砂防	
第2項 通						第3項 沖					-	第4項	
ĦK.	.•							7			٠		
<del> </del> <del> </del> <del> </del> <del> </del>													
第8款													

# 5 4 7 9 対 様 数 668.880 1,627,23 # 5 点 結 計 計		砂防総合流域防災対策整備費	365,040	, 898,058
第5項 時 計		すべり対策	698,880	1,627,231
#5項都市計画費 公 圖 整 備 費 482,124 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		傾斜地崩壊対策	185,120	467,093
#9.頃 帯 瀬 樹	5項 幣 市 計 画	图 整 備	482,124	1,019,600
港湾施設改良統合補助事業費     71,000       港湾海湾 海 岸 保 全 費     300,000	拖	消改多	700,000	893,821
		湾施-設改良統合補助事業	71,000	222,138
36,509,008		湾 海 岸 保 全	300,000	575,253
	tha.		36,509,008	80,159,007

İ	補正後の額	手用 22,177	20,064	42,241	• .
	補正前の額	千円 8,288	15,810	24,098	
•	袙	造林事業費	造林費		
· .	**	記念県行	久 県 行		
	ተ	明治百年	第 3		
7.00		紫			
	通	第1項 事		thing .	
<b>月許費補正</b> 更		林事業費		ļ	
第1表 繰越明 1 次	款	具有		<b>₫</b> □	
	繰越明許  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※  ※	繰越明許費補正     変     更       源     項     事     業     名     補正前の額     補正	exact plane       機能明許費補正         変       更         款       項       事       業       名       補正前の額       補正前の額       補正前の額       補正前の額       相正前の額       日本内       日本内 <th>変     更     事     業     名     補正前の額     補正後       熟     項     事     業     費     特正前の額     補正後       具有林事業費     第1項事     業     費     明治百年記念県行造林事業費     8,288       第     第     3     次     県     市     費</th> <th>変       更       事業費       業費       有工前の額       補正的の額       補正的の額       補正的の額       補正的の額         具有林事業費       第1項事業費       第 9       財治百年記念県行造林事業費       8,288         合       第 3 次 県 行 造 林 費       15,810</th>	変     更     事     業     名     補正前の額     補正後       熟     項     事     業     費     特正前の額     補正後       具有林事業費     第1項事     業     費     明治百年記念県行造林事業費     8,288       第     第     3     次     県     市     費	変       更       事業費       業費       有工前の額       補正的の額       補正的の額       補正的の額       補正的の額         具有林事業費       第1項事業費       第 9       財治百年記念県行造林事業費       8,288         合       第 3 次 県 行 造 林 費       15,810

平成30年度新潟県用地先行取得事業特別会計補正予算	平成30年度新潟県用地先行取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。. 繰越明許費)	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」によ る。	8 明 齊 費 明 5	<ul><li>一事 業 名 </li></ul>	E 行取得事業費 第1項事 業 費 用 地 先 行 取 得 事 業 費 67,620	67,620	
	平成30年度新潟県用地先行取 (繰越明許費)	第1条 地方自治法 (昭和22年) る。	盂	凝	第1款 用地先行取得事業費	фп	

		*				i	
	いまれて、東大学の大学・ファイン	も.) 「 <b>感</b> 上		鎖	丰円 1,604,960	1,604,960	
				邻		1	
	公珠 计	H K K			極		
	N H K	હે ઇ		始	継		
如本				**************************************	<del>iiii.</del>		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ん 所 H	<u> </u>			ূ ূ		
4 4	いる は	系 例 つ		<del>                                     </del>	¥		,
業特別会	らん ・ 使に いいい だい いいい はい いいい はい にん にん にんしょう にんしょう しょうしょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく	j Ž			۲		
無 類	の る か マ ば	# 6			·		
平成30年度新潟県流域下水道	げの伸上ナ草は、吹に定めるところによる。 盤913を第1項の抽合により翌年度に認り動)ア体田子ストレポポネ2級乗は「毎1手		\$	通	設	Nine.	
年度新潟	済計の補止: (1) 年913条				第2項 建		
序成 30 無性問	来将别 律籍67-3	5 5			兼		`
\[ \frac{1}{2} \\ \fr	十处30年及新영県凱嘎「水垣事業特別会計の4年上寸算は、水に定めるところだよる。  繰越明許費   1条 - 地方自治法(昭和22年洋律籍67号) 簪313巻巻1頃の曲台に18翌年毎に월 24世		明許費	談	下水道事業費		
# ## <b>- 1</b>	十級30年沒夢 (繰越明許費) 第1条 地方自	0 0 0	第1表 繰越	wik .	第1款 流域 1	<b>₫</b> □	

等整備事業特別会計補正予算	定めるところによる。	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。		事業条金額	中央     中央	(株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株)	125,171	
平成30年度新潟県港湾整備	川会計の補正予算は、次に定める	%7号)第213条第1項の規定によ		野	第1項 事 業		गील	
1	平成30年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 (繰越明許費)	第1条 地方自治法 (昭和22年法律)る。	第1表 繰越明許費	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第1款 港 湾 整 備 事 業 費		. <b>∜</b> □	

## 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催について(公告)

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり 開催する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

# 1 講習会の期日及び場所

開催地	会場名	講習期日
新潟市	新潟ユニゾンプラザ	2019年6月11日(火)
佐渡市	アミューズメント佐渡	2019年6月18日(火)
糸魚川市	糸魚川建設会館	2019年6月20日(木)
新潟市	新潟テルサ	2019年6月28日(金)
上越市	上越人材ハイスクール	2019年7月2日(火)
上越川	上越入的ハイスケール	2019年7月3日(水)
長岡市	長岡新産管理センター	2019年7月5日(金)
新発田市	新発田市生涯学習センター	2019年7月9日(火)
三条市	燕三条地場産センターメッセピア	2019年7月17日 (水)
十日町市	十日町地場産センタークロス10	2019年7月19日(金)
新潟市	新潟テルサ	2019年8月7日(水)
村上市	村上市民ふれあいセンター	2019年8月23日(金)
新潟市	新潟テルサ	2019年8月29日(木)
長岡市	長岡新産管理センター	2019年9月4日(水)
柏崎市	柏崎エネルギーホール	2019年9月10日(火)
南魚沼市	南魚沼市ふれ愛支援センター	2019年9月12日 (木)
糸魚川市	糸魚川建設会館	2019年9月18日 (水)
上越市	   上越人材ハイスクール	2019年9月25日 (水)
工版11		2019年9月26日 (木)
新潟市	新潟テルサ	2019年10月2日(水)
小千谷市	小千谷市総合福祉センターサンラックおぢや	2019年10月17日(木)
新発田市	新発田市生涯学習センター	2019年11月1日(金)
新潟市	新潟テルサ	2019年11月6日(水)
長岡市	長岡新産管理センター	2019年11月8日(金)
三条市	燕三条地場産センターメッセピア	2019年11月14日 (木)
上越市	上越人材ハイスクール	2019年11月21日 (木)
T-167 111		2019年11月22日 (金)
新潟市	   新潟テルサ	2020年2月6日 (木)
VAL KVAL I I	49  Krig / /* /	2020年2月7日(金)

## 2 講習の対象者

危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者及び現に危険物の取扱作業に従事していないが、受講を希望する危険物取扱者とする。

## 3 講習時間等

受付時間 午前の講習の場合は、午前9時から

午後の講習の場合は、午後1時から

講習時間 午前の講習の場合は、午前9時30分から午後12時30分まで 午後の講習の場合は、午後1時30分から午後4時30分まで

## 4 受講申請受付期間

- (1) 講習期日が6月11日 (火) のときは、2019年5月7日 (火) から21日 (火) まで
- (2) 講習期日が6月18日(火)のときは、2019年5月14日(火)から28日(火)まで
- (3) 講習期日が6月20日(木)のときは、2019年5月16日(木)から30日(木)まで
- (4) 講習期日が6月28日(金)のときは、2019年5月24日(金)から6月7日(金)まで

- (5) 講習期日が7月2日(火)、3日(水)のときは、2019年5月28日(火)から6月11日(火)まで
- (6) 講習期日が7月5日(金)のときは、2019年5月31日(金)から6月14日(金)まで
- (7) 講習期日が7月9日(火)のときは、2019年6月4日(火)から18日(火)まで
- (8) 講習期日が7月17日(水)のときは、2019年6月12日(水)から26日(水)まで
- (9) 講習期日が7月19日(金)のときは、2019年6月14日(金)から28日(金)まで
- (10) 講習期日が8月7日(水)のときは、2019年7月3日(水)から17日(水)まで
- (11) 講習期日が8月23日(金)のときは、2019年7月19日(金)から8月2日(金)まで
- (12) 講習期日が8月29日(木)のときは、2019年7月25日(木)から8月8日(木)まで
- (13) 講習期日が9月4日(水)のときは、2019年7月30日(火)から8月16日(金)まで
- (14) 講習期日が9月10日(火)のときは、2019年8月2日(金)から16日(金)まで
- (15) 講習期日が9月12日(木)のときは、2019年8月6日(火)から23日(金)まで
- (16) 講習期日が9月18日(水)のときは、2019年8月9日(金)から28日(水)まで
- (17) 講習期日が9月25日(水)、26日(木)のときは、2019年8月21日(水)から9月4日(水)まで
- (18) 講習期日が10月2日(水)のときは、2019年8月28日(水)から9月11日(水)まで
- (19) 講習期日が10月17日(木)のときは、2019年9月12日(木)から26日(木)まで
- (20) 講習期日が11月1日(金)のときは、2019年9月27日(金)から10月11日(金)まで
- (21) 講習期日が11月6日(水)のときは、2019年10月2日(水)から16日(水)まで
- (22) 講習期日が11月8日(金)のときは、2019年10月3日(木)から17日(木)まで
- (23) 講習期日が11月14日(木)のときは、2019年10月10日(木)から24日(木)まで
- (24) 講習期日が11月21日(木)、22日(金)のときは、2019年10月17日(木)から31日(木)まで
- (25) 講習期日が2020年2月6日(木)、7日(金)のときは、2019年12月27日(金)から2020年1月16日(木)まで

#### 5 受講申込先

新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル内 郵便番号950-0965 電話番号025-285-3490

公益財団法人新潟県危険物安全協会

### 6 受講手数料

4,700円分の新潟県収入証紙で納入

#### 7 その他

- (1) 受講当日、受講者は免状、受験票及び筆記用具を持参すること。
- (2) 受講申請書は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会及び市町村消防本部(署)並びに新潟県防災局消防課に準備してある所定の用紙を使用すること。
- (3) この講習についての照会は公益財団法人新潟県危険物安全協会(025-285-3490)へ行うこと。

# 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催について(公告)

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり開催する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 講習の期日及び場所

講習区分	講習期日	講習会場
特殊消防用設備等	7月24日 (水)	技術士センタービル I
	7月17日 (水)	新潟ユニゾンプラザ
消火設備	11月6日(水)	新潟ユニゾンプラザ
	11月19日(火)	ハイブ長岡
	7月18日 (木)	新潟ユニゾンプラザ
警報設備	11月7日 (木)	新潟ユニゾンプラザ
音採収加	11月14日 (木)	上越テクノスクール
	11月20日 (水)	ハイブ長岡
避難設備・消火器	7月19日(金)	新潟ユニゾンプラザ

11月8日(金)	新潟ユニゾンプラザ
11月15日 (金)	上越テクノスクール
11月21日 (木)	ハイブ長岡

## 2 講習区分及び講習の対象となる消防設備士の種類

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
特殊消防用設備等	甲種特類
消火設備	甲種第1類、甲種第2類、甲種第3類
何久試佣	乙種第1類、乙種第2類、乙種第3類
警報設備	甲種第4類、乙種第4類、乙種第7類
避難設備·消火器	甲種第5類、乙種第5類、乙種第6類

### 3 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講習時間
(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	2 時間30分
(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	4時間
(3) 効果測定	30分程度

## 4 受講申請手続

- (1) 受付期間
  - ①7月講習

2019年6月10日(月)から2019年6月21日(金)まで

2011月講習

2019年9月6日(金)から2019年9月20日(金)まで

(2) 受付場所

新潟市中央区新光町10番地 3 技術士センタービルⅡ2階 一般財団法人新潟県消防設備協会

- (3) 必要書類等
  - ①受講申請書(講習区分ごとに提出する。)
  - ②写真1枚(申請書提出前6ヶ月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルで正面無帽上半身のもの。受講申請書の写真欄に貼付する。)
  - ③受講手数料7,000円 (新潟県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼付する。)
- 5 その他
  - (1) 受講案内書及び受講申請書配布場所
    - 一般財団法人新潟県消防設備協会、新潟県防災局消防課、県内消防本部及び消防署
  - (2) 受講時に持参するもの

消防設備士免状、受講票、筆記用具

- (3) 問い合わせ先
  - 一般財団法人新潟県消防設備協会 電話025-284-2420

# 調理師試験の実施について(公告)

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により、2019年度新潟県調理師試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、調理師法第3条の2第2項の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに 行わせる。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

1 試験日時

2019年10月12日 (土)

午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験の場所

第1会場 新潟県庁 (新潟市中央区新光町4番地1)

第2会場 燕三条地場産業振興センター (三条市須頃1-17)

3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

4 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定に該当する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上(週4日かつ1日6時間以上又は週5日かつ1日5時間以上)調理の業務に従事した者。

- 5 提出書類
  - (1) 受験申請書
  - (2) 受験票・写真台帳
  - (3) 証紙納付書
  - (4) 受験票送付用封筒
  - (5) 卒業証明書
  - (6) 調理業務従事証明書
  - (7) 印鑑登録証明書(該当者のみ)
  - (8) 戸籍抄本等(該当者のみ)(発行後6ヶ月以内のもの)
  - (9) 国籍等表示のある住民票 (外国籍の場合のみ)(発行後6ヶ月以内のもの)

上記(1)~(4)及び(6)については、公益社団法人調理技術技能センターが定める様式を使用すること。

なお、平成30年度新潟県調理師試験を申し込んだ者については、その際に交付された受験票を提出することにより、上記(5)及び(6)の提出を省略することができる。

- 6 受験手数料
  - (1) 受験手数料は、6,400円の額に相当する新潟県収入証紙を証紙納付書の所定の位置に貼って納入すること(収入証紙は消印しないこと)。
  - (2) 受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても受験手数料を返還しない。
- 7 受験申請に関する書類の受付期間及び提出先
  - (1) 一般郵送受付

申請用封筒に提出書類一式を封入の上、「簡易書留」で郵送すること。

ア 受付期間

2019年5月13日(月)から6月7日(金)まで(当日消印有効)

イ 提出先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

(〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階)

(2) 団体窓口受付(5名以上の受験申請を団体等でとりまとめ、直接持参する場合) 事前に提出先に電話連絡をすること。

ア 受付期間

2019年5月13日(月)から6月7日(金)までの平日午前9時から午後5時まで

イ 提出先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

(〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階)

8 合格者の発表

2019年11月29日(金)

9 その他

受験手続に関する問い合わせは、公益社団法人調理技術技能センター(03-3667-1815)へ行うこと。

### 特定調達契約(物品の購入等)に係る競争入札参加者の資格について(公告)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、新潟県が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての競争入札に参加しようとする者の平成31年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に平成32年3月31日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

1 調達をする物品等の種類

次のとおりとする。

- (1) 文具事務機器類
- (2) 家具類
- (3) 印刷·印章類
- (4) 機械類
- (5) 薬品・肥飼料・資材類
- (6) 車両·船舶類
- (7) 燃料·油脂類
- (8) 工事用材料類
- (9) 雑類
- 2 競争入札に参加することができる者
  - (1) 営業に関し許可、認可等(以下「許認可等」という。)を必要とする場合において、許認可等を受けている者
  - (2) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日(以下「審査基準日」という。)において、引き続き1年 以上事業を営んでいる者(審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日 までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち 知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。)
  - (3) 後記3に規定する税について未納がない者
  - (4) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
  - (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
    - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
    - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力 団員を利用していると認められる者
    - ウ 暴力団員であると認められる者
    - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持 又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
    - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
    - カ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。)が、自己、自社若しくは第 三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
    - キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの
- 3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、物品等入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる 書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 法人の場合
  - ア 法人の登記事項証明書(外国に籍を有する法人にあっては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発 行するこれに相当する書類)
  - イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
  - ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
  - エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であって、審査基準日において当該承継の 日から1年未満のものにあっては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める 書類
  - オ 新潟県に事務所又は事業所 (2以上の事務所又は事業所がある場合には主たる事務所又は事業所。以下 同じ。)を有する法人にあっては、新潟県の県税納税証明書
  - カ 新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあっては、法人税の納税証明書(外国に籍を有する法人に あっては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類)
  - キ 消費税及び地方消費税の納税証明書
  - ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 個人の場合

- ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)(被保佐人又は被補助人にあっては、知事が別に指示する書類)及び民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書(日本の国籍を有しない者にあっては、知事が別に指示する書類)
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書
- ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であって、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあっては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- オ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあっては、新潟県の県税納税証明書
- カ 新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあっては、所得税の納税証明書(外国に籍を有する者にあっては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類)
- キ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 4 申請書類の作成に用いる言語等
  - (1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。 なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
  - (2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。
- 5 申請書用紙の請求

申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。

申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「物品等入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、あて先を明記した返信用封筒(角形2号)に250円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。

また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページ(下記ホームページアドレス)から取得することも可能である。

http://www.pref.niigata.lg.jp/kaikeikensa/20buppin.html

6 申請の時期

平成32年3月31日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

7 資格審査結果の通知

物品等入札参加資格を有すると決定したときは、物品等入札参加資格承認通知書により通知する。

8 資格の有効期間

物品等入札参加資格決定の日から平成32年3月31日までとする。

9 申請書の提出先及び照会先

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話025-280-5490 (直通)

# 特定調達契約(庁舎等管理業務の委託)に係る競争入札参加者の資格について(公告)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、新潟県が発注する庁舎等管理業務の委託についての競争入札に参加しようとする者の平成31年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に平成32年2月29日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達をする庁舎等管理業務の種類
  - 次のとおりとする。
  - (1) 建築物清掃業務

- (2) 建築物空気環境測定業務
- (3) 建築物飲料水水質檢查業務
- (4) 建築物飲料水貯水槽清掃業務
- (5) 建築物ねずみ昆虫等防除業務
- (6) 建築物空気調和用ダクト清掃業務
- (7) 建築物排水管清掃業務
- (8) 建築物環境衛生総合管理業務
- 2 競争入札に参加することができる者
  - (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の登録(以下「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録」という。)を受けている者(知事がこれと同等の庁舎等管理業務を遂行する能力があると認めた者を含む。)
  - (2) 営業に関し許可、認可等(以下「許認可等」という。)を必要とする場合において、これらを得ている者
  - (3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日(以下「審査基準日」という。)において、引き続き1年 以上事業を営んでいる者(審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日 までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち 知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。)
  - (4) 後記3に規定する税について未納がない者
  - (5) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
  - (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
    - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
    - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力 団員を利用していると認められる者
    - ウ 暴力団員であると認められる者
    - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持 又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
    - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
    - カ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。)が、自己、自社若しくは第 三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
    - キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの
- 3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次 に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 法人の場合
  - ア 法人の登記事項証明書(外国法人にあっては、知事が別に指示する書類)
  - イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
  - ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
  - エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
  - オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であって、審査基準日において当該承継の日 から1年未満のものにあっては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書 類
  - カ 新潟県に事務所又は事業所 (2以上の事務所又は事業所を有する場合にあっては、主たる事務所又は事業所。以下同じ。)を有する法人にあっては、新潟県の県税納税証明書
  - キ 新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあっては、法人税の納税証明書(外国法人にあっては、知事が別に指示する書類)
  - ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
  - ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 個人の場合
  - ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平

成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)(被保佐人又は被補助人にあっては、知事が別に指示する書類)及び民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書(日本の国籍を有しない者にあっては、知事が別に指示する書類)

- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であって、審査基準日において当該承継の日から1年未満の者にあっては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- カ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあっては、新潟県の県税納税証明書
- キ 新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあっては、所得税の納税証明書
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 4 申請書類の作成に用いる言語等
  - (1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。 なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
  - (2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。
- 5 申請書用紙の請求

申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。

申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、宛先を明記した返信用封筒 (角形2号) に250円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページ (下記ホームページアドレス) から取得することも可能である。

http://www.pref.niigata.lg.jp/kaikeikensa/20chousya.html

6 申請の時期

平成32年2月29日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

7 資格審査結果の通知

庁舎等管理業務入札参加資格を有すると決定したときは、庁舎等管理業務入札参加資格承認通知書により通知する。

8 資格の有効期間

庁舎等管理業務入札参加資格決定の日から平成32年2月29日までとする。

なお、平成32年3月1日以降有効な資格については、別途公告する。

9 申請書の提出先及び照会先

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話025-280-5490 (直通)

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ウェブカメラシステム賃貸借契約について、 次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年 政令第372号)の適用を受けるものである。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達案件の名称

ウェブカメラシステム賃貸借契約

- (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に関する必要事項を示す (入札説明書の配布を含む。)期間、場所及び問合せ先
  - (1) 期間

本公告の日から平成31年4月24日(水)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号) 第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

- (3) 間合せ先
  - ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

電話番号 025-285-0110 内線2235

イ 仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部刑事部刑事総務課企画係

電話番号 025-285-0110 内線4021

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本賃貸借契約又は同様の契約について、過去3年の間に新潟県警察又は他の都道府県警察との間に契約実績があることを証明した者であること。
- (4) 賃貸借契約期間中の迅速な保守等サポート体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- 4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、 新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件 入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
  - ア 提出期間 平成31年4月2日(火)から平成31年4月24日(水)まで(新潟県の休日を定める条例第1 条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで
  - イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

- ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易 書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。
- エ 提出書類 入札説明書による。
- (2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成31年5月10日(金)午後1時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成31年5月15日 (水) 午前11時30分
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室
- 6 入札手続
  - (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人 (法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札 書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便 (封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に 定める入札執行日時を記載したものに限る。)を平成31年5月14日(火)の午後5時までに新潟県警察本部 に配達し、文書収受の手続を受けること。
- (2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

- イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。
- (4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、 これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

- 10 その他
  - (1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

- (3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
  - ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
  - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。
  - ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- (4) その他
  - ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本 国通貨とする。
  - イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

#### 11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing contract for a system of webcams

(2) The time and place of the opening of tenders:

Date: Wednesday, May 15, 2019

Time: 11:30 a.m.

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building

First Floor, Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, JAPAN

# 病院局告示

#### ◎新潟県病院局告示第3号

新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月2日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

1 委託する事務

各新潟県立病院における診療費等の窓口収納事務

2 受託者の所在地及び名称

新潟市中央区米山2丁目5番地1

株式会社BSNアイネット

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

### ◎新潟県病院局告示第4号

新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)第9条の2の規定により、収入の納付について代理納付させるため、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成31年4月2日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

1 指定した事務

新潟県立妙高病院、新潟県立中央病院、新潟県立十日町病院、新潟県立吉田病院、新潟県立がんセンター新 潟病院、新潟県立坂町病院、新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンターにおいて、納入義務者に代わ って診療費等の収入を納付する事務

- 2 指定代理納付者の住所及び名称
  - (1) 東京都文京区本郷3丁目33番5号

三菱UF J ニコス株式会社

(2) 東京都港区南青山5丁目1番22号 青山ライズスクエア 株式会社ジェーシービー

3 指定期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

正誤

平成31年1月29日付け県報第8号主要目次中

ページ	行	誤	正
1	17	4 新潟県立病院の料金に関する規程の一部	1 新潟県立病院の料金に関する規程の一部
		を改正する規程(病院局業務課)	を改正する規程(病院局業務課)

平成31年1月29日付け新潟県病院局管理規程第4号(新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程)

中

ページ	行	誤	正
6	1	新潟県病院局管理規程第4号	新潟県病院局管理規程第1号